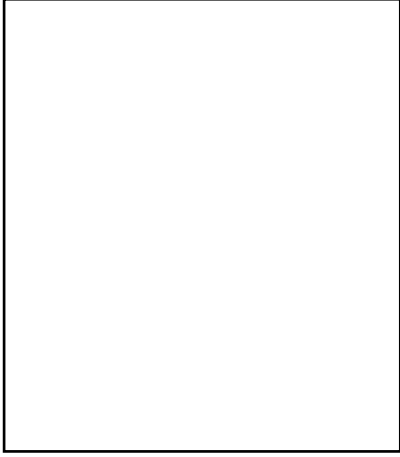


第三次あきる野市環境基本計画 (案)

令和●年●月

はじめに



目次

第1章 第三次あきる野市環境基本計画について	1
1. 環境基本計画とは.....	1
2. 基本方針と推進主体.....	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	4
5. 対象とする環境の範囲.....	4
6. 本計画のコンセプトと構成.....	6
第2章 本市の環境の特徴と課題.....	8
1. 自然環境分野	8
2. 生活環境・資源循環分野.....	12
3. 気候変動対策分野.....	13
4. 人の活動分野	17
第3章 望ましい環境像と分野別の方針.....	18
1. 望ましい環境像	18
2. 分野別の方針	19
3. 包含する分野別計画の目標.....	20
第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組	24
施策体系	24
1. 自然環境分野	25
2. 生活環境・資源循環分野.....	34
3. 気候変動対策分野.....	38
4. 人の活動分野	46
重点プロジェクト	50
第5章 推進体制と進行管理	55
1. 推進体制	55
2. 進行管理	56
資料編	59
1. 検討体制	60
2. 検討の経緯	66
3. あきる野市の自然的社会的特性.....	69
4. 温室効果ガス排出量の算定及び削減目標の設定	77
5. 第二次計画(改訂版)の評価.....	82
6. 環境に関するアンケート調査.....	89
7. 市民ワークショップ.....	99
8. 環境像の検討と投票.....	106
9. 関連指標の考え方	108
10. 用語解説	114



コラム

これまでの環境基本計画と分野別計画	1
環境政策から目指す「ウェルビーイング」.....	3
あきる野市生物多様性保全条例	9
気候変動による市内の農業への影響	16
生物多様性という言葉の定義.....	25
ネイチャーポジティブ(自然再興)とは	26
生物多様性の保全・創出・活用とは	27
野生生物との共存	29
30by30 目標と自然共生サイト.....	30
農地の環境面の機能	31
生態系サービスについて	33
本市の生物多様性の土台となる地形・地質.....	33
5R とは	35
住宅の断熱化による様々なメリット	38
省エネ家電への買い替えで電気代を削減	39
再エネ電力の調達とは.....	41
グリーンカーボン	43
市民の皆さんから寄せられた気候変動による変化.....	45
環境教育の取組紹介	47
森林レンジャーあきる野の取組紹介	49
NbS/ネイチャー・ベースド・ソリューション	49

第1章

第三次あきる野市 環境基本計画について

1. 環境基本計画とは

我が国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく計画で、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の全体的な方向性等を示すものです。

あきる野市においても、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、平成16(2004)年に「あきる野市環境基本条例」(以下「環境基本条例」という。)を制定し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18(2006)年3月に「あきる野市環境基本計画」(以下「第一次計画」という。)を策定しました。同計画の策定により、市民、事業者、市の三者による環境保全等に関する取組が体系化され、より計画的に進められることとなりました。

この度、「第二次あきる野市環境基本計画」(以下「第二次計画」という。)の中間評価及び見直しを行った「第二次あきる野市環境基本計画(改訂版)」(以下「第二次計画(改訂版)」という。)の計画期間が終了することに伴い、「第三次あきる野市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

本計画の取りまとめに当たりましては、本市で環境保全等に取り組む皆さんの想いを受け継ぎつつ、取組の進捗、国の動向などを踏まえ、目指す環境像や環境保全に関する取組内容などを見直しました。また、市民や事業者などを対象としたアンケート調査やワークショップ、本計画を検討するために組織した市民検討委員会の意見を踏まえ、施策等に反映しています。

本計画は、本市の環境をより良くし、将来まで引き継いでいくことを目指して、市民・事業者・市が協力して取り組んでいくための「道しるべ」となるものです。



コラム

これまでの環境基本計画と分野別計画

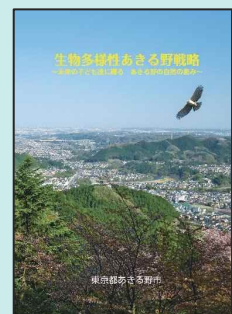
市では、「あきる野市環境基本計画」を策定し、環境保全等の取組を推進してきました。第二次計画改訂時には、「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)※」を統合しました。

また、本市の豊かな自然環境を保全し、持続させ、地域の活性化や自然環境を次世代へ継承することを目的として「生物多様性あきる野戦略」を策定し、生きものやその生息地の保全を推進してきました。

※統合とともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に準じて、「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」から「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に改めました。



第二次
あきる野市環境基本計画
改訂版



生物多様性
あきる野戦略

2. 基本方針と推進主体

市では、第一次計画から、環境基本計画の基本方針を「市民・事業者・市の協働(連携・協力)によって、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」として、環境保全等の取組を推進してきました。この基本方針は、環境基本条例の理念に基づく普遍的なものであることから、本計画においても、このまま引き継ぐこととしました。このため、推進主体も、市民・事業者・市の三者となります。

基本方針

市民・事業者・市の協働(連携・協力)によって、
豊かな自然と人とが共生できる
持続的発展が可能な社会を実現する

推進主体の役割と協働の責務

各推進主体の主な役割は次のとおりです。一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、「協働の原則」(第5章参照)に基づき、各主体の特性を生かして、協働しながら取組を進めていきます。

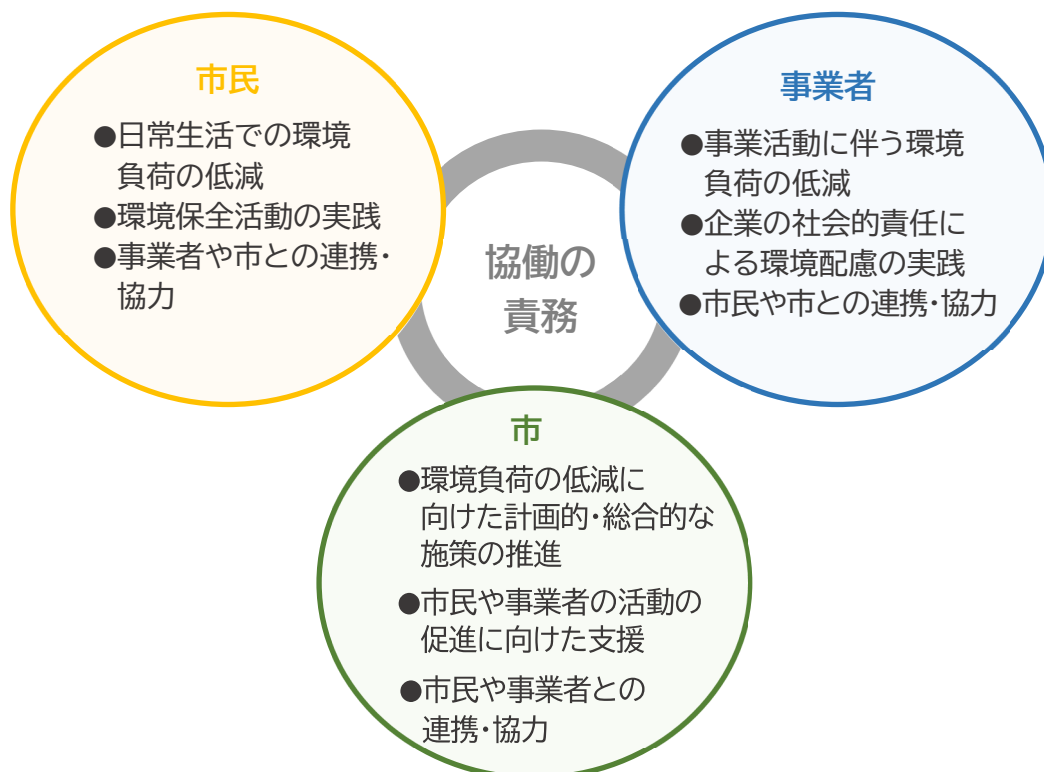


図 1 推進主体の役割

3. 計画の位置付け

(1) 計画の役割

本計画は、「環境基本条例」第8条に基づいて策定する計画です。

「第2次あきる野市総合計画」の環境分野を担い、市の環境行政の根幹をなす計画であり、市が執行する様々な行政分野において環境保全等の理念を提唱するとともに、本計画の推進に当たっては、他の分野の個別計画と連携・調整し、取組を遂行していきます。

本計画は、環境分野における個別計画等(以下「分野別計画」という。)の最上位となるもので、施策・取組の方向性を示します。

(2) 分野別計画の統合

本計画は、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、新たに「生物多様性あきる野戦略」及び「地域気候変動適応計画」(新規策定)を包含します。

生物多様性あきる野戦略

※本計画から包含

生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

※第二次計画(改訂版)から包含

地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)第19条第2項に基づき、地域の特性に応じて温室効果ガスの排出量削減等の対策を推進する計画

地域気候変動適応計画

※本計画から包含(新規策定)

気候変動適応法第12条に基づき、気候変動の影響に対し、その被害を防止・軽減していくために地域の特性に応じた適応を推進する計画

(3) アクションプランの設定

第一次計画と第二次計画では、同計画に基づく取組の内容まで記載し、基本計画とアクションプランを合わせた構成としておりました。しかしながら、環境や社会の変化が著しい今日においては、世界や国、東京都の動向に応じて、柔軟かつ早期に取組を実施しなければならない状況が想定されます。このため、施策に基づく具体的な取組については、アクションプランとして別に取りまとめることとし、環境や社会の変化に応じて、適宜見直しを図ることを可能とする構成としました。



コラム

環境政策から目指す「ウェルビーイング」

国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げています。これは、環境の状況や環境対策のあり方は、経済・社会と密接に関連しており、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も改善していく必要があるためです。また、「ウェルビーイング」として、市場を通じた価値(賃金、GDP等)と非市場的価値(健康、快適さ等)の両方を引き上げていく「新たな成長」を目指しています。

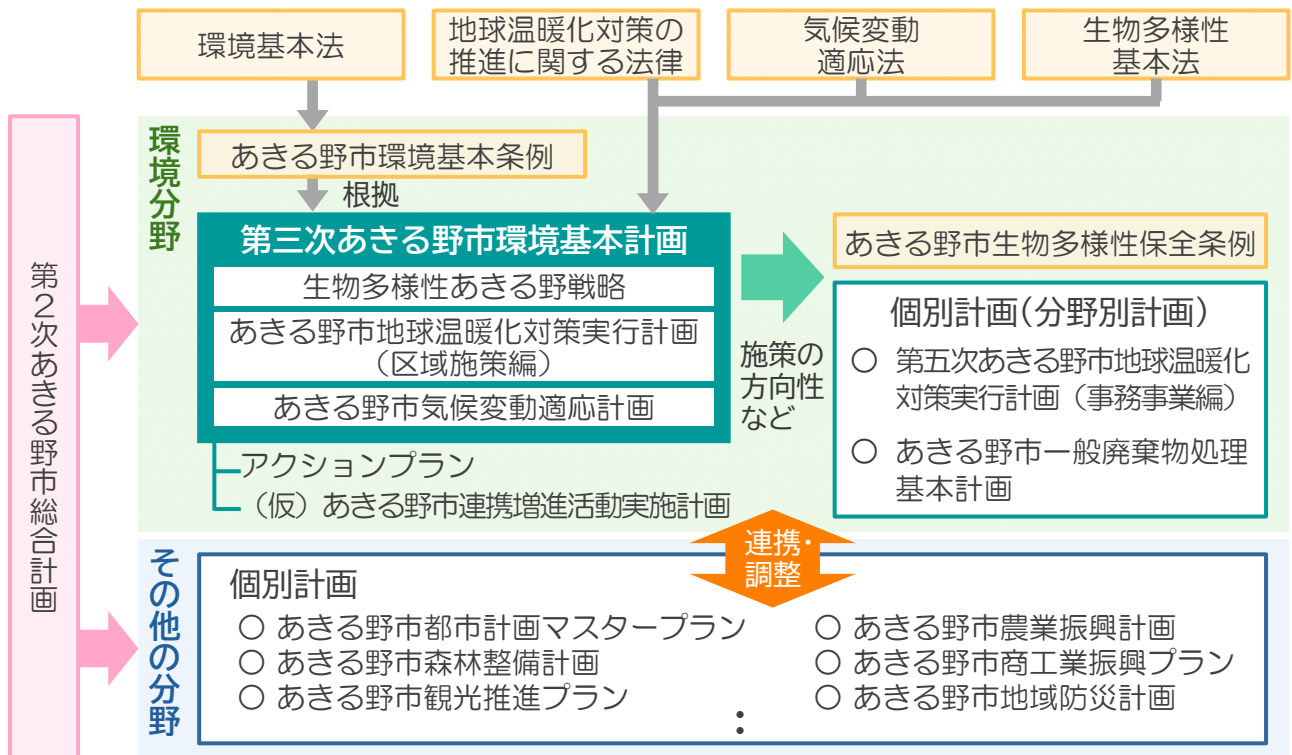
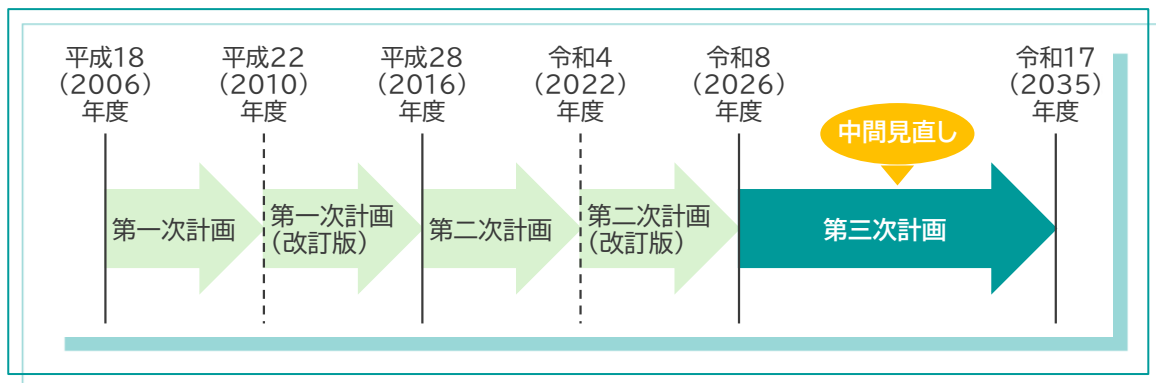


図 2 計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、中間評価及び社会情勢の変化への対応を行うために、中間見直しを実施します。



5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲を4つの環境分野に設定します。

自然環境分野	森林・農地・河川等の生きものの生存基盤となる環境、生きもの、生態系など
生活環境・資源循環分野	大気、水質、騒音、資源・廃棄物、市街地等の事業・生活空間など
気候変動対策分野	地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入、気候変動への適応など
人の活動分野	担い手育成、環境教育・学習、環境保全等の取組の協働・体制づくり

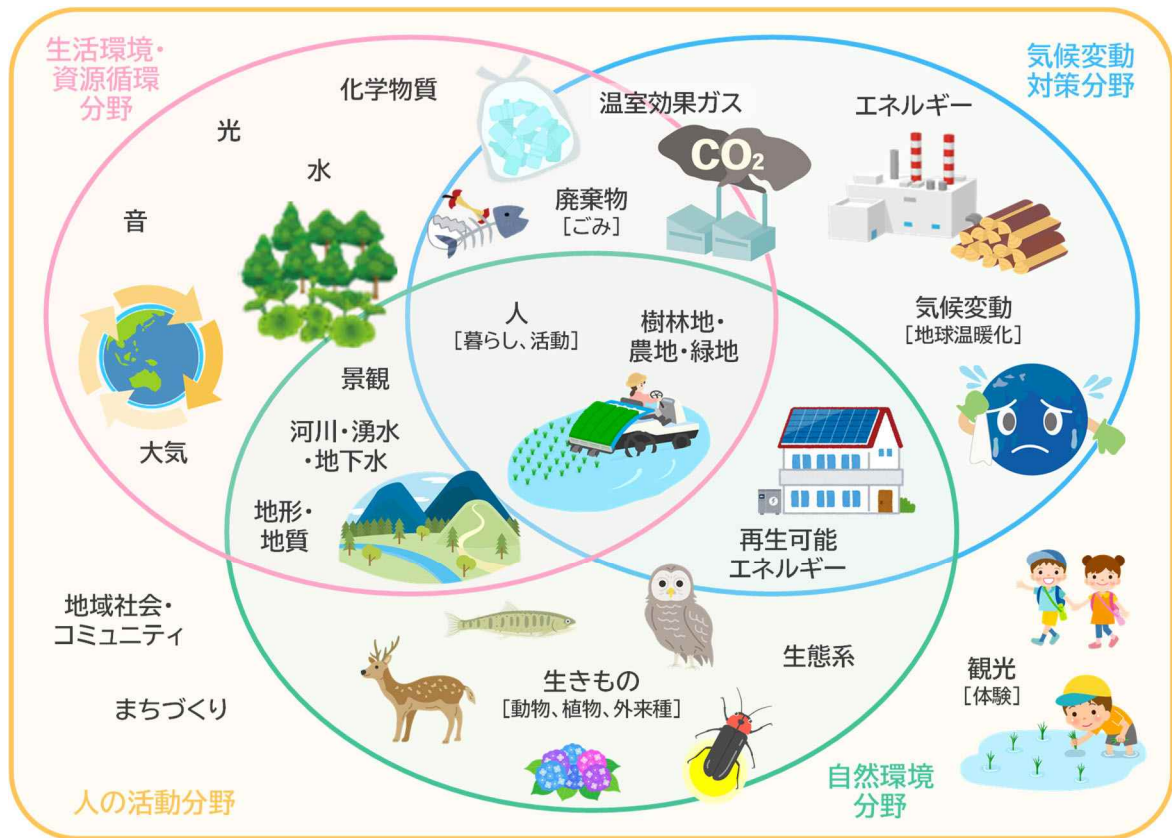


図 3 対象とする環境の範囲

社会・経済の基盤となる自然資本

私たちの暮らしは、自然の恵みの上に成り立っています。森林や土壌、水、大気、生物などの自然によって形成される自然の資本が基盤となり、私たちの生活や事業活動が成り立っています。

つまり、このような自然資本が過度に失われてしまうと、社会や経済活動の基盤を失うだけでなく、人類の存続も脅かされるおそれがあります。

一人ひとりが日常から自然の大切さを実感し、環境負荷の低減に取り組むことで、自然資本が損なわれることを防ぎ、気候変動や生物多様性等の危機を回避するとともに、良好な環境を確保し、持続可能な形で利用することが重要です。



出典：環境省「ネイチャーポジティブポータル」ホームページ

6. 本計画のコンセプトと構成

計画策定のコンセプト

本市の環境状況と、環境・社会の変化に柔軟に対応した計画とします

本市は、東京都内にありながら、山林、河川、里山、農地などの多様な自然の下で、様々な生きものが暮らしています。計画策定においては、このような本市の環境の特性や状況を調査するとともに、第二次計画に基づく環境保全対策の進捗状況について振り返りを行い、これからの環境保全に向けた課題の抽出と、取組の検討を行いました。

また、国内外の環境分野に関わる社会情勢の変化や要請について注視し、国や東京都の方針を基に反映しました。

市民・事業者に分かりやすい計画とします

多くの市民・事業者がともに環境保全等に取り組むことができるよう、親しみを持てるようなデザインとし、本市の環境の状態や取組、目標を分かりやすい表現で取りまとめました。

また、望ましい環境像の実現に向けて、分野別の方針などを整理しました。さらに、施策の進捗状況を把握するために、環境の状況を定量的に分かりやすく評価できる関連指標を設定しました。

SDGs の考え方との整合を整理します

「SDGs(Sustainable Development Goals の略:持続可能な開発目標)」は、令和 12(2030)年までの世界共通の目標であり、17 のゴールから構成されています。本計画の推進により、SDGsの達成へ貢献していくことを目指し、関連するゴールを環境分野ごとに整理しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図 4 持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標

出典:国際連合広報センターホームページ

計画の構成

本計画は、大きく次の5つの章で構成されます。



第2章

本市の環境の特徴と課題

1. 自然環境分野

(1) 自然環境の保全

本市は、面積の約6割が森林であり、多摩地域の中でも豊かな自然がたくさん残っています。この森を育てていくため、「郷土の恵みの森構想」に基づき、専門知識を持つメンバーからなる森林レンジャーあきる野が活動を始め、生物調査や自然環境教育等を行っています。

また、あきる野市自然環境調査部会による生きもの調査、あきる野市生きもの会議による対策等、様々な取組を通じて自然環境を保全してきました。

その一方で、第二次計画(改訂版)の評価や生物多様性検討部会の議論において、関係者の高齢化・担い手不足、森林では土地所有者が明確になっていないことから、調査や整備等に着手できない場所があるなど、様々な要因により適正な維持管理が十分に行われていない状況が分かりました。

さらに、世界共通の目標として、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な自然として守る「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」が掲げられ、日本でも実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、森林レンジャーあきる野をはじめ、多様な主体の協働による継続的な自然を守り再生していく仕組みづくりが必要です。

市街地においては、街路樹や公園等の公共施設が一体になったみどりのネットワークを創出する必要があります。また、条例等を活用した緑地保全や遊休農地等の農地の賃借や利活用の促進、さらに、自然環境の状況や活動に関わる情報を、市民に分かりやすく発信し続けることも必要です。



森林レンジャーあきる野の活動の様子

(2) 生物多様性の保全と創出

本市には、森林や農地、河川などの様々な自然があり、たくさんの種類の生きものが暮らしています。森林レンジャーあきる野や、あきる野市自然環境調査部会の調査によると、トウキョウサンショウウオやオオタカ、ヤマトセンブリなどの全国的に少なくなった希少な生きものも、本市では多く確認されています。

しかし、こうした希少な生きものは、里地・里山、河川等の環境の悪化に対処しなければ、本市においても生息・生育できなくなってしまうかもしれません。

このような状況を防ぐためには、実態を把握するための生物調査の強化や希少な生きものを保全する活動、希少な生きものが生息する場の開発情報を早期に共有し、保全するための仕組みを運用することが必要です。



トウキョウサンショウウオ

(3) 有害鳥獣対策及び外来生物対策

本市では、里山等でのクマの目撃、シカの食害、イノシシやサルなどの農作物に被害を与える生きもの(有害鳥獣)や、アライグマなどの国外から入ってきた生きもの(外来生物)が確認されています。そして、被害の防止対策として、追い払いや、箱わなを使った捕獲などを進めています。



アライグマの捕獲の様子

しかし、これらの動物は森の中に生息し、その行動範囲は市の境を越えて広がっているため、本市だけで対策するのは難しいのが現状です。さらに、被害状況の詳細な把握が進んでおらず、効率的かつ、効果的な対策を立てにくい原因となっています。また、クビアカツヤカミキリによるサクラなどの木の枯死等、外来生物の被害は、生物多様性あきる野戦略及び第二次計画(改訂版)の策定以降も、市街地を含めてさらに広がっています。

そのため、現在の対策(箱わななど)の更なる推進や、東京都への協力要請を行い、近隣自治体と連携を強化していくとともに、市民の皆さんの協力が必要になります。

(4) 生物多様性の活用

地域から産出される農林水産物、農畜産物をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。また、市では小宮ふるさと自然体験学校等の自然体験施設の充実をはじめ、自然と触れ合えるスポットや散策路の整備をしています。



整備を行った散策路(寺岡階段)

今後は観光客の増加にあっても、自然環境が保全されるよう、利用者の環境意識の向上を図っていきます。

また、地産地消の継続的な推進や、生物多様性が持つ多面的な機能を実感できる場の提供、それを伝える人材の育成等が必要です。



あきる野市生物多様性保全条例

本市に生息・生育する多くの種類の生きものが、絶滅せずずっと生きられるように、平成29(2017)年に制定した条例です。この条例では、市内に生息・生育する希少な生きものと、希少な生きものが暮らしていける環境を保護し、市や市民、事業者、観光客などの誰もが協力して取り組む仕組みを作ることを目的としています。

自然環境における地域区分

本市は、山、森、里山、川などの多様な自然環境が存在しており、地域によって特徴が異なります。生物多様性あきる野戦略(平成 26(2014)年 9 月)において、地形・地質、河川の流れ、森の類型を踏まえた上で、生物多様性の観点から、8つの地域に分けられています。

地形・地質、河川の流れ、森の類型の状態は、平成 26(2014)年当時と大きく変わらないことから、本計画においても、これらの8つの地域を自然環境分野に関する取組を進めていくための地域区分として設定します。

秋川上流部	大半が森であることから、「郷土の恵みの森構想」に基づいた森の類型による区分により、清流の森を中心とした地域(上養沢地域)、経済の森を中心とした地域(盆堀地域、深沢地域)、健康の森・観光の森などの活用を中心とした地域(戸倉・小宮地域)の4つに区分されています。
秋川中流部 秋川下流部 平井川	生物多様性が地形・地質から形づくられているという観点から、地形・地質による区分を用いて、市中央部の五日市盆地の地域(五日市・増戸地域)、市南東部の秋川丘陵の地域(秋川丘陵地域)、市東側中央部の秋留台地の地域(秋留台地地域)、市北東部の草花丘陵の地域(草花丘陵地域)の4つに区分されています。

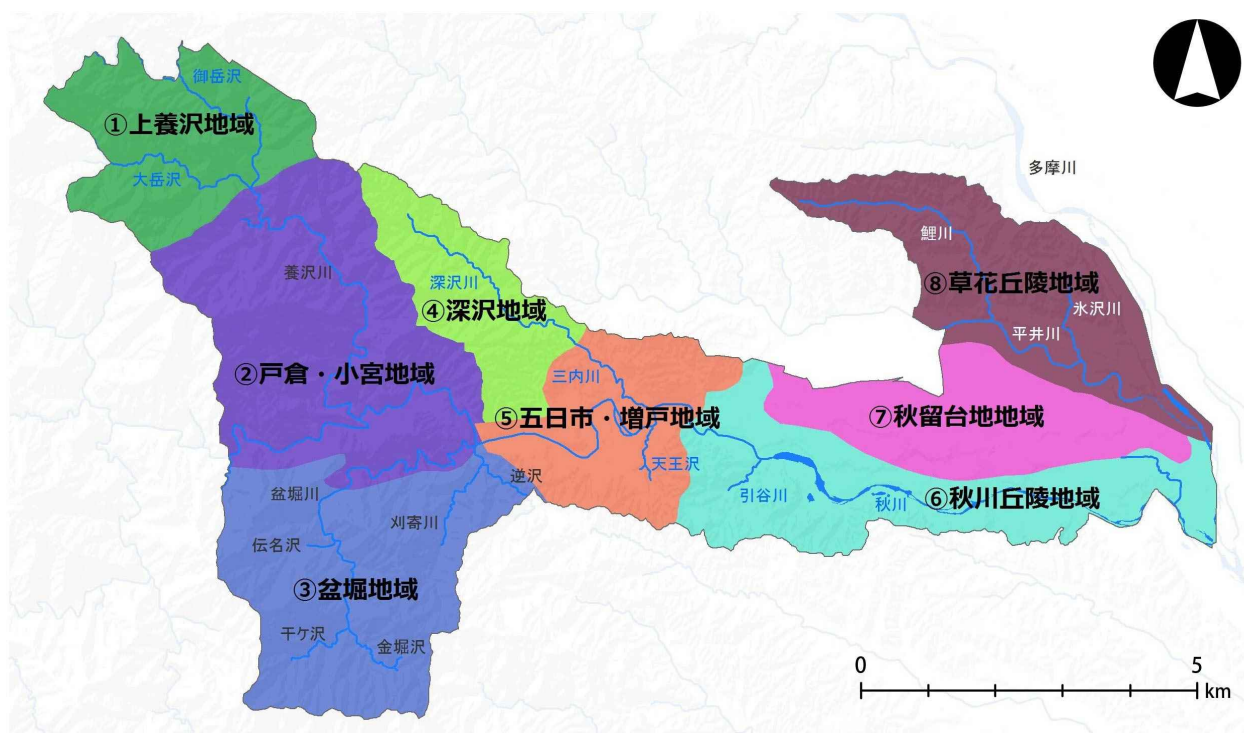


図 5 自然環境分野に関する取組を進めていくための地域区分

各地域の特性

1 上養沢地域

地域のほぼ全てを森林が占め、多様な生きものや鍾乳洞、巨木、湧き水等の自然資源が豊富な地域です。

【代表的な生きもの】

・ツキノワグマ ・ヤマネ
・オオルリ ・ニホンカモシカ

2 戸倉・小宮地域

多様な生きものや鍾乳洞、巨木、湧き水等の自然資源が豊富であり、小宮ふるさと自然体験学校では環境教育が進められている地域です。

【代表的な生きもの】

・モモンガ ・オシドリ
・クマタカ ・カジカ

3 盆堀地域

地域の多くを経済林が占め、溪流・滝が多く、水環境を好む多くの生きものが生息する地域です。また、「新宿の森・あきる野」や「みなと区民の森」もあり、地方公共団体の連携が図られています。

【代表的な生きもの】

・カワネズミ ・ヒガシヒダサンショウウオ
・ヤマドリ ・ナガレタゴガエル

4 深沢地域

金比羅山へ連なる地形と深沢川により形成された渓谷を有し、森林性の生きものや水環境を好む生きものが生息します。スギ・ヒノキの林業生産地であるとともに、あじさい山や深沢家屋敷跡などの観光資源も有する地域です。

【代表的な生きもの】

・アカハライモリ ・シロマダラ
・サンコウチョウ ・ノスリ

5 五日市・増戸地域

秋川流域の里山の典型的な植生、横沢入里山保全地域があり、秋川沿いの観光業が盛んな地域です。市街地周辺にはトウキョウサンショウウオなどの希少な生きものが生息しています。

【代表的な生きもの】

・ミゾゴイ ・オオムラサキ
・モリアオガエル ・ヤマトセンブリ

6 秋川丘陵地域

急崖や湧き水に富み、森林や雑木林が広がる自然環境の中に、カタクリなど氷河期の植物や多様な生きものが生息する地域です。秋川を活用した観光産業も盛んです。

【代表的な生きもの】

・イタチ ・トウキョウダルマガエル
・ヒガシシマドジョウ ・カワラバツタ

7 秋留台地地域

秋留台地や秋留台公園、農地では人と共生できる野生生物が生息しており、市街地では商工業も盛んな地域です。

【代表的な生きもの】

・キツネ ・チョウゲンボウ
・アオダイショウ ・ヒバリ

8 草花丘陵地域

河川敷や雑木林、休耕地などの自然資源が豊富であり、トウキョウサンショウウオをはじめとした多くの生きものが生息している地域です。

【代表的な生きもの】

・オオタカ ・カヤネズミ
・ツチガエル ・ホトケドジョウ

2. 生活環境・資源循環分野

(1) 公害対策

第二次計画(改訂版)の評価において、本市では、大気、水質、騒音・振動などの環境基準や要請限度に対して、概ね基準値を満たしており、良好な環境状態を維持しています。なお、平井川については支流で環境基準を超過することがあります。令和2(2020)年度の生活排水処理率は96.0%と高い水準ですが、東京都平均(99.6%)を下回っており、生活排水による河川への汚濁負荷量を低減していく必要があります。

(2) 資源循環型社会の構築

これまで、令和元(2019)年度に652gであった一人一日当たりのごみ排出量(資源除く)を、令和14(2032)年度に574gとすることを目標に3R等の取組を推進し、令和6(2024)年度は613g(資源除く)でした。なお、令和4(2022)年度の一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、令和14(2032)年度の目標として、一人一日当たりのごみ排出量(資源除く)を554gに見直しました。また、令和元(2019)年度に33.1%であった資源化率を、令和14(2032)年度に約35%とすることを目標としてきましたが、令和2(2020)年度以降は低下傾向にあり、令和6(2024)年度の資源化率は27.0%でした。

世界各国においても食品ロス対策が進められており、本市においても食品廃棄物の削減への取組や、簡易包装の商品の選択等によるごみの減量、分別の徹底によるごみの資源化の促進が必要です。

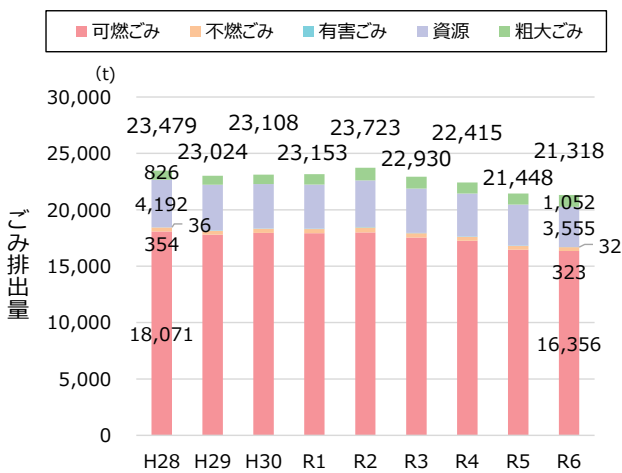


図6 ごみ排出量の推移

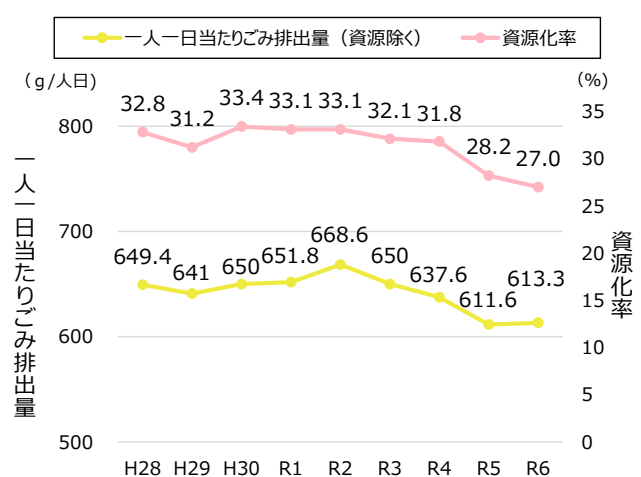


図7 一人一日当たりごみ排出量と資源化率の推移

出典:公益財団法人東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査

(3) 清潔で快適なまちづくり

市民アンケートにおいて、空き地・空き家の適正管理及びごみのポイ捨てや落書きがない等の街の清潔さについて、不満足と回答した市民がいずれも6割を超えています。現在行っている一斉清掃の継続や、アウトドア等におけるマナー向上が必要です。また、空き地や空き家は、有害鳥獣や外来生物の生息場所になるほか、防犯上においてもその適切な管理が必要です。

3. 気候変動対策分野

(1) 緩和策と適応策とは

気候変動対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つがあります。緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であり、両輪で進めていくことが求められています。



図 8 緩和と適応
出典:東京都気候変動適応センター

(2) 温室効果ガス排出削減対策及び再生可能エネルギーの導入状況

市では、温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素について、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比48.6%削減することを目標として、取組を推進してきました。

第二次計画(改訂版)の評価において、令和4(2022)年度における二酸化炭素排出量は、約27万9千t-CO₂で、平成25(2013)年度比約15%の削減となりました。二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が約35%と最も多く、次いで民生家庭部門が約30%、民生業務部門が約23%となっており、特に移動や家庭における取組の加速化が必要です。

本市の再生可能エネルギー発電設備の導入量は増加傾向ですが、把握できている再生可能エネルギー種(発電)のポテンシャルに対して4.1%の導入状況であり、導入の余地が大きくあります。

また、令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」に基づいて、世界規模で再生可能エネルギーや水素等の次世代エネルギーの導入、温室効果ガス排出削減対策を推進しており、東京都をはじめ我が国においても取組の定着と加速化が求められています。

東京都は住宅への太陽光発電設備の導入をはじめ、蓄電池や省エネ設備の導入、住宅の断熱化等に対して補助を行うなど、省エネ化と再生可能エネルギー導入について、両面から支援の充実を図っています。このような補助制度の活用も視野に取組を促進していくことが必要です。

また、事業者に対しても、世界的な環境保全意識の高まりについて啓発するとともに、具体的な取組方法や国や都の補助制度に関する情報の提供を通じた取組の支援が必要です。

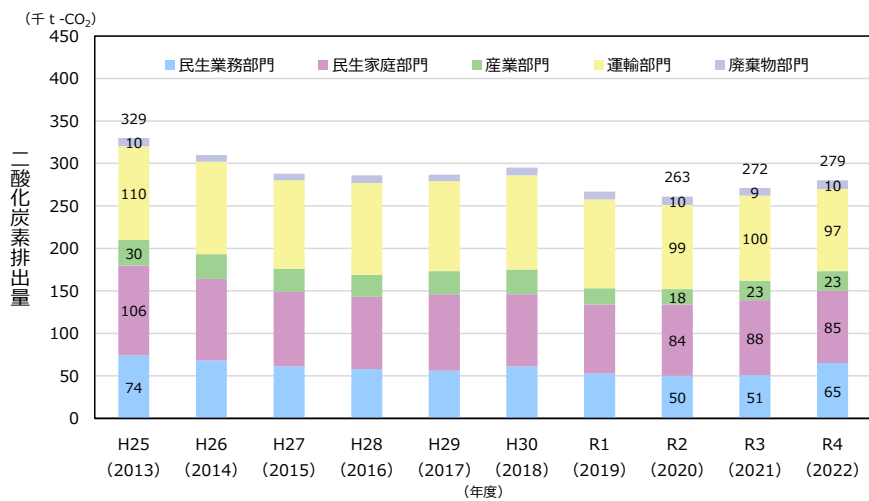


図 9 二酸化炭素排出量の推移

出典: オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度~2022年度)」から作成

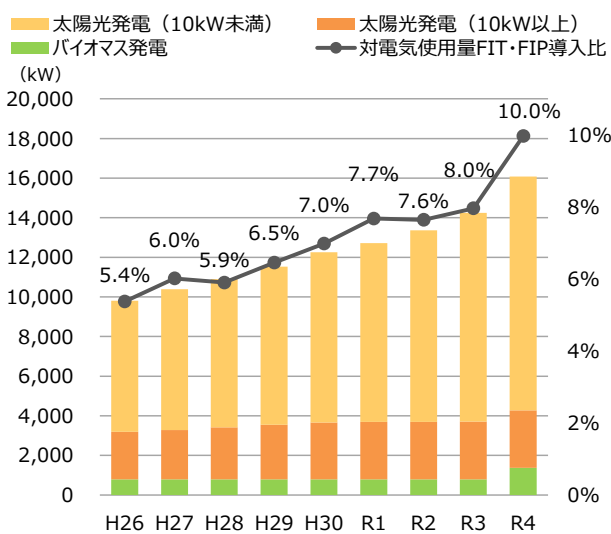
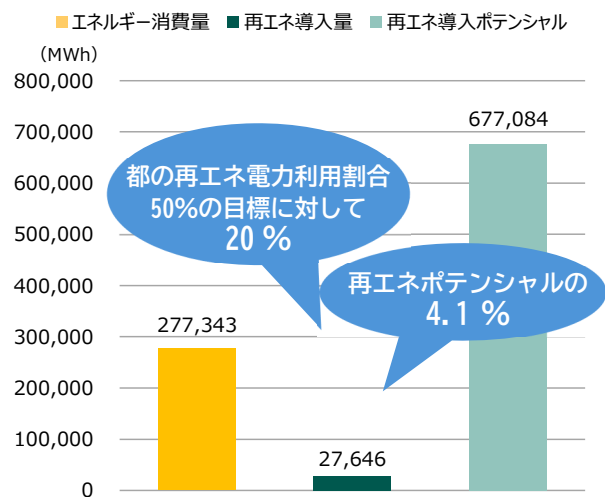


図 10 再生可能エネルギー導入量の推移
出典: 環境省 自治体排出量カルテ



※令和5年度における、太陽光発電・バイオマス発電の導入量
図 11 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル(電気)
出典: 環境省 自治体排出量カルテ

(3) 気候変動による影響

世界各国の気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供する IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、気候変動は既に大雨や干ばつ等の多くの極端な現象を引き起こし、これによって自然生態系や農業漁業、感染症、健康面等広い分野へ悪影響と損害をもたらしたとしています。

本市においても平均気温が上昇傾向にあり、真夏日や猛暑日が増加、冬日が減少してきています。また、市民ワークショップでは、日頃感じている変化として「紅葉時期の変化や農作物への影響(品質、収穫時期の変化)」「これまでに観察されなかった植物や虫の発見」などが挙げられました。

これまで、市では、自然災害対策及び健康被害対策を施策として掲げ、避難所等の周知徹底、熱中症予防の推進等を図ってきました。今後は、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応できる地域を目指して、7つの分野(農林水産業、水資源・水環境、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活)において取組を推進していく必要があります。

現在、既に現れている気候変動の影響と、さらに将来予測される影響について、国や都の報告書、各課の意見を基に、7つの分野ごとに整理しました。

1. 農林水産業

<これまでの状況>

高温により野菜等の収穫期が早まりや、高温・乾燥による、生育初期の発育不良の増加が見られています。

<将来の予測>

多雨や渇水により、農地のたんすい被害等のリスク増加、林業では樹木の生長低下、水産業ではアユの遡上時期の早まりや遡上数の減少が予測されています。



アユ

2. 水環境・水資源

<これまでの状況>

東京都の主要な水源である利根川水系では、平成以降においても渇水が発生しています。利根川と多摩川では相互融通が行われており、利根川での渇水発生時は、本市の水源である多摩川水系の水が、利根川へ補給されます。

<将来の予測>

少雨の発生の頻度が大きくなるとともに、季別の降水パターンの変化などにより、水資源の利用可能量の減少が予測されています。

3. 自然生態系

<これまでの状況>

気温上昇と降水の時間、空間的分布の変化により、スギ林の衰退や外来生物(動植物)の増加(北上)が報告されています。

<将来の予測>

生きものの生息域の変化が予測されています。河川では、大規模な洪水の頻度増加による水質や河床環境の変化、それに伴う魚類等への影響が懸念されています。

4. 自然災害

<これまでの状況>

令和元(2019)年10月に発生した台風19号により、本市において河川の氾濫や浸水被害が多く発生しました。

<将来の予測>

突発的で局所的な大雨の増加に伴い、土砂災害の増加や浸水被害の拡大が予測されています。



台風による自然災害の様子

5. 健康

<これまでの状況>

熱中症について、救急搬送人員数は増加傾向にあります。

<将来の予測>

気温の上昇による、屋外労働が可能な時間の短縮や、安全ではない日数の増加、蚊などが媒介する感染症等のリスクの増加が予測されています。

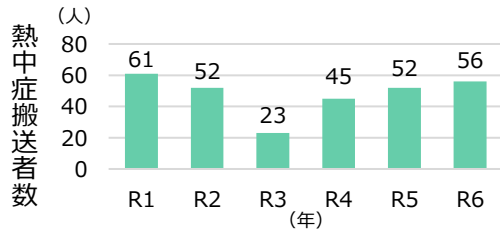


図 12 本市の熱中症搬送者数の推移
出典:東京消防庁 区市町村別 熱中症搬送人員

6. 産業・経済活動

<将来の予測>

森林の樹種構成の変化、ニホンジカ等の高緯度・高標高への分布拡大等の変化が予測されており、登山等のアウトドアレジャーにも影響を及ぼす可能性があります。



秋川ファーマーズセンター

7. 国民生活・都市生活

<これまでの状況>

サクラやイチヨウ、セミ、野鳥等生きものの季節的な反応の変化が報告されています。

<将来の予測>

気温の上昇により開花から満開の日数が短くなり、花見ができる日数が減少するなど、観光資源への影響が予測されています。また、暑熱による影響は、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの健康にも影響することが懸念されます。

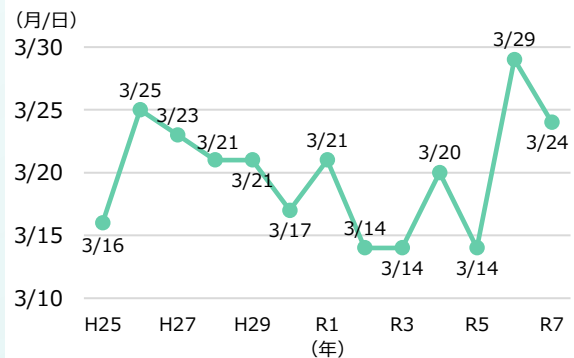


図 13 さくらの開花時期の推移
出典:気象庁 さくらの開花日



気候変動による市内の農業への影響

市内農家が感じている気候変動による農作業環境への影響として、「酷暑で早朝の短時間しか作業ができない」「長雨で農作業ができない一方で、乾燥期の水まきが大変だった」などが挙げられました。

また、農作物への影響として、「高温障害で発芽した芽が枯れてしまう」「ハクサイが巻かない」「台風や突風による被害の発生」「急な寒波による霜焼け」「アブラムシやカメムシ等の害虫被害が長期にわたること」などが挙げられました。



4. 人の活動分野

(1) 人材の育成

市では、恵まれた自然とじっくり向き合う機会の提供を目的に、「小宮ふるさと自然体験学校」における市内外の学校や団体等の自然体験事業の実施のほか、小さな子ども達を対象に、「小さな子どものおさんぽ会」の開催等を続けてきました。

一方で、市内の小中学生を対象とした子どもアンケートでは、環境について学ぶ機会として、約7割の子ども達が学校の授業やテレビを選択しており、体験学習を含むイベント等の機会は十分に活用されていないことが伺えます。また、日頃から家族や友達と環境問題について話している子どもの割合は約3割と高くはありませんでした。学校等で学んだ内容を家庭に持ち帰り、家族と共有することで、互いに暮らしの中で環境にやさしい行動や選択を行うような環境教育や食育の推進が必要です。

また、次世代を担う子ども達が自然豊かな環境に愛着と誇りを持つシビックプライドを形成し、担い手となることを目指します。



小さな子どものおさんぽ会の様子

(2) 協働体制の構築

市民・事業者・市が協働で組織する「あきる野市環境委員会」において、環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、環境フェスティバルでの展示による市民への周知啓発活動や環境について「知る」活動を実施してきました。

本市では、市民が中心となって環境保全活動を行う団体が多くありますが、市民アンケートでは、環境保全活動が活発に行われていないと感じている市民が7割以上を占めています。そのため、市内の活動団体に関する情報を分かりやすく整理し、広く市民に発信していくことが必要です。また、環境保全活動を行う市民団体の高齢化が進んでいることから、活動母体や経験等を次世代へ継承することも必要です。



「知る」活動の様子



環境保全団体の活動の様子

第3章

望ましい環境像と分野別の方針

1. 望ましい環境像

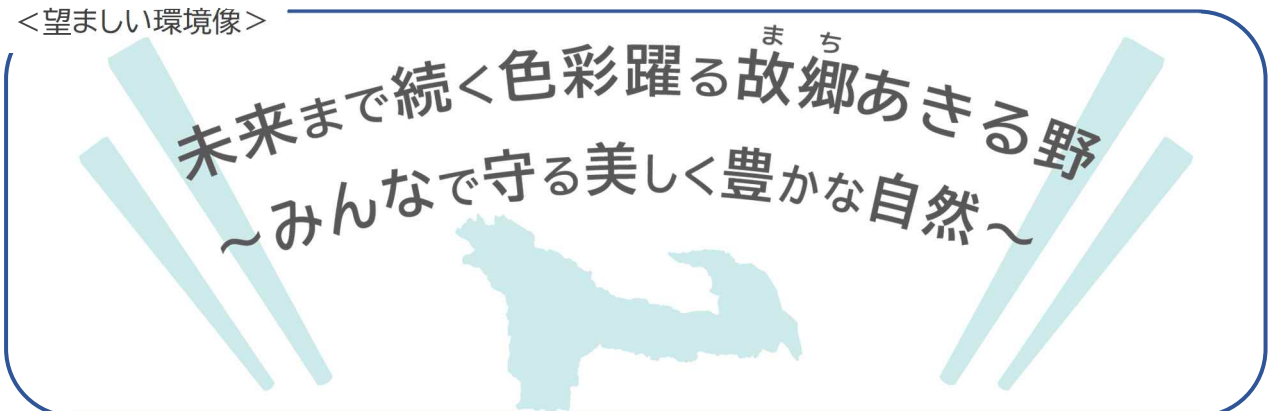
「望ましい環境像」は、環境保全等の取組を推進し、達成を目指す将来の姿であり、本計画の目標となるものです。市では、目標の達成に向け、この「望ましい環境像」を推進主体である市民や事業者の皆さんと共有し、環境保全等の取組をより実りあるものとしていきます。

(1) 望ましい環境像の取りまとめ方法

本市の環境特性や市民・事業者・子ども達へのアンケート、市民ワークショップにおける意見を踏まえて、目指す方向性とフレーズ案を設定しました。これらを選択肢として、あきる野環境フェスティバル及びメール配信における投票を通じて、最も多くの方に選ばれたものを「望ましい環境像」として決定しました。

(2) 望ましい環境像とそのイメージ

<望ましい環境像>



「色彩躍る」には、四季折々の自然の美しさだけでなく、五日市線に乗ると見える、市街地や畑、終点の武蔵五日市駅に着く頃には、周囲は緑が生い茂る山々に囲まれている風景、色とりどりのまちの中にある様々な文化、様々な分野で活躍する人々を表しています。

また、本市を訪れる人にとって、自然が多く残る風景を見て、懐かしさを感じる人が多いと考え「故郷」と表現しました。

さらに、本市の特徴である豊かな自然に抱かれた「色彩躍る故郷あきる野」を未来に引き継いでいくためには、市民、事業者、市の推進主体が、みんなで自然環境や生活環境の保全、資源循環や気候変動対策に取り組み、守り続けることが重要であるという想いを込めています。



秋川渓谷



トウモロコシ畑

2. 分野別の方針

環境像の実現に向けて、各環境分野において指針となる「分野別の方針」を設定しました。

1 自然環境分野

豊かな自然を守り育て、
多様な生きものと共生した
環境を次世代へ継承する

自然環境分野では、自然環境調査や森林・里山・河川・農地の維持管理、本市の豊かな生物多様性の保全と創出、活用を推進し、再興を目指します。また、自然からの恩恵や人の活動による自然への影響等の理解促進を通して、多様な生きものとの共生を実現します。

生活環境・ 資源循環分野

2

資源が循環し、
清潔で快適なまちを
創出する

生活環境・資源循環分野では、ごみの発生抑制の推進と資源の再利用の推進により、循環型のまちを実現します。また、大気、水質、騒音、振動等の公害・環境汚染対策の継続と清潔な街並みの維持を通じて、快適なまちづくりを推進します。

未来まで続く
まち
色彩躍る故郷あきる野
～みんなで守る
美しく豊かな自然～

気候変動対策分野では、市民・事業者・市が脱炭素化の意義と効果を理解し、省エネ活動の徹底や再エネ導入・調達の拡大、移動手段の脱炭素化を実践することを推進します。また、気候変動に伴う災害への備えや環境の変化への対応、市街地の緑化を進め、将来も安心して快適に暮らせるまちを実現します。

地球温暖化を緩和するとともに、
気候変動に適応する

3 気候変動対策分野

各分野の施策を進めていくために、市民・事業者・市が互いに連携・協働した取組の実施に加え、市民主導の環境保全活動を行政がサポートすることで、促進します。また、環境意識の醸成や担い手・後継者育成のために、あらゆる世代への環境教育・啓発を実施します。

市民・事業者が環境への
理解を深め、市と協働して
取組を推進する

人の活動分野 4

3. 包含する分野別計画の目標

(1) 生物多様性あきる野戦略の目標

「生物多様性基本法」第 13 条において、「生物多様性地域戦略」に記載すべき事項として、対象となる区域、生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標が定められています。そのため、本計画に包含する「生物多様性あきる野戦略」において対象となる区域及び実現を目指す目標を下記のとおり設定します。

対象区域

対象区域は、市全域とします。

生物多様性の保全、持続可能な利用の目標

本計画に基づいて、生物多様性の保全・再生・創出を実施し、持続的に活用している将来の状態(状態目標)について、各主体で共有できるよう分かりやすいイメージで設定しました。

生物多様性は長い時間をかけて育んでいくものであり、次世代やさらに先の世代にも私たちが伝えたい生物多様性のあり方や取組を引き継いでいく必要があります。

このことから、本計画に包含する生物多様性あきる野戦略(平成 26(2014)年 9 月)において、生物多様性に関わる目標は、必要な変更を加えながらも、計画期間に関わらず引き継ぐものとしていきます。

生物多様性あきる野戦略及び第二次計画(改訂版)の策定以降、本市の自然環境においては、森林の減少や外来生物による被害の拡大等の変化がありました。一人ひとりが美しい自然と生物多様性の恵みを認識し、日頃から取組を推進して、各主体の協働により、その恵みを将来まで守り、引き継ぐという本市が目指す理想は変わらないことから、本計画においても、この想いと目標を引き継ぐこととします。

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、
その恵みを大切にしながら、
みんなで守り育て伝えていくまち

推進主体間における地域ごとの望ましい姿の共有化を図るため、次ページに具体化したイラストを示し、目標と同様に、引き継ぐこととします。

上叢沢地域
 豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。

戸倉・小宮地域
 滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。

盆堀地域
 手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを楽しんでいる。

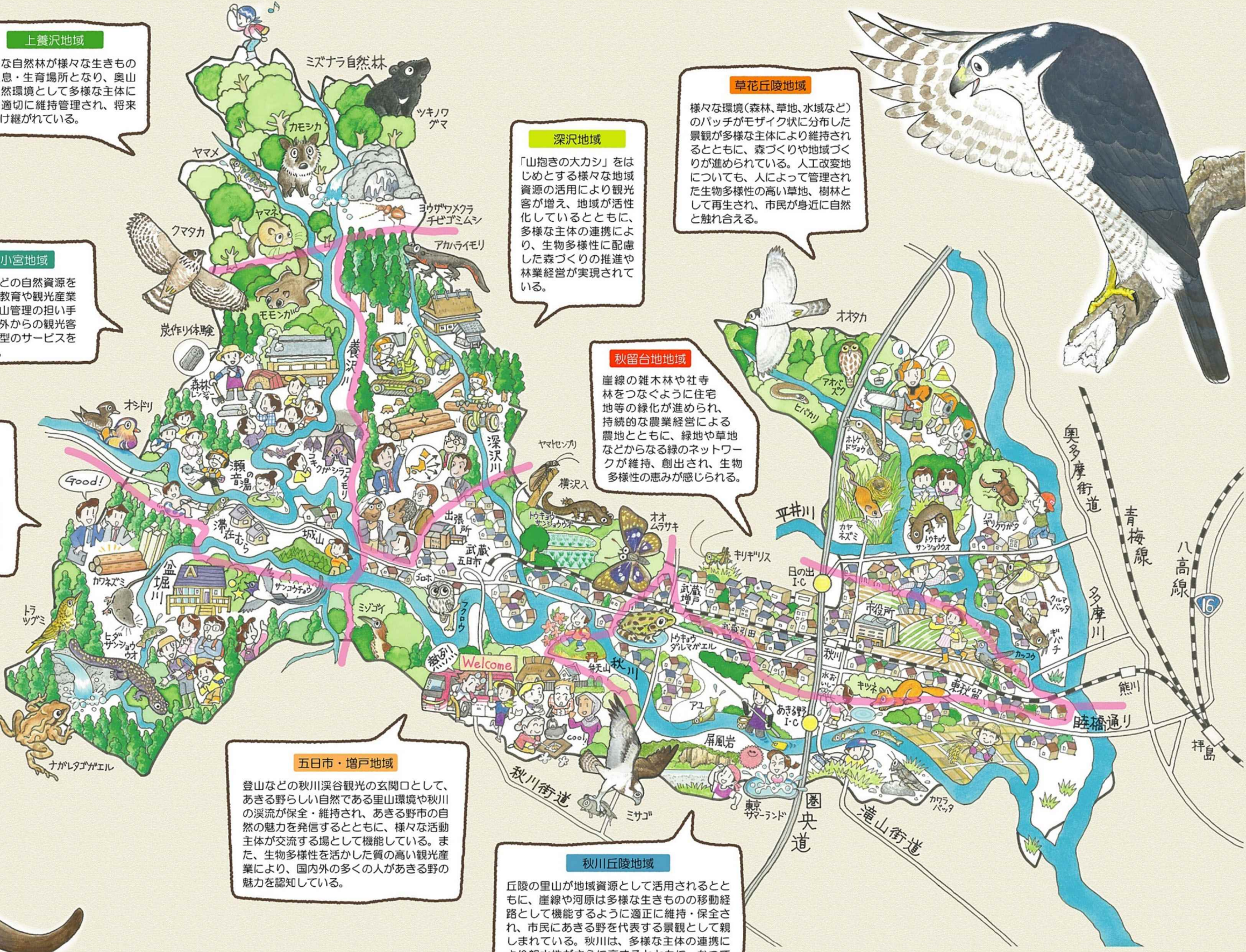
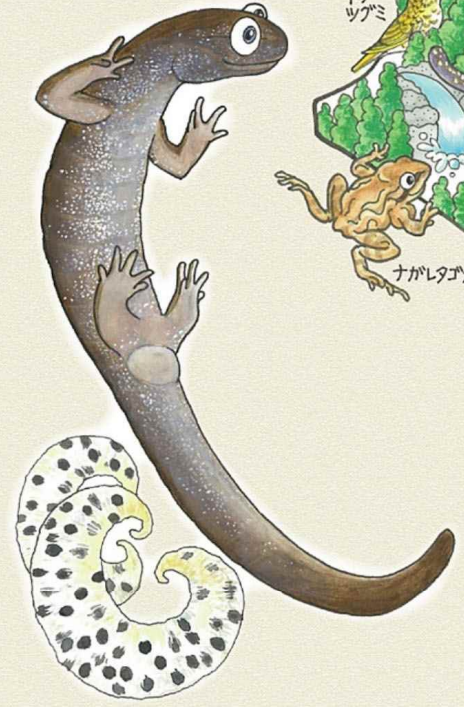
五日市・増戸地域
 登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。

深沢地域
 「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。

秋留台地域
 崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる。

秋川丘陵地域
 丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユなどの天然の恵みを多くの人々が享受している。

草花丘陵地域
 様々な環境（森林、草地、水域など）のパッチがモザイク状に分布した景観が多様な主体により維持されるとともに、森づくりや地域づくりが進められている。人工改変地についても、人によって管理された生物多様性の高い草地、樹林として再生され、市民が身近に自然と触れ合える。



(2) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標

「地球温暖化対策推進法」第 19 条第 2 項において、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に記載すべき事項として、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策の実施に関する目標が定められています。そのため、本計画に包含する「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において実現を目指す目標を下記のとおり設定します。

「2050 年ゼロカーボンシティ」に向けた目標

温室効果ガス削減目標

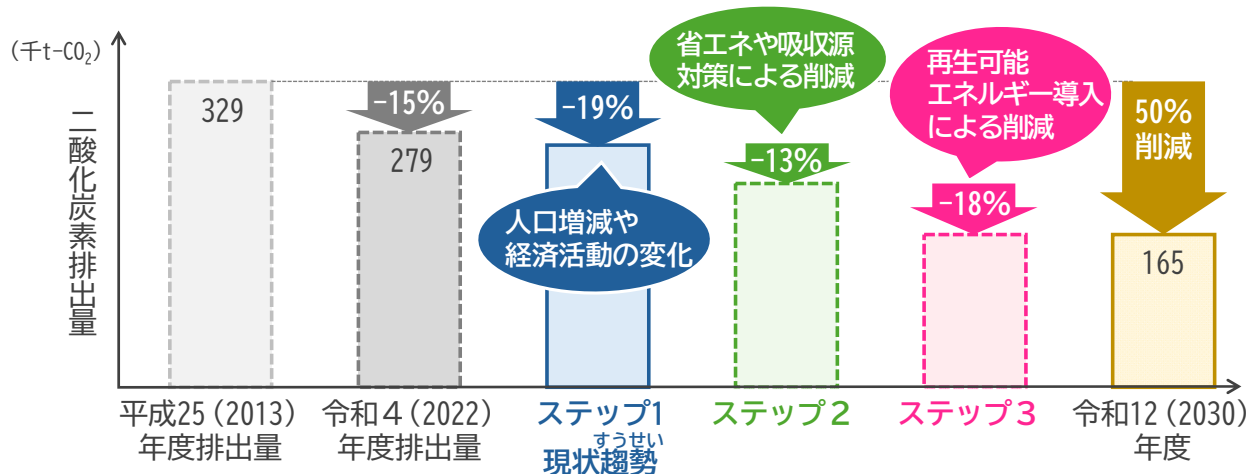
本市の温室効果ガス削減目標を下記のように定めます。



※平成 25(2013)年度における排出量からのカーボンハーフ(50%削減)を目指す

温室効果ガス削減目標の考え方

あきる野市「2050 年ゼロカーボンシティ」の表明において、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指していること、また、国及び東京都の目標を踏まえ、本計画における目標を設定します。なお、本市の温室効果ガス排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることから、本計画で削減目標を定める温室効果ガスは、二酸化炭素とします。



※本計画においては国の基準年度に基づいて、基準年度を平成 25(2013)年度として目標値を設定しています。

参考 国・都の目標

国	令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向け挑戦 令和 17(2035)年度に平成 25(2013)年度比 60%削減
都	令和 12(2030)年までに平成 12(2000)年比 50%削減する「カーボンハーフ」の実現 令和 17(2035)年までに平成 12(2000)年比 60%以上削減

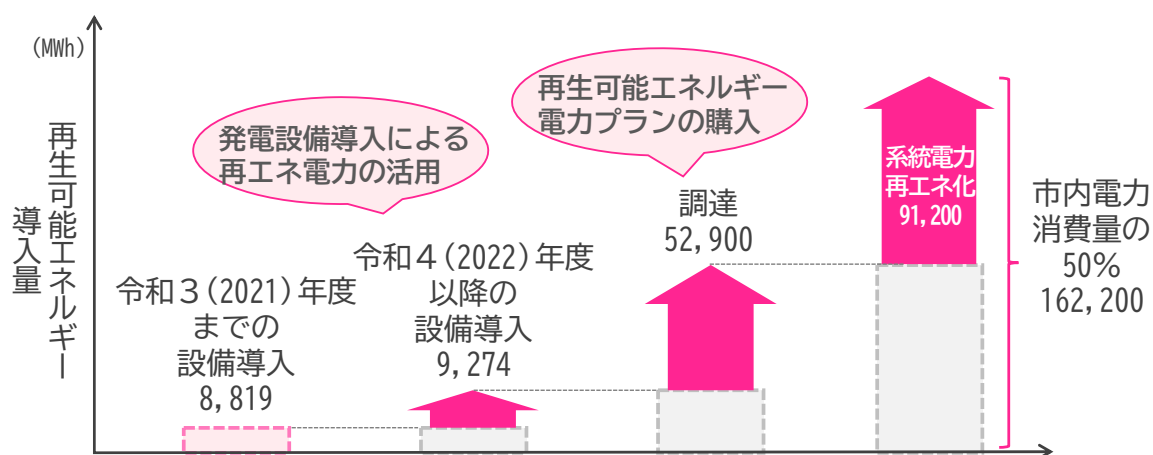
再生可能エネルギー導入目標

本市の再生可能エネルギー導入目標を下記のように定めます。



再生可能エネルギー導入目標の考え方

温室効果ガス削減目標に加え、東京都が掲げる再生可能エネルギー電力割合を達成することができる再生可能エネルギーの導入を目指します。



※1前ページの温室効果ガス削減目標達成時の再生可能エネルギー導入量は、令和12(2030)年度に市内電力消費量の35%相当、令和17(2035)年度に49%相当であり、上記の再生可能エネルギー導入目標の方がより高い目標です。

※2“設備導入”は、市内へ導入された再生可能エネルギー発電設備による発電電力量のうち、市内で消費される電力量を示しています。

参考 都の目標

都

令和12(2030)年度において都内に供給する電力における再生可能エネルギー電力割合50%の実現
令和32(2050)年度に再生可能エネルギーを基幹電源とする100%脱炭素電力が供給されている

第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

施策体系

分野	施策の柱	施策方針
1 自然環境分野	基礎情報の調査・収集	生物多様性の把握・モニタリングの継続 生物多様性に関する情報の共有化
	生物多様性の保全	生物多様性保全の推進 有害鳥獣対策及び外来生物対策の推進 生態系の保全、自然再興の実現に向けた取組の推進
	生物多様性の創出	恵み豊かな緑と水の創出 市街地における緑の保全・創出
	生物多様性の活用	地産地消の推進 生物多様性を学ぶ、触れ合う場と機会の提供 生態系サービスの活用検討
2 生活環境・資源循環分野	公害対策の推進	公害の防止
	資源循環型社会の構築	5Rの推進 環境に配慮した収集・処理の推進
3 気候変動対策分野	清潔で快適なまちづくりの推進	清潔なまちづくり 快適で魅力あふれるまちづくり
	省エネ活動の徹底	家庭生活における省エネの推進 事業活動における省エネの推進
	再エネ導入・調達の拡大	再エネ導入の推進 再エネ調達の推進
	移動手段の脱炭素化	移動手段の転換等 自動車の燃料使用量の節減
	緑の活用	吸収源対策(グリーンカーボン)の推進
	気候変動への適応	農林水産業への影響への対応 水環境・水資源への影響への対応 自然生態系への影響への対応 自然災害への備え 健康被害への対策 産業・経済活動への影響への対応 国民生活・都市生活への影響への対応
4 人の活動分野	人材の育成	次世代を担う子ども達の育成 後継者の育成 あらゆる世代を対象とした普及啓発の実施
	協働体制の構築	協働体制の整備 市民との協働の促進 事業者との協働の促進

望ましい環境像

未来まで続く色彩躍る故郷あきる野
くみんなで守る美しく豊かな自然

重点プロジェクト(★が付いている施策)

1 自然環境分野

・生物多様性あきる野戦略

(方針)豊かな自然を守り育て、
多様な生きものと共生した環境を次世代へ継承する



施策の柱1

基礎情報の調査・収集

生物多様性の保全を進めるためには、生きものや生態系に関する情報を集め、現在の状況を把握することが重要です。そのためには、多様な主体が調査・情報収集に取り組んでいく必要があります。そして、得られた情報を市民・事業者と共有することで、保全活動の理解と参加を広げていく取組が欠かせません。

本市では、生物多様性の状況をモニタリングするため、あきる野市自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査が行われ、継続的にデータが蓄積されています。より効果的な保全活動に取り組むためには、これらのデータの更なる活用が必要です。また、保全すべき場所の所有者が不明であるため、保全や自然再興に向けた取組に着手できない問題があります。

そのため、これまで蓄積してきた情報の整理や集約により生物多様性の変化を把握し、情報発信するとともに、森林の土地の所有に関する情報管理を進め、保全活動を促進します。

目指す姿

- 生物調査等が適切に実施され、生物多様性の現状等が把握されている
- 保全・再生・活用すべき場所の抽出と評価が進められている
- 生物多様性に関わる情報が推進主体間で共有され、効果的に活用されている



コラム

生物多様性という言葉の定義

生物多様性基本法では、生物多様性を次のように定義しています。

「(定義) 第2条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」

つまり、生物多様性とは、森林や河川、耕地、市街地などに様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び同じ種の中でも形や模様などが異なるなど様々な遺伝子が存在することをいいます。

施策方針1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

- (1) 各種調査の継続・実施をします
- (2) 生物多様性に関する各種情報の集約、管理、共有、活用をします

施策方針2 生物多様性に関する情報の共有化

- (1) 市内の生物多様性の現状、市民参加等に関する情報発信内容の工夫や充実を行います ★
- (2) 各種情報を様々な方策や機会を通じて発信します ★

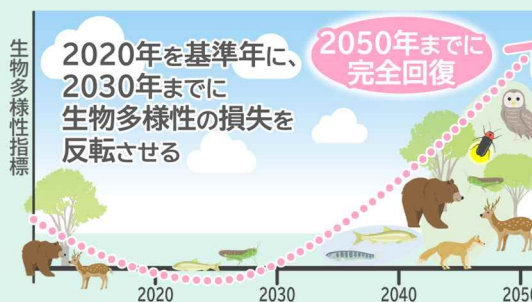
関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
生物調査の実施回数（回）	491	現状維持
生物多様性という言葉の認知度（%）	83.9	90.0
外来種という言葉の認知度（%）	97.1	99.0
生物多様性に関する情報発信件数（件）	25	現状維持



コラム

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを目指す考え方です。地球上では多くの生きものが急速に姿を消しており、過去1,000万年の平均に比べて10～100倍のスピードで絶滅が進んでいるといわれています。これまでの「守る」だけの取組では足りず、経済・社会・政治・技術など、あらゆる分野が力を合わせて、自然をより良い方向へと向けていくことを目指します。



希少な生きものが生息・生育できる環境を将来にわたって残していくためには、生物多様性の保全に向けた方針を共有するとともに、重点的に保全すべき生きものの検討や保全すべき場所の設定をしていくことが必要です。

また、シカやイノシシなどの野生生物の生息範囲が拡大し、森林の植生の衰退や農作物への被害が深刻化しています。さらに、アライグマなどの外来生物の増加により、在来種や希少な生きものの減少が進むなど、生態系に大きな影響が生じています。

こうした状況を踏まえ、里地・里山や農地、河川の生態系の維持を図るとともに、生きものの調査データや土地利用の情報を活用して、保全すべき区域の抽出や指定、保全地区の指定を進めます。また、あきる野市版レッドリストの充実など、地域の生物多様性を保全するための取組を強化していきます。

さらに、これまでの有害鳥獣対策及び外来生物対策の実効性を高める方法を検討するとともに、被害状況や捕獲情報の発信、東京都や周辺自治体との連携を通じた広域的な対策を推進します。

目指す姿

- 保全すべき区域の設定や重点的に保全する種の検討を通じて、生物多様性を保全するための仕組みが適切に運用されている
- 有害鳥獣対策や外来生物対策が継続・拡大している
- 野生生物の生息・生育環境の保全の取組が進められている



コラム

生物多様性の保全・創出・活用とは

生物多様性は私たちの生活を支える大切な基盤です。そのため、生物多様性の「保全」「創出」「活用」は、地球環境や人間の暮らしを維持する上で不可欠な取組です。

保全：今ある自然や生態系を守るような取組

創出：地域の自然や生態系を取り戻すような取組

活用：自然の恵みを暮らしや地域づくりに活かすような取組

施策方針1 生物多様性保全の推進

- (1) 重点的に保全する種の選定に向けて検討します ★
- (2) 生物多様性の保全、再生、創出、活用すべき区域の指定などを進めます ★

施策方針2 有害鳥獣対策及び外来生物対策の推進

- (1) 有害鳥獣対策及び外来生物対策を実施し、適切な生態系の保全を図ります
- (2) 有害鳥獣対策の継続と被害状況等の把握、対策の拡大・強化・連携を図ります
- (3) 外来生物対策の継続と被害状況等の把握、対策の拡大・強化・連携を図ります ★

施策方針3 生態系の保全、自然再興の実現に向けた取組の推進

- (1) 里地・里山の保全に関する取組を進めます ★
- (2) 森林の保全に関する取組を進めます ★
- (3) 農地の保全に関する取組を進めます ★
- (4) 河川の保全に関する取組を進めます
- (5) 地下水・湧き水の保全に関する取組を進めます

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
生息地等保全協定の締結件数 (件)	0	1
有害鳥獣による被害面積 (a)	68.5	10%減少
有害鳥獣による被害額 (千円)	1,796	10%減少
外来生物駆除活動の協力者数 (人)	97	150

本市にはトウキョウサンショウウオやトウキョウダルマガエル、カタクリ、カリヨセウツギをはじめとした希少種等、多様な生きものが生息・生育しています。しかし、宅地化の進行や里地・里山の荒廃等により、生きものの生息・生育に適した環境の劣化や喪失しつつある場所も見られ、早急に保全地域を維持、創出、再興していくことが必要です。市街地においては緑地や公園がこの機能を果たしており、公共施設などの緑の充実・拡大や市街地の緑化について取組を推進します。そのほか、里地・里山の保全、再興のための方策、計画（自然復興のための連携増進活動実施計画、郷土の恵みの森構想など）の検討や事業推進に関する取組を進めるとともに、生物多様性に配慮した農林業を推進します。

また、本市を流れる秋川・平井川においては、河川清掃、魚類の保護などの取組が継続的に行われています。一方近年では、生物多様性の面で河川環境の悪化も懸念されており、更なる環境の向上に向けた検討が求められています。そのため、魚類が産卵しやすい川づくり等により、生物多様性に配慮した魅力あふれる川づくりに関する取組を進めます。

生物多様性の保全において、生きものの生息・生育場所が、適切に配置され、有機的につながったネットワークの形成が重要です。

目指す姿

- 里地・里山の保全、再興の取組が進められている
- 河川環境が向上し、魚類等の水生生物の生息数や生息環境の回復が図られている
- 里地里山から市街地まで、みどりのネットワークの形成が図られている



コラム

野生生物との共存

近年、本市でもシカやイノシシなどの野生生物が人里に現れることが増えています。これらの動物たちは、本来は山や森の中で暮らしていますが、エサ不足や生息域の変化などが原因で、人の生活圏に近づくようになってきました。

捕獲や出没情報の共有などの対策を行い、ただ排除するのではなく、人と野生生物が無理なく棲み分けて暮らしていける環境をつくるのが大切です。





30by30 目標と自然共生サイト

「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」とは、令和 12（2030）年までに、陸と海の 30%以上を健全な自然として守ろうという、世界共通の目標です。日本でも環境省が中心となって、この目標の実現を目指しています。

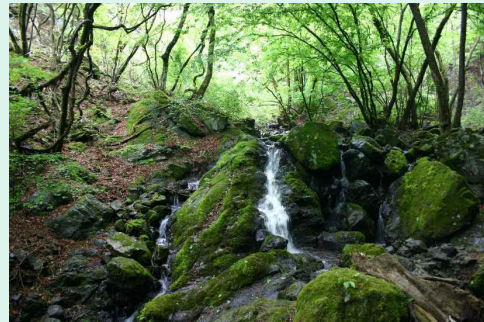
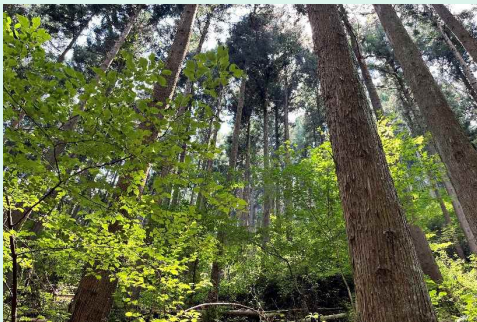
その一つの取組として、「自然共生サイト」の認定が始まりました。

これは、企業や市民団体などの民間の取組で、生物多様性の保全が図られている場所を国が認定するものです。申請の方法としては、地方公共団体と地域団体が連携して申請するもののほか、企業が単独で申請できるものもあります。自然を守る活動をしている場所が、しっかり評価される仕組みです。

そして、令和 7（2025）年 4 月からは、こうした自然共生サイトを支える「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」という新しい法律が成立しました。

この法律により、企業や NPO 等が里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護などを実施するための「増進活動実施計画」を立てたり、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」を立てたりすることで、「自然共生サイト」として認定を受けることができます。本市では、既に「サントリー天然水の森 とうきょう秋川」が自然共生サイトとして認定されています。

これからも、自然とともに生きる地域として、様々な取組が広がっていくことが期待されています。



サントリーホールディングス株式会社が活動を行っている「天然水の森 とうきょう秋川」

施策方針1 恵み豊かな緑と水の創出

- (1) 里地・里山の保全、再興のための方策、計画の検討や事業推進に関する取組を進めます ★
- (2) 生物多様性に配慮した魅力あふれる川づくりに関する取組を進めます

施策方針2 市街地における緑の保全・創出

- (1) 公共施設や市街地などの緑化の推進と市内に残る崖線緑地等の保全を通じたみどりのネットワーク形成の検討を進めます

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
里地・里山における市民参加型活動の回数 (回)	164	現状維持
里地・里山における市民参加型活動の箇所数 (箇所)	28	現状維持
平井川の調査で確認された在来の水生生物の種数 (種類)	22	現状維持
市内におけるみどり率 (%)	80.6 (令和5年度)	現状維持 (令和15年度)
保存緑地(樹林地)の指定面積 (㎡)	10,833.83	現状維持



コラム

農地の環境面の機能

近年、農地は私たちの食料を生み出す場としてだけでなく、豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしていることが注目されています。

農地の周辺には小川や草場が広がり、トンボやカエル、ミミズ、チョウなど多様な生きものの暮らしの場となっています。

また、本市では、秋川や平井川沿いに田んぼが広がっており、豊かな自然の中でコメ作り体験ができる場所もあります。こうした場所では、子どもから大人までが自然と触れ合い、農地の恵みや生きもの大切さを実感することができます。



コメ作り体験の様子

施策の柱4

生物多様性の活用

本市では、野鳥や昆虫などの生きもの、木々の緑や河川の潤いを日常生活の中で感じられたり、自然の中で遊べる場所があるなど、自然環境を身近に触れることができます。そして、これらの自然環境を育む生物多様性は、空気の浄化やきれいな水、農畜産物など、様々な恵みをもたらす多面的な機能を持ち、私たちの日々の暮らしを豊かにしています。

このような生物多様性の恩恵を享受し、活用することを通じて、自然の資源を適切に管理し、保全へつなげていくことを目指し、農畜産物における地産地消の取組や、多摩産材の業者等への周知など、地元産材の活用の取組を進めます。また、本市の恵まれた自然環境を存分に生かして、生物多様性を学ぶ拠点の活用や自然との触れ合いの場と機会の提供を推進します。

目指す姿

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している
- 生物多様性を学ぶ拠点や触れ合う場・機会の創出により、生物多様性に対する理解浸透が図られている
- 生物多様性の活用を通じて、適切な管理と保全が進んでいる

施策方針1 地産地消の推進

- (1) 農畜産物における地産地消の取組を進めます
- (2) 地元産材の活用促進につながる取組を進めます

施策方針2 生物多様性を学ぶ、触れ合う場と機会の提供

- (1) 生物多様性を学ぶ拠点づくりや自然との触れ合いの場を提供する取組を推進します ★
- (2) 生物多様性の保全活動を行う担い手の育成のための講座やイベントを実施します ★

施策方針3 生態系サービスの活用検討

- (1) 生物多様性が持つ多面的な機能の活用を推進します ★

関連指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 17 年度)
多摩産材(木材)の利用量 (m ³) ※	152.3	44.03
多摩産材(木材)の利用件数 (件) ※	15	13
地産地消の実施率 (%)	36.3	40
自然体験・学習イベントの開催回数 (回)	116	119
自然体験・学習イベントの参加人数 (人)	1,750	2,000

※多摩産材の利用用途は、土木工事、建築工事、什器です。目標値は過大であった令和4年度を除いた過去4年間の平均値に基づいて設定しています。



生態系サービスについて

生態系サービスとは、「食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる恵み」のことをいいます。例えば、森は空気をきれいにし、水をためて川へゆっくり流す役割を持っています。本市ではこれに加えて、豊かな森林は林業の資源でもあるとともに、自然体験学習の場としても親しまれています。

また、川や田畑の周辺にはミツバチやトンボ、カエルなどの生きものが暮らし、農作物の受粉や害虫の抑制、土づくりに貢献しています。こうした見えにくい自然の力が、私たちの健康や生活を支えています。



本市の生物多様性の土台となる地形・地質

養沢や盆堀の山地は、日本列島が大陸の一部だった頃の、約1～3億年前に大陸の縁に形成された付加体の岩石からなっています。日本列島が大陸から分裂した約1500万年前に海底に堆積した地層が、五日市盆地や横沢入・網代の丘陵を作っており、化石が多産します。300万年前頃になると、関東山地が隆起して大量の土砂を押し出し、草花丘陵や加住丘陵を形作りました。その後、氷河期や間氷期を繰り返す中で、五日市やあきる台地の段丘が形成されました。このように本市の大地は、地形・地質が多様で、それが生物多様性の土台になっています。

本市では、日の出町、檜原村と連携して、地域資源を活用した持続可能なツーリズムの推進による地域活性化や、秋川流域ジオ情報室における秋川流域の地域資源の魅力の発信に取り組んでいます。

2 生活環境・資源循環分野

(方針)資源が循環し、清潔で快適なまちを創出する



施策の柱1

公害対策の推進

本市では、大気、水質、騒音、振動などの環境基準や要請限度に対して、概ね基準値を満たしており、良好な環境状態を維持しています。

今後も引き続き、環境の維持・向上を目指して、公害対策を継続するとともに、市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などに関する環境調査やモニタリングを実施し、その結果については環境白書や市ホームページなどを通じて市民へ情報提供を行います。また、生活排水による河川への汚濁負荷量の低減に向けて、公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進します。

目指す姿

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている

施策方針1 公害の防止

- (1) 環境調査と生活環境に関する情報の収集・公開を継続します
- (2) 大気汚染対策と悪臭対策を推進します
- (3) 事業所や家庭からの排水による水質汚濁防止対策を推進します
- (4) 工場や道路交通等からの騒音防止対策を推進します
- (5) 有害化学物質対策を推進します
- (6) その他の公害対策・生活環境保全策(振動・土壌汚染対策等)を推進します

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
環境基準の達成率(大気、水質など) (%)	99.98	100
生活排水処理率 (%)	95	97
水洗化率 (%)	98	99

施策の柱2

資源循環型社会の構築

市では、あきる野ごみ会議の活動等を通じて、市民や事業者との協働の下、3Rの取組を推進してきました。今後は、3Rにリフューズ及びリペアを加えた5Rの推進に向けて、市民や事業者が主体となった取組の啓発と体制構築を図ります。

第二次計画(改訂版)の評価において、本市のごみ総排出量は減少傾向にありますが、可燃ごみに含まれる廃プラスチック割合は多摩地域の平均を上回っていました。ワンウェイプラスチックの利用・提供の抑制など、発生量の低減の徹底を図ります。

また、生ごみの減量化については、食品ロスの削減や生ごみの水切りの徹底、生ごみ堆肥化を促進します。さらに、本市には様々な資源があり、有効利用されているものと、まだ活用されていないものがあると考えられます。そこで、まだ活用されていない市内の資源を抽出し、循環させ、利用する仕組みづくりを検討します。

環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、収集に係る環境負荷の低減や可燃ごみ焼却による発電などの継続や、食品残さのリサイクルの検討を推進します。

目指す姿

- 資源と集団回収を除く、市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量について、令和6(2024)年度に対し約6.3%(35.7g/人・日)削減している
- 令和6(2024)年度に約27%だった資源化率について、約35%まで増加している
- ごみの減量化や資源化(リサイクル)、処理処分を行う施設の充実が図られている

コラム

5Rとは

5Rとは、ごみを減らし資源を有効活用するためにできる、5つの行動を表した言葉です。

Refuse(リフューズ: 不要なものを買わない、断る)、Reduce(リデュース: ごみの発生を減らす)、Reuse(リユース: 繰り返し使う)、Repair(リペア: 修繕して使う)、Recycle(リサイクル: 再生利用する)の頭文字をとったもので、これらの行動を実践することで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現につながります。



施策方針1 5Rの推進

- | | |
|--|---|
| (1) 市民や事業者が主体となった5R推進に向けた啓発と体制構築を行います | ★ |
| (2) 廃プラごみの発生量低減の徹底を図ります | ★ |
| (3) 家庭・事業所におけるごみ減量を促進します | ★ |
| (4) 食品ロスの削減を図ります | ★ |
| (5) 資源の再利用(リユース、リペア)を促進します | ★ |
| (6) 資源集団回収の推進・資源回収の充実等により、ごみの再生利用(リサイクル)を推進します | ★ |
| (7) あきる野市の資源の循環の仕組みづくりを検討します | ★ |

施策方針2 環境に配慮した収集・処理の推進

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 環境に配慮したごみの収集・処理を推進します | |
|---------------------------|--|

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量 (g/人日)	564.7	529.0
市民一人一日当たりの不燃ごみ排出量 (g/人日)	11.2	10.3
市民一人一日当たりの粗大ごみ排出量 (g/人日)	36.3	33.8
資源化率 (%)	27.0	35.0
ごみ処理によって回収可能となる資源化量 (t) ※可燃ごみ残さや粗大ごみ破碎処理により回収可能となる鉄、非鉄類の重量	1,280	—

施策の柱3

清潔で快適なまちづくりの推進

誰もが愛着をもてる清潔なまちづくりに向け、不適正な屋外広告物の撤去や空き地・空き家の適正管理・利活用、ペットの適正飼育の意識啓発等を実施してきました。快適なまちの維持・創出に向けて、今後もこれらの取組を継続します。

さらに、本市の魅力ある街並みや自然を守るため、一斉清掃等の取組を継続するとともに、まちのクリーンアップ活動の実施や、アウトドア等における環境倫理の啓発を図ります。

また、本市の緑が多いという特性を生かし、歩きやすい散策路、遊歩道等の整備を通して、快適で魅力あふれるまちづくりを継続します。

目指す姿

- 本市の魅力ある街並みや自然が、多様な主体の取組によって清潔に美しく保たれている
- 良好な街並みが形成され、歩きやすい散策路や遊歩道が整備されている

施策方針1 清潔なまちづくり

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 不適正な屋外広告物(看板等)や放置自転車の指導、撤去を推進します | |
| (2) 道路・街路樹・公園等の公共施設の適正管理を推進します | |
| (3) 一斉清掃の実施等、まちの清掃活動を推進します | ★ |
| (4) ポイ捨て・不法投棄対策を推進します | ★ |
| (5) 空き地の適正管理、空き家の適正管理・利活用等を推進します | |
| (6) ペットの適正飼育の意識啓発を図ります | |

施策方針2 快適で魅力あふれるまちづくり

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 良好な街並みづくり、歩きやすい散策路や遊歩道等の整備を推進します | |
|--------------------------------------|--|

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
一斉清掃の参加率(%)	30.6	30.6
ボランティア袋の各施設での年間配布数(組) ※一斉清掃配布分を除く	1,804	2,000
SNS、一斉メール等で清掃活動を紹介した回数(回)	2	4

3 気候変動対策分野

- ・あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・あきる野市気候変動適応計画

（方針）地球温暖化を緩和するとともに、気候変動に適応する



施策の柱1

省エネ活動の徹底

二酸化炭素の排出削減に向けて、市では家庭や事業所における省エネ活動や省エネルギー設備・機器の導入促進について、普及啓発を行ってきました。

本市の二酸化炭素排出量の約3割を占める、家庭からの二酸化炭素排出量を削減することは、市内の二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与することから、家庭における省エネ型のライフスタイルへの転換を促進します。また、省エネ設備の導入、住宅の断熱化(窓、ドア、床等)に対して活用可能な補助制度や光熱費の削減効果等のインセンティブとなる情報の提供を通じて、住宅の省エネ化を図ります。

市内事業者に対しては、脱炭素経営や世界的な環境保全意識の高まりについて、広く啓発するとともに、国や都の補助制度に関する情報提供を通じた取組の支援を推進します。

市の事務事業においても、こまめな消灯などの省エネの取組を継続するとともに、公共施設への省エネルギー設備・機器の導入などを推進します。

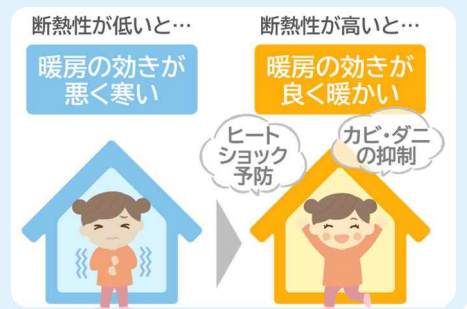
目指す姿

- 家庭や事業所、公共施設において省エネ活動が定着し、エネルギー使用量の削減が図られている
- 市民、事業者、市において、環境に配慮した消費行動が定着している
- 家庭や事業所、公共施設への省エネルギー設備・機器の導入や省エネ改修が積極的に行われている

コラム

住宅の断熱化による様々なメリット

高断熱住宅は、冷暖房の効率向上による省エネに加えて、室内の快適性向上や健康維持などのメリットがあります。室内の温度差軽減によるヒートショックの予防や、結露防止によるアレルギーの原因となるカビ・ダニの抑制などが期待できます。



施策方針1 家庭生活における省エネの推進

(1) 省エネ型のライフスタイルへの転換を促進します

(2) 環境に配慮した消費行動の実践を促進します

(3) 住宅の省エネ化を促進します

施策方針2 事業活動における省エネの推進

(1) 事業活動における計画的な省エネ化を促進します

(2) 建築物などの省エネ化を促進します

(3) 市の事務事業における省エネ化を推進します

関連指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
本市の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	279,000	165,000
市の事務事業における二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	6,493	3,911
家庭部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	85,000	39,000
産業部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	23,000	12,000
民生業務部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	65,000	27,000



コラム

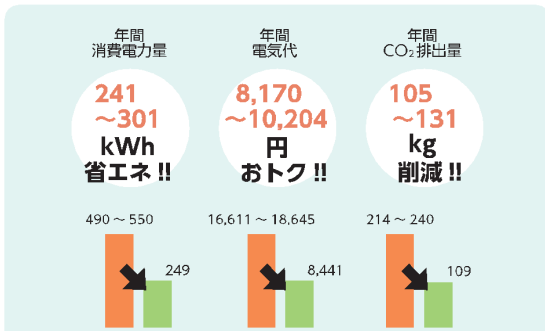
省エネ家電への買い換えで電気代を削減

家電製品は製造から使用、廃棄までの中で、使用段階の二酸化炭素量が多く、使用による二酸化炭素排出量を削減することが重要です。また、省エネ性能の高い家電への買い換えは、電気代の削減にもつながります。

環境省が提供する省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を活用することで、家電製品の買い換えによる年間の消費電力量や電気代等の削減効果を簡単に知ることができます。

出典:環境省 デコ活ホームページ

冷蔵庫 15年前と比べて 定格内容積:401~450L



出典:東京都 家庭の省エネハンドブック 2025



二酸化炭素排出量の削減目標達成に向けて、エネルギー使用量を低減する省エネルギー化だけでなく、使用するエネルギーの脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの導入と調達の拡大が重要です。

再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、自然環境や景観の保全に配慮しながら、住宅や事業所、公共施設の屋根等への太陽光発電の導入を進めるほか、木質バイオマス利活用に向けて、実現可能性について検討します。さらに、太陽熱利用や小水力発電、水素利用などの次世代エネルギーについての情報を収集し、導入・活用について検討します。

また、設備の導入が難しい住宅や事業所、公共施設においては、小売電気事業者が提供する再エネ電力プランの利用を促進します。

目指す姿

- 家庭や事業所、公共施設において、再生可能エネルギー発電設備の導入目標が達成されている
- 家庭や事業所、公共施設において、再生可能エネルギー電力の調達目標が達成されている

施策方針1 再エネ導入の推進

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 太陽光発電設備の導入拡大を図ります | ★ |
| (2) 木質バイオマス利用を推進します | ★ |
| (3) その他の次世代エネルギーの導入を推進します | ★ |
| (4) 再エネ電力の地産地消を推進します | ★ |

施策方針2 再エネ調達の推進

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 家庭における再エネ電力の購入を促進します | ★ |
| (2) 事業所や公共施設における再エネ電力の購入等を促進します | ★ |

関連指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 17 年度)
市内の太陽光発電設備導入量(累計) (MWh) ※FIT・FIP 制度を活用した導入量	18,011 (令和 5 年度)	28,828 (令和 12 年度)
公共施設における実質再エネ電力の導入率 (%)	41.51	100



コラム

再エネ電力の調達とは

平成 28 (2016) 年から、電力小売の自由化によって、電力会社を自由に選べるようになりました。多くの「新電力」と呼ばれる小売電気事業者が再エネを電源とした電気プランを提供しており、住宅や事業所へ発電設備を設置しなくとも、電力契約を切り替えるだけで再エネ由来の電気を使うことができます。

再エネ電気プランの料金は、切り替え前と同等程度のものもあります。万一契約している小売電気事業者が倒産しても、電気が止められることはありません。また、災害復旧において、不利になることもありません。



再生可能エネルギー由来の電気プランへの切り替えで CO₂ 排出が実質ゼロの電気を使えます。

出典:環境省「再エネ スタート」ホームページ

施策の柱3

移動手段の脱炭素化

これまで市では、二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減するために、移動手段の転換の促進と自動車の燃料消費の節減を図ってきました。

今後は、更なる脱炭素化した移動手段への転換を目指して、地域住民、来訪者のいずれにおいても、公共交通に関するリアルタイムな情報の提供やパーク・アンド・ライドの導入などのマイカー利用抑制の手法や、自転車の有効活用方策の検討を行います。また、次世代自動車や充電設備の普及促進を継続します。市の事務事業においても、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用のほか、公用車の燃料使用量の節減、電気自動車などの次世代自動車の導入を継続します。

目指す姿

- マイカーの利用抑制と公共交通機関や自転車の利用促進が図られている
- エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている
- 公用車に次世代自動車(主に電気自動車)の導入が推進されている

施策方針1 移動手段の転換等

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) マイカーの利用抑制を図ります | ★ |
| (2) 公共交通の利便性向上と利用促進を図ります | ★ |
| (3) 自転車の利用促進を図ります | |
| (4) 市の事務事業における環境負荷が小さい移動への転換を推進します | |

施策方針2 自動車の燃料使用量の節減

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) エコドライブの普及啓発を図ります | |
| (2) 次世代自動車等の普及を図ります | ★ |
| (3) 公用車の燃料使用量の節減、次世代自動車の導入を推進します | |

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
運輸部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	97,000 (令和4年度)	83,000
JR 五日市線の1日当たりの利用者数 (人/日)	20,112 (令和5年度)	現状維持
路線バスの1日当たりの利用者数 (人/日)	8,790.9	現状維持
るのバスの1日当たりの利用者数 (人/日)	257.1	300.0
デマンド型交通の1日当たりの利用者数 (人/日)	16.6	25.0
公用車の次世代自動車導入率 (%)	25.0	30.0 (令和17年度)

本市は、市域の約6割に及ぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有しています。これらの緑は、生きものの生息・生育の場となるだけでなく、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。

緑を活用し、生物多様性の保全と二酸化炭素の吸収源対策を進めるため、森林保全・活用のための整備や市街地の緑の充実・拡大を図ります。さらに、木質バイオマス利活用に向けて実現可能性について検討を進めるとともに、カーボンオフセットの仕組みづくりや活用策の研究を継続します。

目指す姿

- 森林整備計画等に基づく、林業振興策・森林保全等の推進により森林の健全性が向上している
- 公共施設や公園、住宅地等、市街地の緑化が進んでいる

施策方針1 吸収源対策(グリーンカーボン)の推進

- (1) 森林の保全を推進します
- (2) 森林資源の活用を通じて森林保全を促進します
- (3) 市街地の緑化を推進します

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
グリーンカーテンの実施率 (%)	76.2	80
森林整備(主伐・間伐)面積 (ha) ※森林整備面積は、年度による変動があるため、現状値より目標値が小さくなっています。目標値は、これまでの整備実績に基づき設定しています。	140 (令和5年度)	88 (令和12年度)

コラム

グリーンカーボン

森林等は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、長期間にわたって貯留することができ、吸収・貯留された炭素をグリーンカーボンといいます。

植林や間伐などの整備を行った森林による二酸化炭素吸収量は、「クレジット」として国の認証を得ることで、日常生活や事業活動によってどうしても排出される二酸化炭素の埋め合わせとすることができます。

また、グリーンカーボンの創出は、脱炭素の実現だけでなく、土砂災害の防止や降った雨水を長時間とどめる水資源の維持など、様々な効果が期待されます。



森林整備

市では、気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う熱中症等の健康被害や、自然災害への対策に取り組んできました。

現在も、本市の平均気温は上昇傾向にあり、真夏日や猛暑日が増加、冬日が減少しています。また、市民ワークショップでは、このような気温の変化のほか、様々な変化が挙げられたことから、今後は、気候変動による農林水産業や自然生態系、感染症、産業等の幅広い分野において予測される影響に適応するために、7つの分野(自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然生態系、産業・経済活動、国民生活・都市生活)において取組を推進します。自然災害分野をはじめとした災害による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興を目指す取組は、「あきる野市国土強靱化地域計画」と併せて推進します。

目指す姿

- 気候変動への適応に向けた各主体の役割について周知・啓発がされている
- 気候変動による自然災害や健康被害、生活への影響に対する備えが行われている
- 気候変動による農林水産業や観光などの、産業・経済活動への影響へ適切な対策がとられている

施策方針1 農林水産業への影響への対応

- (1) 気候変動による農林水産業への影響と対応策について、情報収集及び情報発信を図ります
- (2) 気候変動に適応した農作業環境の整備を推進します

施策方針2 水環境・水資源への影響への対応

- (1) 市民への節水の呼びかけ等、水の安定供給のための対策を推進します
- (2) 森林の水源かん養機能の維持増進を図ります

施策方針3 自然生態系への影響への対応

- (1) 気候変動による森林や里地・里山の生態系への影響の把握と対応を推進します
- (2) 温度上昇や大規模な洪水の頻度増加による河川生態系への影響の把握を推進します

施策方針4 自然災害への備え

- (1) ハザードマップの周知徹底や防災・安心地域委員会との連携等により自然災害への備えを推進します
- (2) 河川の安全対策の早期実施、浸水対策等、激甚化する自然災害への対策を推進します

施策方針5 健康被害への対策

(1) 熱中症の注意喚起と予防策の普及啓発を図ります



(2) 気温上昇などによる感染症の発生状況の把握と対策の周知を図ります

施策方針6 産業・経済活動への影響への対応

(1) 気候変動による産業への影響について情報収集を図ります



(2) 気候変動による観光への影響について対策を検討します

施策方針7 国民生活・都市生活への影響への対応

(1) 災害によるライフラインへの被害の軽減と備えの取組を推進します



(2) 暑熱等による生活への影響の軽減を図ります



関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
クーリングシェルター登録施設数(累計)(施設)	17	27
熱中症救急搬送者数(人)	56	48



コラム

市民の皆さんから寄せられた気候変動による変化

気候変動による変化は、平均気温や猛暑日数をはじめとした、統計データで示されているものの他に、市民の皆さんが暮らしの中で感じているものも多くあります。

市民ワークショップにおいては、気候変動や温暖化を実感することとして、「夏が暑すぎる、夜になっても谷風が吹かず涼しくならない。」「紅葉の時期が遅くなるなど、季節感が変わってきている。」「トマトのヘタの周辺の日焼けが増えた、作物の収穫時期の変化や不作が発生している。」「昔では考えられないほどの自然災害が頻繁におきている。」などが挙げられました。



市民ワークショップでのワークシート

4 人の活動分野

(方針)市民・事業者が環境への理解を深め、市と協働して取組を推進する



施策の柱1

人材の育成

市では、自然の大切さを理解し、主体的に環境保全等に取り組む気持ちを育むことを目的に、学校での環境教育や様々な場面での体験学習により子ども達の育成に取り組んできました。また、本市の環境保全等に携わるボランティア等の担い手の育成・活用を進めてきました。

子ども達が自然の中で遊び、学べる場所があることは、本市の強みであり、このような自然豊かな環境に、愛着と誇りを持つシビックプライドの形成を目指して、小宮ふるさと自然体験学校等の拠点施設を活用した自然体験活動や自然環境教育、イベントの継続と充実を図ります。

また、環境保全等を担う人材の充実に向けて、ボランティアや新規就農者の育成と活用、活動団体のイベントにおける専門家の登用等に取り組めます。さらに、あらゆる世代を対象とした普及啓発として、環境フェスティバルの開催、参加型イベントの実施などを推進します。

目指す姿

- 環境教育や自然体験学習が定着し、次世代を担う子ども達の育成が進んでいる
- 森林サポートレンジャーあきる野や農林業の担い手などが育成されている
- 各種取組のきっかけとなる普及啓発イベント等が実施されている

施策方針1 次世代を担う子ども達の育成

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 小中学校における環境教育を推進します | ★ |
| (2) 環境教育の場と機会づくりを促進します | ★ |

施策方針2 後継者の育成

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 担い手や後継者の育成や活用を促進します | |
|-------------------------|--|

施策方針3 あらゆる世代を対象とした普及啓発の実施

(1) 各種普及啓発の実施を検討、推進します



関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
小中学校における環境教育の実施回数(回)	28	現状維持
新規就農者数(累計)(人)	15	25
環境フェスティバルの来場者数(推計)(人)	2,100	2,500



コラム

環境教育の取組紹介

市内小中学校では、環境月間(毎年6月)において、各学校の実情に応じた環境教育(エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験活動など)を実施するとともに、児童・生徒がSDGs等に興味・関心をもち、自ら課題を設定し、探究する学習を進めています。

また、小宮ふるさと自然体験学校では、子ども達を中心に、自然との触れ合いの場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため、学校の自然環境教育や市内外の団体を対象とした自然体験事業などを実施しています。



環境教育活動の様子

本市では、あきる野市生きもの会議、あきる野市自然環境調査部会、あきる野ごみ会議等の行政と市民の協働による組織のほか、猟友会・農業者等で組織するあきる野の農と生態系を守り隊など、市民が中心となって環境保全活動を行う団体が多数存在しています。また、市の一斉清掃や水田・畑での体験学習、森林レンジャーあきる野が行う森の子コレンジャー活動、小宮ふるさと自然体験学校が主催する森っこサンちゃんクラブなど、様々な活動が行われています。

既存の取組の普及・拡大に加え、多くの主体の参加を後押しし、次世代へ継承していくことを目指して、市内の活動団体やそれら団体の活動内容について、情報を整理し、分かりやすく市民へ発信します。また、団体同士のネットワーク形成や世代交代を支援し、市民との協働を促進します。

さらに、企業や団体との協定による環境保全活動の実施等、事業者との協働を促進します。

目指す姿	● 市民団体等による環境保全活動が活発に行われ、団体同士や市との協働が図られている
	● 様々な主体が気軽に参加できる機会の維持・創出が図られている
	● 事業者や自治体等と協働した森づくりやその他の環境保全活動が行われている

施策方針1 協働体制の整備

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 各種委員会等の運営を通じた協働体制の強化を図ります | |
| (2) 活動団体への支援や活動団体同士のネットワーク形成の促進を図ります | ★ |

施策方針2 市民との協働の促進

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 市民が気軽に参加できる機会を創出します | |
| (2) 様々な団体と協働した取組を推進します | ★ |
| (3) 活動希望者と活動団体を紹介します | ★ |

施策方針3 事業者との協働の促進

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 事業者による環境保全活動の機会を創出します | ★ |
|---------------------------|---|

関連指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 17 年度)
あきる野の農と生態系を守り隊の新規登録者数(累計) (人)	3	11
企業の森整備面積 (ha)	1.44	4.95



コラム

森林レンジャーあきる野の取組紹介

町内会・自治会が行う昔道・尾根道の補修や景観の整備等を地域と協働で実施しているほか、登山道や山林地帯を巡視し、整備・補修するとともに、市内に生息する生きものの調査、滝や巨木などの地域資源の掘り起こし、森林レンジャーの次世代育成事業として森の子コレクション活動などを行っています。

さらに、地域の森づくりに関連した自然環境教育の開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。



森林レンジャーあきる野の活動の様子



コラム

NbS/ネイチャー・ベースド・ソリューション

NbS とは、自然が有する機能を持続的に利用し、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会的課題の解決につなげるという考え方で

す。東京都は、生態系の機能を活用して都が抱える社会課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する、企業や民間団体、行政による取組を「Tokyo-NbS アクション」として紹介・発信しています。

NbS の定義の概念
出典:国際自然保護連合(IUCN)



重点プロジェクト

重点プロジェクトとは

重点プロジェクトは、本市の環境特性と課題を踏まえ、優先的に着手実行する取組で、計画全体をけん引する役割を担います。

望ましい環境像の実現に向けて、本市で特に解決が急がれる課題や、社会要請が高まっている取組に対して、より多くの市民・事業者が参加、協働して、発展性が期待できる内容を、中長期的な視点から設定し、本計画をけん引するプロジェクトとして推進します。

重点プロジェクトの概要

環境問題は環境分野間で相互に作用しており、それぞれの課題を複合的に解決することが求められます。さらに、私たちの日常生活や事業活動と密接に関連しているため、環境保全等に取り組むことは環境面だけではなく、経済面・社会面においても相乗効果をもたらします。

そこで、環境・経済・社会における課題を統合的な解決を念頭に置きながら、環境分野を横断・連携して取り組むプロジェクトとして4つの重点プロジェクトを設定しました。

	美しく豊かな自然を未来につなぐプロジェクト	みんなで守る美しい循環のまちプロジェクト	エネルギーの転換でストップ地球温暖化プロジェクト	環境配慮を暮らしの常識に！ビジネスの力に！プロジェクト
【期待される効果】				
自然環境	◎	○	○	○
生活環境 資源循環	○	◎	○	○
気候変動 対策	○	○	◎	○
人の活動	○	○	○	◎
社会・ 経済への 効果	本市を代表する自然資源の保全を通じた魅力向上、産業振興	日常生活・事業での取組、アウトドアレジャーの環境意識の向上を通じた愛着と誇りの形成	エネルギーの地産地消を通じたエネルギーの流出抑制、非常時の体制強化	各団体の環境保全活動やイベント等を通じたコミュニティ、連帯感の醸成

関連する施策について各分野の施策に「★」を付けています。



美しく豊かな自然を未来につなぐプロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

市では、里地・里山、森林、農地、河川などの自然環境を適切に保全・活用し、豊かな生物多様性を将来に引き継ぐための取組を推進しています。

本プロジェクトでは、こうした生物多様性の保全と活用を進めるために、市だけでなく、事業者や市民などの多くの主体と協働し、地域ぐるみで活動を進める仕組み・体制づくりを行います。

(2) 取組の方向性・期待される効果

自然復興に向けて「連携増進活動実施計画」の認定等を通じた、計画的な保全活動を実行します。また、土地所有者や境界の明確化を進めることで、森林整備・保全活動を円滑にし、希少な生きものの生息・生育域の適切な管理を後押しします。

林業や農業においても生物多様性へ配慮した営林・営農活動を通じて、自然環境と地場産業の調和を図ります。また、自然環境に関する市民活動団体と、土地所有者を含む市民が連携する仕組みを整えることで、保全活動の連携を強化し、より実効性の高い取組へとつなげます。

外来生物への対策は、情報発信や駆除方法の周知、空き家所有者への働きかけ等と連動した対応を展開し、生態系への影響を最小限に抑えます。さらに、東京都等と連携して継続的に実施します。

加えて、市民が自然と触れ合う機会の創出や、観光・アウトドアにおける環境意識の向上を通じて、持続可能な自然との共生を推進し、環境保全等への理解と行動の拡大を図ります。

本市の象徴である自然環境を形成する生物多様性の保全と活用を通じて、ネイチャーポジティブの実現、市民・事業者の主体的、積極的な行動の活発化、本市の魅力向上が期待されます。





みんなで守る美しい循環のまちプロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

本プロジェクトでは、資源が循環する持続可能な地域の実現を目指して、市民・事業者・市が一体となった「5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)」の実践を進めていきます。また、ごみのない自然や街並みが魅力的なあきる野市を目指して、清掃活動の拡大やアウトドアレジャーにおける環境意識の醸成を図ります。

(2) 取組の方向性・期待される効果

5Rの普及啓発に向けて、これまで市として推進してきた3Rに加えて、特に「リフューズ(不要なものは受け取らない)」「リペア(修繕して使う)」の2つを重点的に取り組むことで、より根本的なごみの発生抑制を図ります。

リフューズ(Refuse)の促進に向けて、イベント等でのプラスチック製品の作成・配布を控える方針の徹底や事業者の市民へマイバッグ・マイボトル等の利用を促進する取組の支援を通じて、廃棄物の発生そのものを抑制します。

リペア(Repair)の推進では、物品を修繕して使う活動に関する講演会やワークショップの開催を通じて、修繕し長く使えるものを選ぶという意識の定着を目指します。さらに、「購入時点での排出責任」について啓発を行うことにより、ライフサイクル全体を意識した消費行動を促進します。

また、SNSを活用した清掃活動の周知や、清掃活動を行う市民同士のネットワークの形成を促すとともに、登山やハイキング、川遊び、バーベキュー後のごみの持ち帰りの徹底等のアウトドアレジャーにおける環境意識の向上を図ります。

これらの取組を通じて、まちの景観・衛生環境の改善に加え、野生生物の生息・生育環境の保全が期待されます。さらに、美しい自然や街並みとそれを守るという意識が、あきる野市の“誇り”となるよう、責任ある行動の普及を進めます。





エネルギーの転換でストップ地球温暖化プロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

市は、「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・事業者と連携して令和32(2050)年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指しています。また、本計画においては、短期目標として平成25(2013)年度比で二酸化炭素排出量を令和12(2030)年度までに50%削減し、消費電力の50%を再生可能エネルギーとすることを目標として位置付けています(第3章に掲載)。

本プロジェクトでは、ゼロカーボンシティの実現に一人ひとりが取り組む意義を共有しつつ、再生可能エネルギー発電・熱利用設備の導入、再生可能エネルギー電力プランへの切り替えを促進します。また、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けて、地域住民・観光客の公共交通利用を促進します。

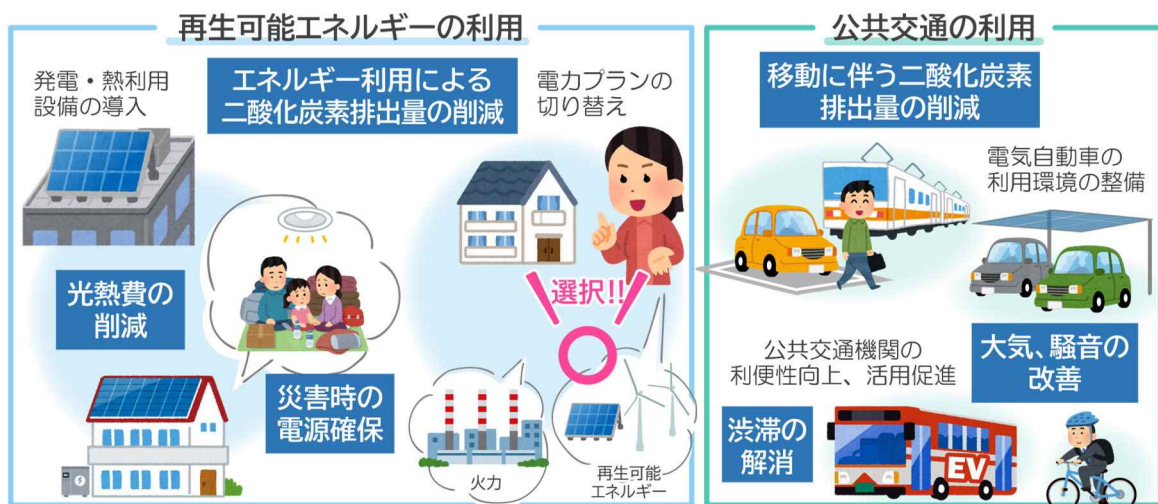
(2) 取組の方向性・期待される効果

市民や事業者の再生可能エネルギー発電・熱利用設備の導入促進に加えて、設備の導入が難しい住宅や事業所においても、電力プランの切り替えによる再生可能エネルギーの利用促進を啓発します。また、国・東京都の支援策や導入による効果等のインセンティブを周知することで、費用面での設備導入の障壁を下げると同時に、再生可能エネルギー利用の意欲向上を図ります。

市の事務事業において、公共施設への再生可能エネルギー導入や、再生可能エネルギー電力プランへの切り替えを実施し、率先して取組を推進します。

これらの取組を通じて、温室効果ガス排出量の削減のほか、地域内のエネルギー自給率の向上、災害時の非常用電源の確保、エネルギー費の流出抑制といった効果が期待されます。

また、観光客や住民の公共交通利用の促進を通じて、マイカー利用の抑制を図り、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減を目指します。これにより、地域交通の利便性向上や交通渋滞の解消、騒音等の改善も期待されます。





環境配慮を暮らしの常識に！ビジネスの力に！プロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

環境問題の解決には、市民・事業者の主体的な行動が必要不可欠です。

本プロジェクトでは、市民・事業者の環境への関心向上と、日常生活や事業活動における、環境に配慮した選択や行動の定着を目指して、全ての環境分野の取組に関する普及啓発を行います。また、市民・事業者の環境保全活動への参加を後押しする仕組みづくりを通じて、市民・事業者・市が協働した環境保全活動が活発に行われる地域社会の形成を目指します。

(2) 取組の方向性・期待される効果

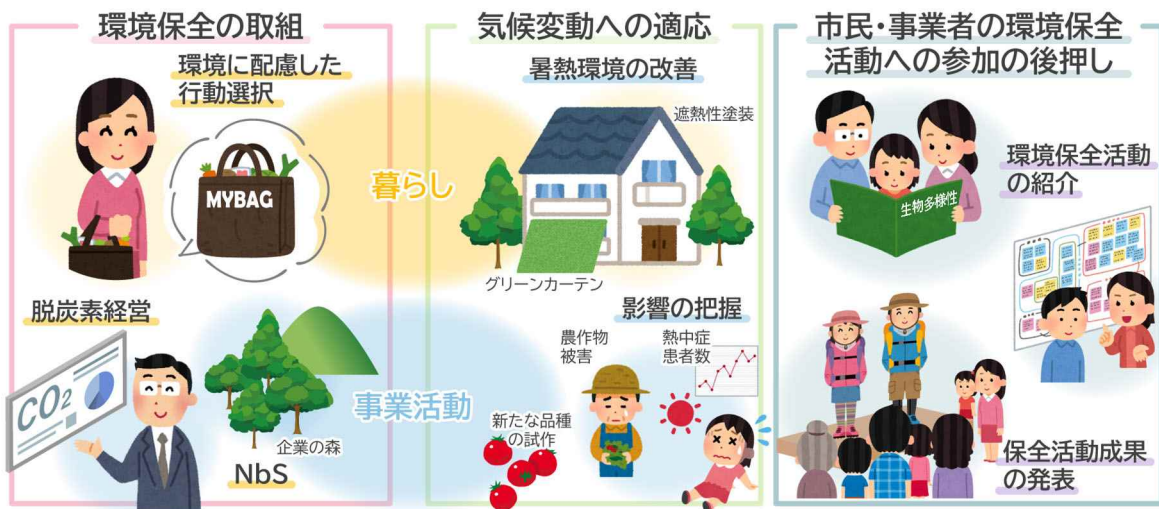
暮らしにおいては、省エネ活動の徹底のほか、エシカル消費の啓発等を通じて、環境負荷の少ない製品やサービスを選択することを促進し、持続可能なライフスタイルの定着を図ります。

また、事業活動においては、省エネセミナーの実施等により、事業者の取組の拡大を図ります。さらに、脱炭素経営や NbS(ネイチャー・ベースド・ソリューション)等の情報の提供を通じて、事業活動において環境保全等の視点を取り入れ、ビジネスの力としていくことを推進します。

気候変動による影響は本市においても生じていることから、気候変動に適応した暮らしや、気候変動による産業への影響に関する情報の提供を通じて、地域の経済活動への影響、被害の軽減を図ります。

市民や事業者の主体的な参画を促すために、環境保全活動の見える化等を通じて、地域に根ざした環境保全活動の輪の拡大と継承を推進します。

環境保全等の取組の輪を拡大するとともに、このような活動を通じて、互いに協力する関係性を育むことで、コミュニティの醸成に寄与することが期待されます。



第5章

推進体制と進行管理

1. 推進体制

(1) 各主体に求められる行動と協働の行動原則

環境像に定めた美しく豊かな環境の実現に向けて、各主体が一体となって環境保全等の取組を推進することが求められます。市民一人ひとり、本市で事業を営む各事業者が、自身のこととして認識し、環境保全等の主役として行動することを目指します。



(2) 本計画の推進体制

本計画の策定から実行、評価といった進行管理を担い、その取組の実現性と実効性を高め、推進していく組織として、庁内推進組織と諮問機関である「あきる野市環境審議会」、進捗状況の点検等を行う「あきる野市環境委員会」、さらに、市民・事業者・市の協働組織を位置付けます。

協働組織は、市民・事業者・市、識見を有する者、各種団体の代表等で構成され、必要に応じて、共同で会議を開催し、意見交換等を行います。「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市自然環境調査部会」「あきる野ごみ会議」等が該当します。

推進体制	
あきる野市環境審議会	市長の諮問機関であり、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、必要な審議及び答申を行う
あきる野市環境委員会	協働による取組などの企画・運営、本計画の施策進捗状況の点検・評価や確認を行う
協働組織	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市自然環境調査部会」、「あきる野ごみ会議」等の市民・事業者・市・識見を有する者等による組織により、本計画や分野別計画の推進を図る
庁内推進組織	「あきる野市生物多様性推進委員会」や「あきる野市地球温暖化対策推進本部」等の庁内の各部署を横断する組織により、本計画や分野別計画の推進を図る

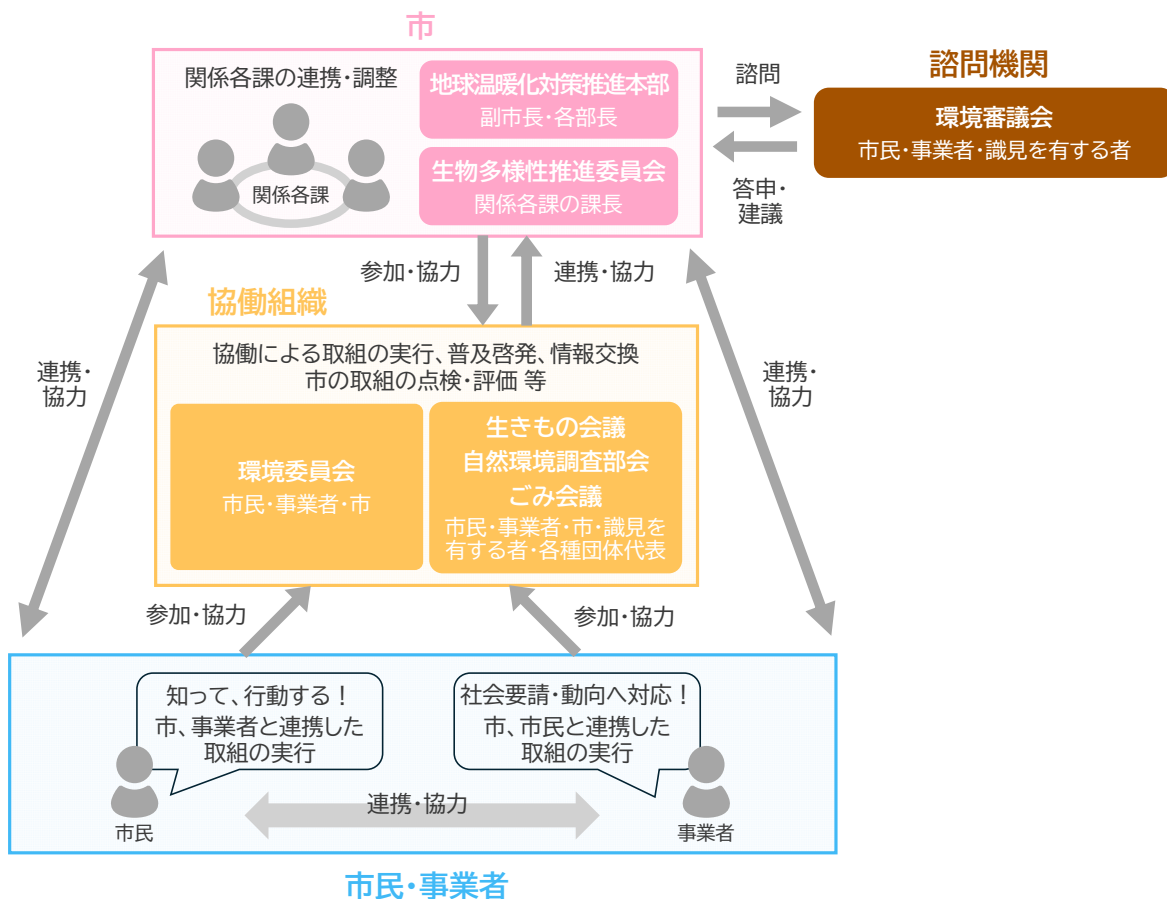


図 14 推進体制のイメージ

2. 進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の着実な推進や計画的な目標達成を図るために、PDCA サイクルに基づく進行管理を実施します。また、市民・事業者・市の三者協働の体制で行います。

毎年度、各施策の担当課と環境委員会により、施策進捗状況の点検・評価や確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、環境白書として取りまとめます。

(2) 点検・評価の方法

PDCA サイクルによる進行管理においては、点検・評価が非常に重要です。本計画において、施策の進捗状況の点検・評価の方法を設定して、計画策定後はこれに沿って実行し、点検・評価結果を踏まえて、取組課題の抽出と施策の見直しに反映します。

なお、毎年度実施する施策の進捗状況として、施策の取組状況のほか、本計画で設定した温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標、さらに環境分野ごとの関連指標の把握・評価を実施します。中間年度においては、市民や事業者を対象とするアンケート調査などを実施し、環境に対する満足度や環境保全活動の実施状況を把握します。

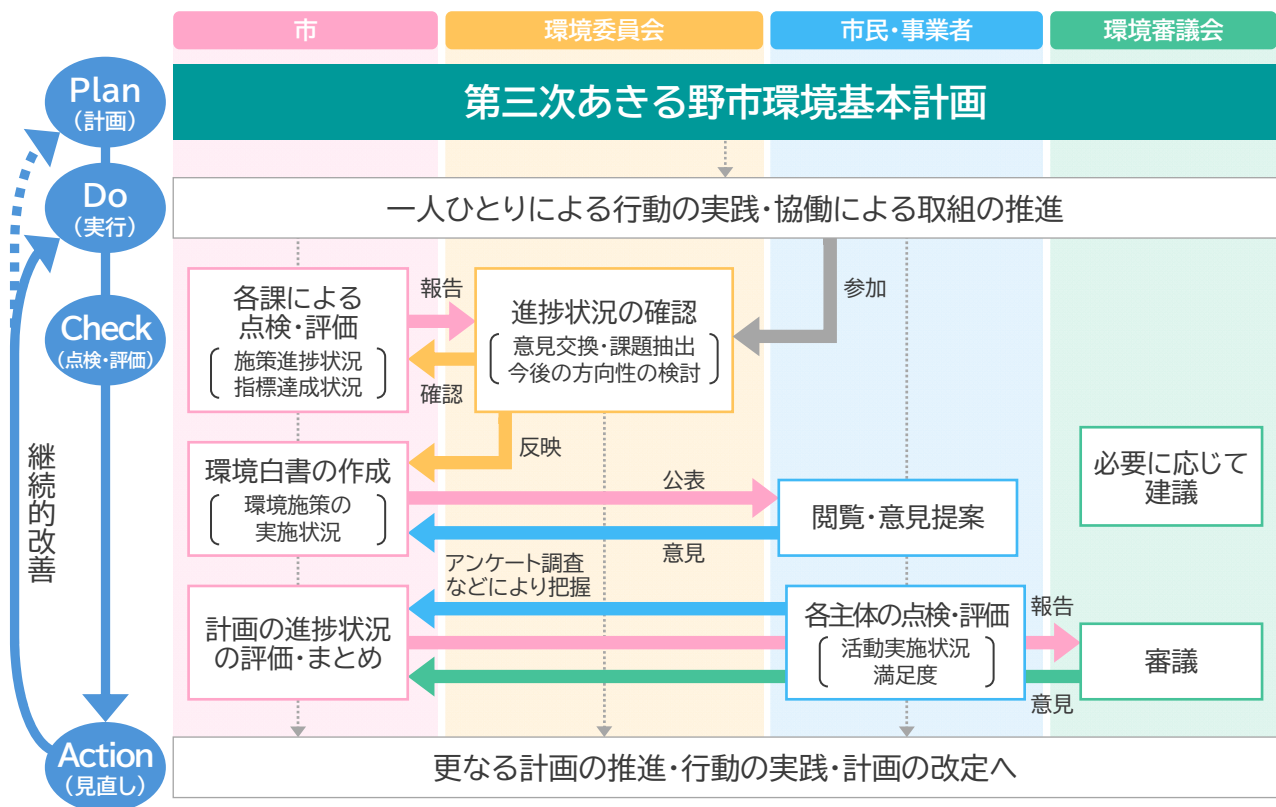


図 15 進行管理の流れと役割

評価時期

本計画全体の推進状況に対する評価は、計画期間を満了する前の令和 17(2035)年度に実施することとします。ただし、社会情勢の大きな変化などにより、計画の見直しが必要なときには、その時期に合わせて評価を実施します。

また、施策の進捗状況については、毎年度、点検・評価、確認を実施し、環境白書等を通じて公表します。

評価対象

評価対象は、「自然環境分野」「生活環境・資源循環分野」「気候変動対策分野」「人の活動分野」の 4 分野と 4 分野を統合した「全体」の 5 つとします。

評価指標の設定と評価の算出

評価指標は、次のア～エの 4 つとします。施策の実施状況や、目標及び関連指標の達成状況については毎年度に、中間年度においては、4つの指標を対象として評価・点検を実施します。

ア 施策実施状況	本計画における各施策の進捗を示すもので、毎年度、担当課が実施状況を整理し、その結果を環境委員会が確認した後、環境白書に掲載して公表する
イ 目標及び関連指標の達成状況	本計画で設定した温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成状況、環境分野ごとの関連指標に対する進捗状況について、担当課が目標に対する進捗状況を自己評価し、その結果を環境委員会が確認した後、環境白書に掲載して公表する
ウ 環境に対する満足度	市民や事業者が、本市の環境についてどのように感じているか等の満足度について、アンケート調査により把握する
エ 環境保全活動の実施状況	市民や事業者による環境保全活動の実施状況について、アンケート調査により把握する

1. 検討体制
2. 検討の経緯
3. あきる野市の自然的社会的特性
4. 温室効果ガス排出量の算定及び削減目標の設定
5. 第二次計画(改訂版)の評価
6. 環境に関するアンケート調査
7. 市民ワークショップ
8. 環境像の検討と投票
9. 関連指標の考え方
10. 用語解説

1. 検討体制

本計画の策定に向けた検討は、識見を有する者、市民の代表、事業者の代表、市職員からなる「あきる野市環境基本計画市民検討委員会」(以下「環境基本計画市民検討委員会」という。)と、庁内横断組織である「あきる野市環境基本計画策定本部」及び「あきる野市環境基本計画策定委員会」(以下「環境基本計画策定本部」及び「環境基本計画策定委員会」という。)、「あきる野市地球温暖化対策推進本部」及び「あきる野市地球温暖化対策推進本部幹事会」(以下「地球温暖化対策推進本部」及び「地球温暖化対策推進本部幹事会」)で行いました。

また、本計画(案)について、識見を有する者、市民の代表、事業者の代表からなる「あきる野市環境審議会」(以下「環境審議会」という。)に諮問し、審議の後、同審議会より答申をいただきました。

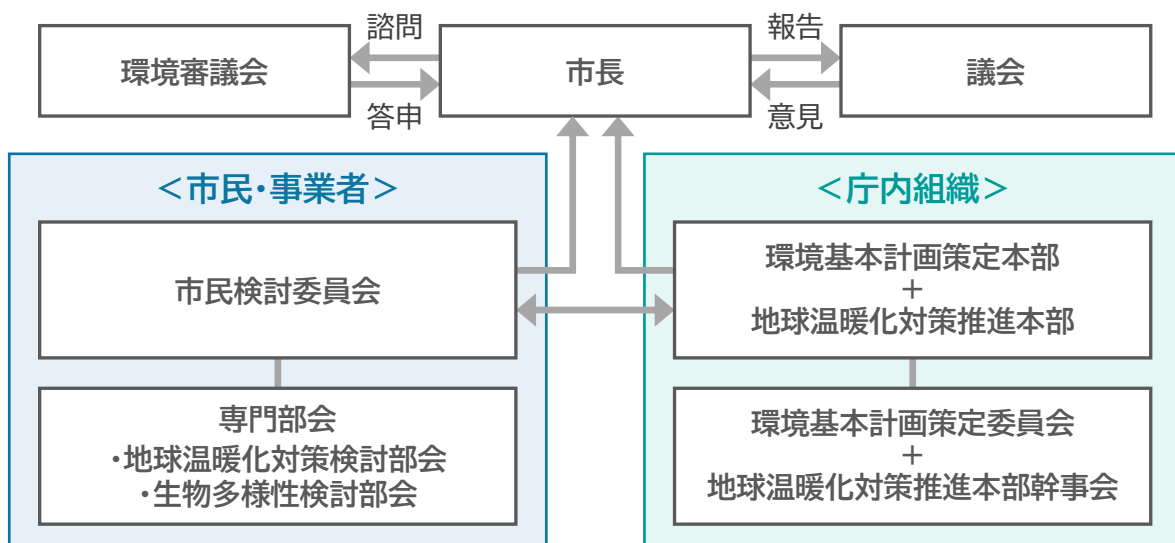


図 16 検討体制

(1) 環境審議会委員名簿（令和7(2025)年9月現在）

職務	氏名	所属
会長	江添真司	あきる野市環境委員会委員長
副会長	杉村健一	あきる野市生きものの会議委員
委員	関口千恵	あきる野市廃棄物減量等推進員会長
委員	船木克彦	東京都多摩環境事務所副所長
委員	小澤昇	(前)あきる野市清流保全協力員
委員	小山正弘	あきる野市町内会・自治会連合会長
委員	松村博文	あきる野商工会会長
委員	甲野富和	あきる野市農業委員会会長
委員	浦野知昭	あきる野市観光協会会長

(2) 市民検討委員会名簿（令和7(2025)年9月現在）

職務	氏名	所属
委員長	奥真美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
副委員長	森弘安	あきる野市生きものの会議委員長
委員	青山一彦	東京都環境局自然環境部計画担当課長
委員	戸辺清文	東京都地球温暖化防止活動推進センター
委員	鈴木浩子	公募市民
委員	石川菜緒	公募市民
委員	柏倉倫子	公募市民
委員	才勝真紀	廃棄物減量等推進員
委員	小山正弘	あきる野市町内会・自治会連合会会長
委員	平野寿一	あきる野商工会副会長
委員	田中明宏	あきる野市観光協会事務局長
委員	橋本敦美	あきる野市農業委員会
委員	安永勝昭	秋川漁業協同組合長
委員	栗原正樹 (令和7年7月1日～) 柴原勝己 (～令和7年6月30日)	エネルギー事業者
委員	石塚光輝	あきる野市環境農林部部長

(3) 環境基本計画策定本部及び地球温暖化対策推進本部 委員名簿

(令和7(2025)年9月現在)

職務	氏名	所属
本部長	吉野 敏郎	副市長
副本部長	丹治 充 (温暖化推進本部)	教育長
副本部長	石塚 光輝 (策定本部)	環境農林部長
本部員	川久保 明	企画政策部長
本部員	吉岡 克治 (令和7年4月1日~)	公共施設担当部長
本部員	渡邊 浩二	総務部長
本部員	坂本 茂美	市民部長
本部員	薄 丈廣	商工観光部長
本部員	山田 参生	健康福祉部長
本部員	長谷川 美樹	こども家庭部長
本部員	有馬 哲司	都市整備部長
本部員	小澤 和弘	区画整理・生活排水担当部長
本部員	大久保 学	議会事務局長
本部員	鈴木 将裕	教育部長
本部員	三品 孝之	教育部指導担当部長
本部員	遠藤 文寛	教育部生涯学習担当部長

(4) 環境基本計画策定委員会 委員名簿 (令和7(2025)年9月現在)

職務	氏名	所属
委員長	石塚 光輝	環境農林部長
副委員長	山本 淳史	環境政策課長
委員	私市 知広 (令和7年4月1日~) 吉岡 克治 (~令和7年3月31日)	企画政策課長
委員	中村 昌美 (令和7年4月1日~) 私市 知広 (~令和7年3月31日)	財政課長

職務	氏名	所属
委員	戸田里奈 (令和7年4月1日～) 坂本雅典 (～令和7年3月31日)	総務課長
委員	宮田健一郎	地域防災課長
委員	小室正人	防災担当課長
委員	森田芳久 (令和7年4月1日～) 内倉厚 (～令和7年3月31日)	市民課長
委員	橋本賢	生活環境課長
委員	松村直人	農林課長
委員	松村浩司	商工振興課長
委員	渡辺譲二 (令和7年4月1日～) 青木邦彰 (～令和7年3月31日)	観光まちづくり推進課長
委員	石山和可子 (令和7年4月1日～) 宮崎勝央 (～令和7年3月31日)	福祉総務課長
委員	山田直喜 (令和7年4月1日～) 中村昌美 (～令和7年3月31日)	健康課長
委員	荒井伸良	こども政策課長
委員	野口創	都市政策課長
委員	森田速人	住宅政策課長
委員	金子公晃	交通政策課長
委員	武藤昌幸	建設課長
委員	畑健司	生活排水対策課長
委員	木村紋子	教育総務課長
委員	佐藤宗一郎	指導担当課長
委員	石川尚昭	生涯学習推進課長
委員	一瀬秀和	スポーツ推進課長

(5) 地球温暖化対策推進本部幹事会 委員名簿 (令和7(2025)年9月現在)

職務	氏名	所属
幹事長	石塚光輝	環境農林部長
副幹事長	山本淳史	環境政策課長
委員	私市知広 (令和7年4月1日~) 吉岡克治 (~令和7年3月31日)	企画政策課長
委員	吉岡克治 (令和7年4月1日~)	公共施設担当部長
委員	中村昌美 (令和7年4月1日~) 私市知広 (~令和7年3月31日)	財政課長
委員	戸田里奈 (令和7年4月1日~) 坂本雅典 (~令和7年3月31日)	総務課長
委員	谷口喬則	契約管財課長
委員	宮田健一郎	地域防災課長
委員	内倉厚 (令和7年4月1日~) 長谷川武浩 (~令和7年3月31日)	五日市出張所所長
委員	橋本賢	生活環境課長
委員	松村直人	農林課長
委員	渡辺譲二 (令和7年4月1日~) 青木邦彰 (~令和7年3月31日)	観光まちづくり推進課長
委員	石山和可子 (令和7年4月1日~) 宮崎勝央 (~令和7年3月31日)	福祉総務課長
委員	水葉雄紀 (令和7年4月1日~) 山田直喜 (~令和7年3月31日)	高齢者支援課長
委員	荒井伸良	こども政策課長

職務	氏名	所属
委員	吉崎純子 (令和7年4月1日～) 石山和可子 (～令和7年3月31日)	こども家庭部こども家庭センター所長
委員	宮野亨 (令和7年4月1日～) 老沼陽子 (～令和7年3月31日)	こども家庭部保育課長
委員	野口 創	都市政策課長
委員	武藤昌幸	建設課長
委員	畑 健司	生活排水対策課長
委員	坂本雅典 (令和7年4月1日～) 岩崎 徹 (～令和7年3月31日)	施設営繕課長(教育部教育総務課教育施設担当課長 併任)
委員	木村紋子	教育総務課課長
委員	佐藤宗一郎	指導担当課長
委員	田倉崇史	学校給食課長
委員	石川尚昭	生涯学習推進課長
委員	一瀬秀和	スポーツ推進課長
委員	青木邦彰 (令和7年4月1日～) 山根 悟 (～令和7年3月31日)	図書館館長

2. 検討の経緯

令和6(2024)年8月から令和8(2026)年2月までの約1年半にわたり、市民検討委員会と策定本部、策定委員会での検討を重ね、本計画(案)の取りまとめを行いました。その後、あきる野市環境審議会による審議を経て、本計画の策定に至りました。

また、令和6(2024)年10月～令和7(2025)年1月には、本計画に各主体の視点を反映させるための基礎資料を収集することを目的とし、市民2,000人や事業者200社、市内の小学6年生及び中学2年生を対象とし意識調査を実施しました。さらに、地球温暖化対策、循環型社会、生物多様性の各テーマについて2回ずつ、市民の意見を収集することを目的とした、市民ワークショップを実施しました。

令和8(2026)年1月より、パブリックコメントを実施し、市民、事業者の方から意見をいただきました。

(1) 環境審議会の審議経過

回	開催期日	審議事項
第1回	令和8(2026)年 ●月●日(●)	● 第三次あきる野市環境基本計画(案)について(諮問)
第2回	令和8(2026)年 ●月●日(●)	● 第三次あきる野市環境基本計画(案)について(答申)

(2) 市民検討委員会の検討経過

回	開催期日	検討事項
【全体】 第1回	令和6(2024)年 8月29日(木)	● 役員の選出について ● あきる野市環境基本計画の改定について ● 市民・事業者アンケートの実施について
【全体】 第2回	令和6(2024)年 12月24日(火)	● 二酸化炭素排出量の現況、削減目標の検討及び再エネ導入量の目標について ● 市民・事業者アンケートの実施結果について
【全体】 第3回	令和7(2025)年 2月26日(水)	● 第三次環境基本計画策定の進捗状況について ● あきる野市の環境の特徴と課題について
【全体】 第4回	令和7(2025)年 3月28日(金)	● 二酸化炭素排出削減目標、再生可能エネルギーの導入目標設定の考え方について ● 策定方針について
【全体】 第5回	令和7(2025)年 5月2日(金)	● 環境像・分野別方針について ● 重点プロジェクトの考え方と候補案について

回	開催期日	検討事項
【全体】 第6回	令和7(2025)年 6月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 望ましい環境像について ● 重点プロジェクト案について ● アクションプラン案について
【全体】 第7回	令和7(2025)年 8月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三次あきる野市環境基本計画(素案)について ● アクションプラン案について
【全体】 第8回	令和7(2025)年 10月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三次あきる野市環境基本計画(素案)について

回	開催期日	検討事項
【地球温暖化 対策 検討部会】 第1回	令和6(2024)年 12月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● あきる野市における二酸化炭素排出量の将来推計について ● 温室効果ガス排出量の削減目標の検討方法について ● 再生可能エネルギー導入量の目標について
【地球温暖化 対策 検討部会】 第2回	令和7(2025)年 3月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 二酸化炭素排出量の短期・中期削減目標について ● 再エネ導入目標の検討方法について

回	開催期日	検討事項
【生物多様性 検討部会】 第1回	令和7(2025)年 1月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性あきる野戦略における各地域の問題や課題に対する取組への状況の確認と今後の取組方針について ● 生物多様性あきる野戦略における魅力を高めるための取組(生物多様性の向上、地域活性化や環境教育の推進、市民との協同や官民学連携等)に対する状況確認と今後の取組について ● 各地域の保全箇所の検討について ● 社会的、自然的変化を踏まえたあきる野市生物多様性戦略の課題について
【生物多様性 検討部会】 第2回	令和7(2025)年 2月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画における自然環境分野の「分野別方針」について ● 生物多様性あきる野戦略における魅力を高めるための取組(生物多様性の向上、地域活性化や環境教育の推進、市民との協働や多様な主体との連携等)に対する状況確認と今後の取組について ● 生物多様性あきる野戦略の環境基本計画への統合方針について

(3) 環境基本計画策定本部及び地球温暖化対策推進本部の検討経過

回	開催期日	検討事項
第1回	令和7(2025)年 3月25日(火)	● 第三次あきる野市環境基本計画 目次(案)について
第2回	令和7(2025)年 8月7日(木)	● 第三次あきる野市環境基本計画(素案)について

(4) 環境基本計画策定委員会及び地球温暖化対策推進本部幹事会の検討経過

回	開催期日	検討事項
第1回	令和7(2025)年 3月21日(金)	● 第三次あきる野市環境基本計画 目次(案)について
第2回	令和7(2025)年 8月5日(火)	● 第三次あきる野市環境基本計画(素案)について

(5) パブリックコメント

開催期日
令和8(2026)年1月●日(●)～●月●日(●)

3. あきる野市の自然的社会的特性

(1) 自然環境特性

気象

本市の月別平均気温は、8月が最も高く、年間の平均気温は 14.2℃となっています。月別平均降水量は8月～9月の夏季に多い傾向にあります。

また、最高気温が 25℃以上となる夏日、30℃以上となる真夏日、35℃以上となる猛暑日は、増加傾向にあり、最低気温が0℃未満となる冬日は、減少傾向にあります。

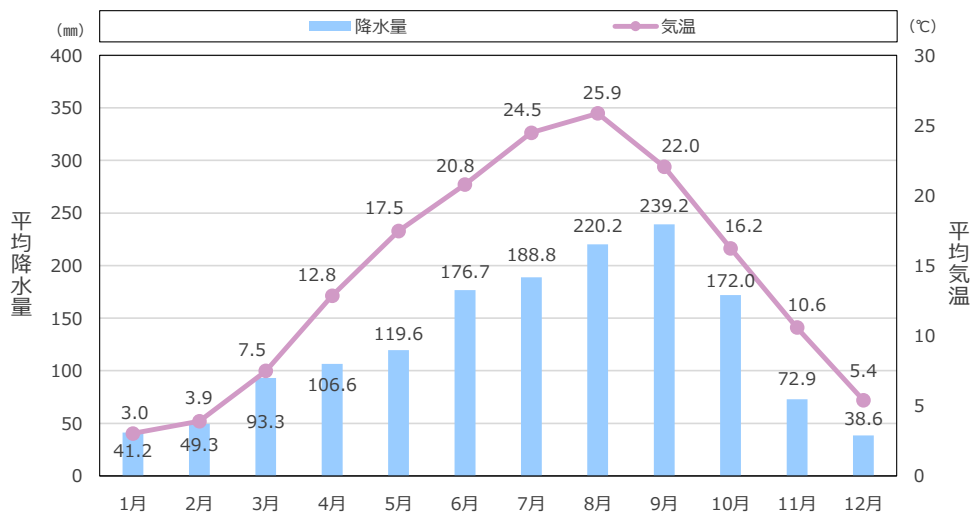


図 17 月別平均気温及び平均降水量(青梅)
(昭和 55(1980)年～令和6(2024)年)
出典:気象庁ホームページ

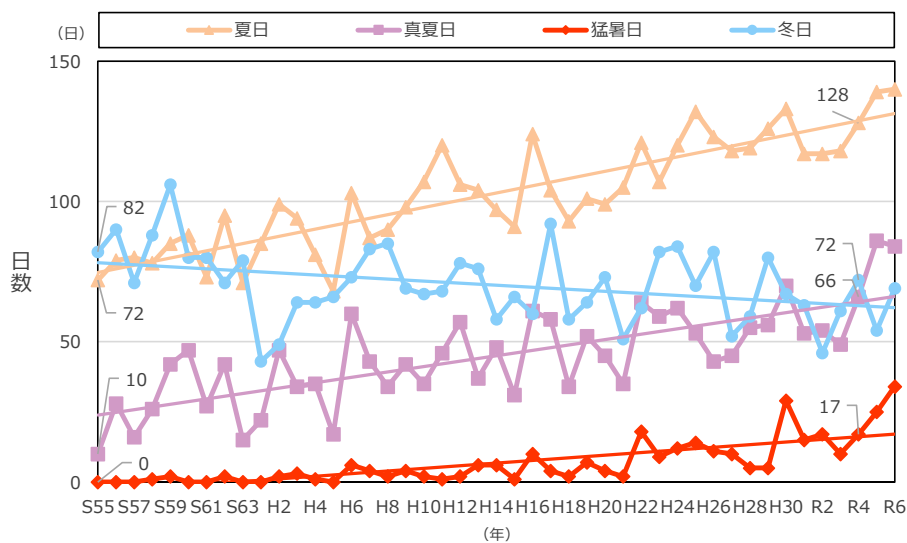


図 18 夏日、真夏日、猛暑日、冬日の日数の推移(青梅)
(昭和 55(1980)年～令和6(2024)年)
出典:気象庁ホームページ

風況

本市の平均風速は、0.7~1.4m/s の間で推移し、他都市よりも年間を通して風速が低い傾向にあります。

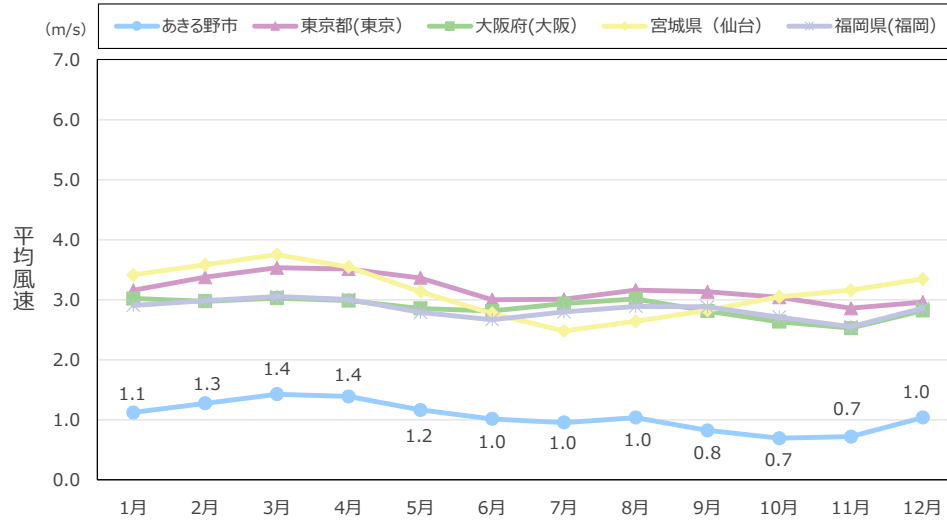


図 19 本市と他都市の月別平均風速(月平均)(青梅)
(昭和 55(1980)年~令和6(2024)年)
出典:気象庁ホームページ

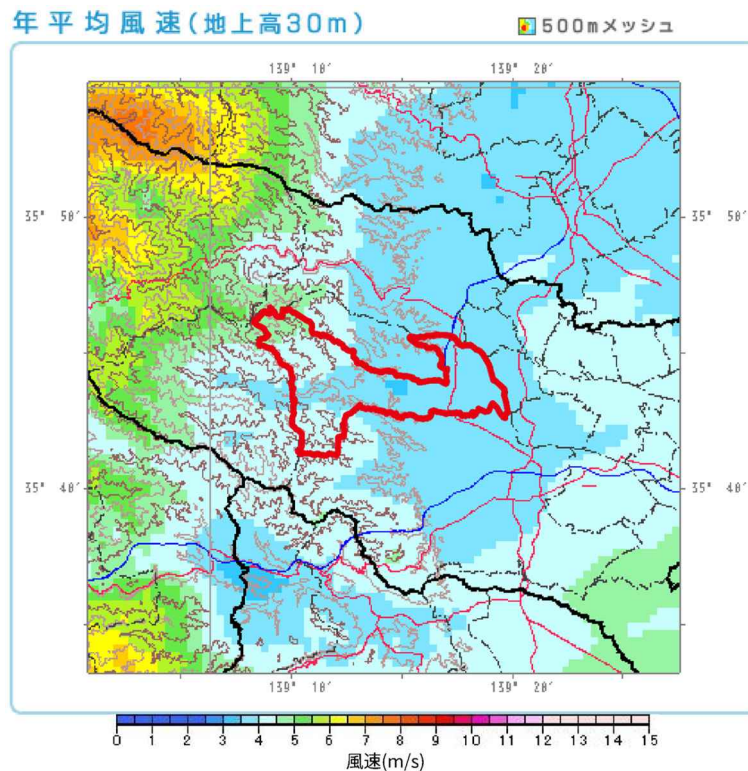


図 20 本市周辺の風況(年平均風速)
出典:NEDO 局所風況マップ

日照

日射量は、3.6～5.1kWh/m²の間で推移し、他都市よりも冬季(11月～3月)の日射量が多い傾向にあります。

また、日照時間の月平均は1月、2月が最も長く、6月が最も短くなっており、他都市よりも冬季においては日照時間が長く、夏季においては短い傾向にあります。

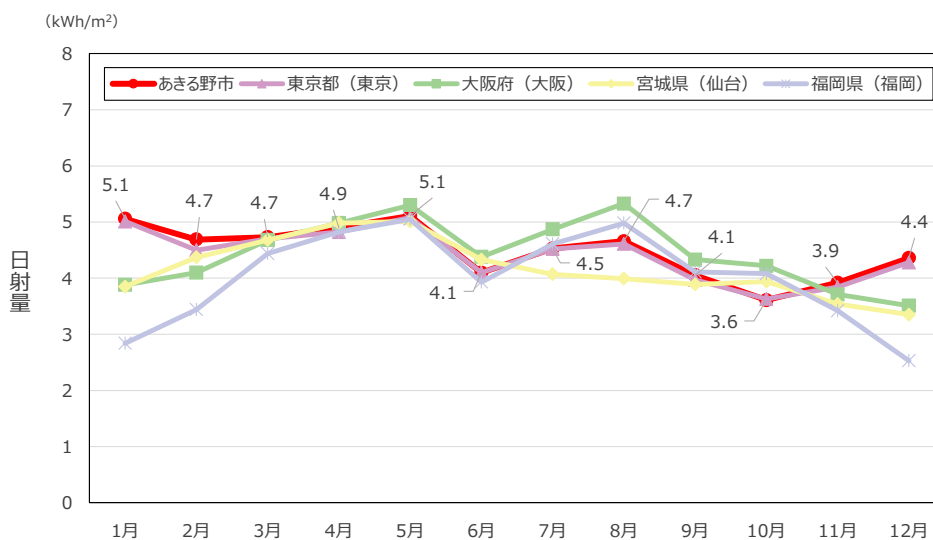


図 21 本市と他都市の月別日射量
出典:NEDO 全国日射量データベース

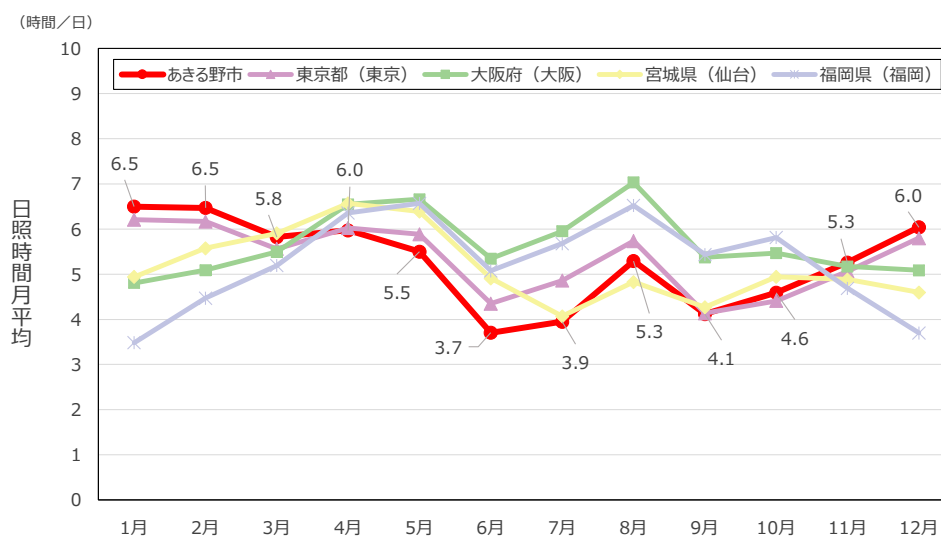


図 22 本市と他都市の月別日照時間(月平均)(青梅)
(昭和 55(1980)年～令和6(2024)年)
出典:気象庁ホームページ

(2) 社会環境特性

人口・世帯数

【人口】

本市の総人口は、79,513人(令和6(2024)年1月1日時点)となっており、減少傾向にあります。また、年少人口及び生産人口が減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあり、高齢化が進行しています。

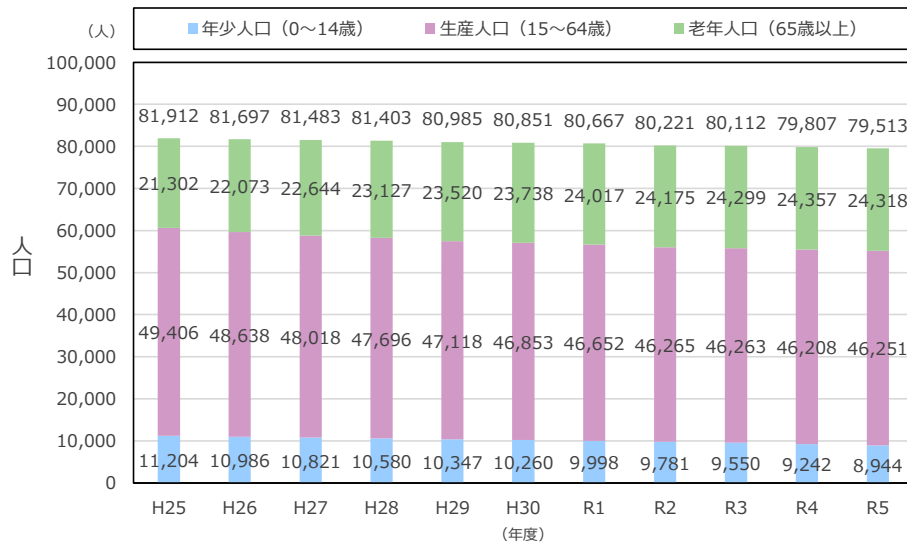


図 23 人口の推移
出典:あきる野統計

【世帯数】

本市の総世帯数は、37,210世帯(令和6(2024)年1月1日時点)で、世帯数が増加傾向にあり、世帯当たり人数が減少傾向にあります。核家族化が進行していることが予測されるほか、一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加が予測されます。

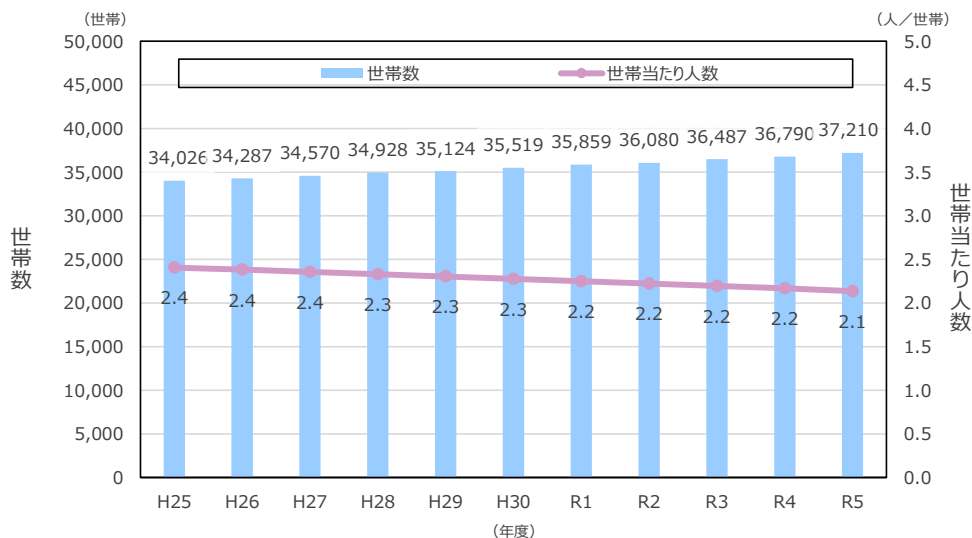


図 24 世帯数・世帯当たり人数の推移
出典:あきる野統計

地勢

本市は、都心から約40～50kmの多摩西部に位置し、東西に18.0km、南北に12.7km、面積は73.47km²で、都内26市の中で3番目の広さを有しています。

西から東へ向けて標高が低くなっており、市域の西部に大きく広がる山地には、秋川、養沢川、盆堀川などが流れ、溪谷を形成しています。また、市域の南に秋川丘陵、北に草花丘陵が広がり、市街地の多くは「秋留台地」と呼ばれる台地上に形成されています。さらに、秋川、平井川沿いの低地は、畑や水田などの農地として利用されています。

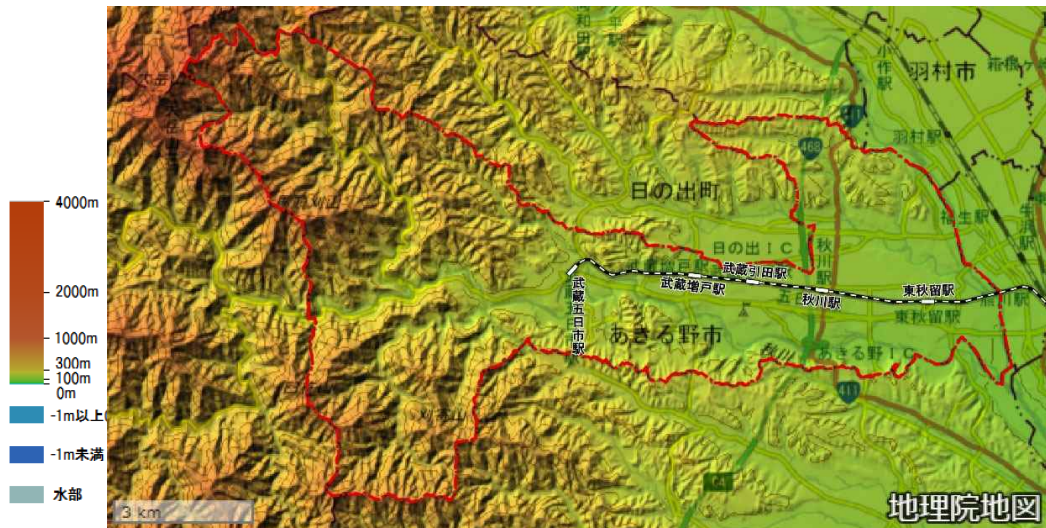


図 25 本市の地形

出典：国土地理院 地理院地図より作成

土地利用

本市の土地利用は、畑、山林の面積が減少傾向にある一方で、宅地の面積が増加傾向にあります。また、山林の割合が最も高く、42.5%となっています(令和5(2023)年1月1日時点)。

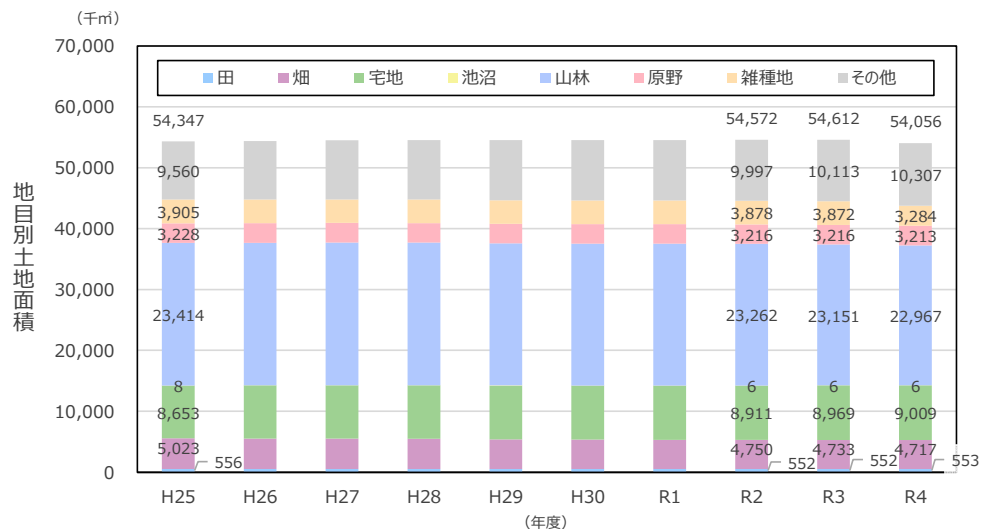


図 26 地目別土地面積の推移

出典：あきる野統計

産業

【事業所数・従業者数】

本市の事業所数、従業者数は、ともに減少傾向にあります。令和3(2021)年度の実業所数は2,191事業所、従業者数は20,706人となっています。

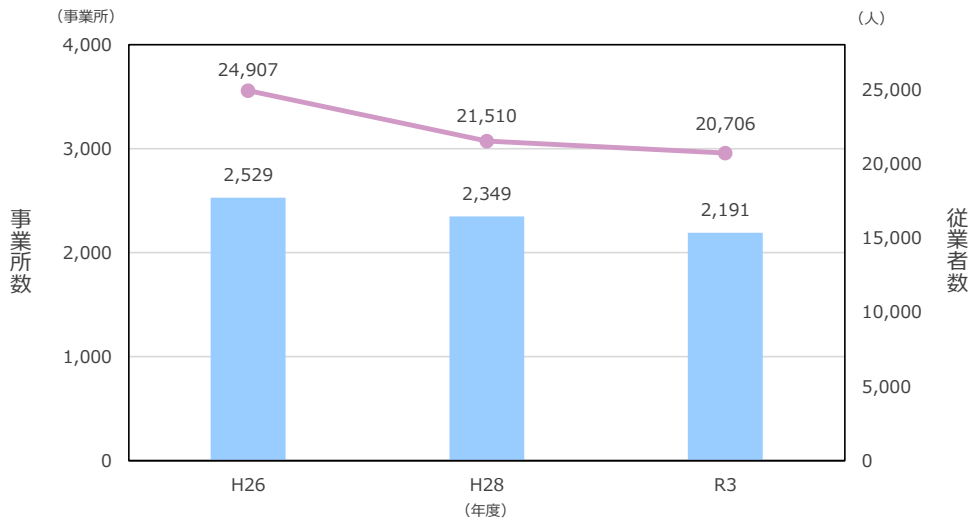


図 27 事業所数、従業者数の推移
出典:あきる野統計、経済センサス-活動調査

本市の事業所数の産業別の内訳は、卸売業、小売業の割合が最も多く、23.0%となっています。また、従業者数の産業別の内訳は、医療、福祉の割合が最も多く、21.8%となっています。

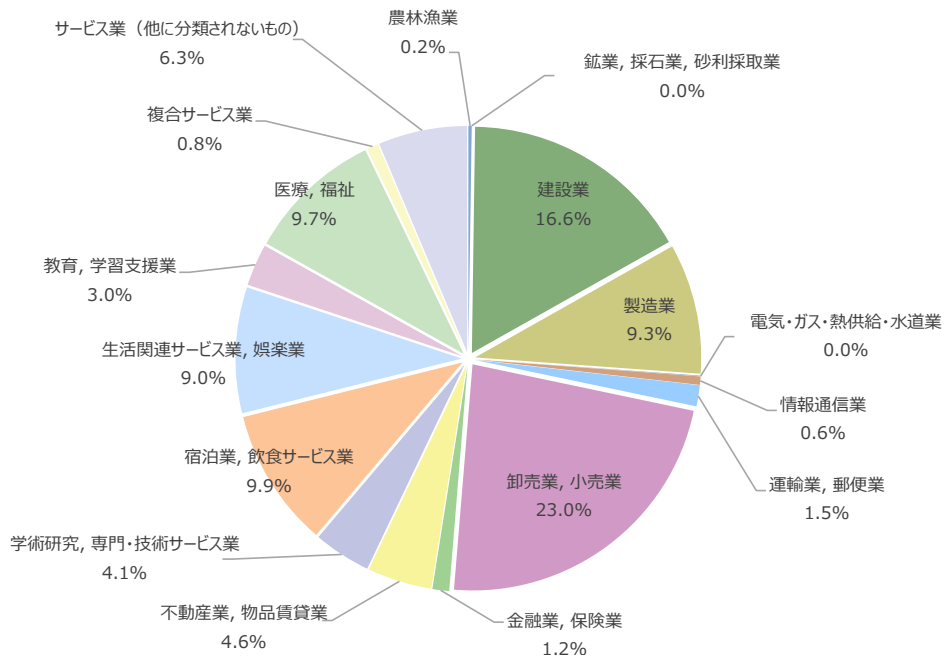


図 28 産業(大分類)別事業所数の割合
(令和3(2021)年6月1日時点)
出典:経済センサス-活動調査

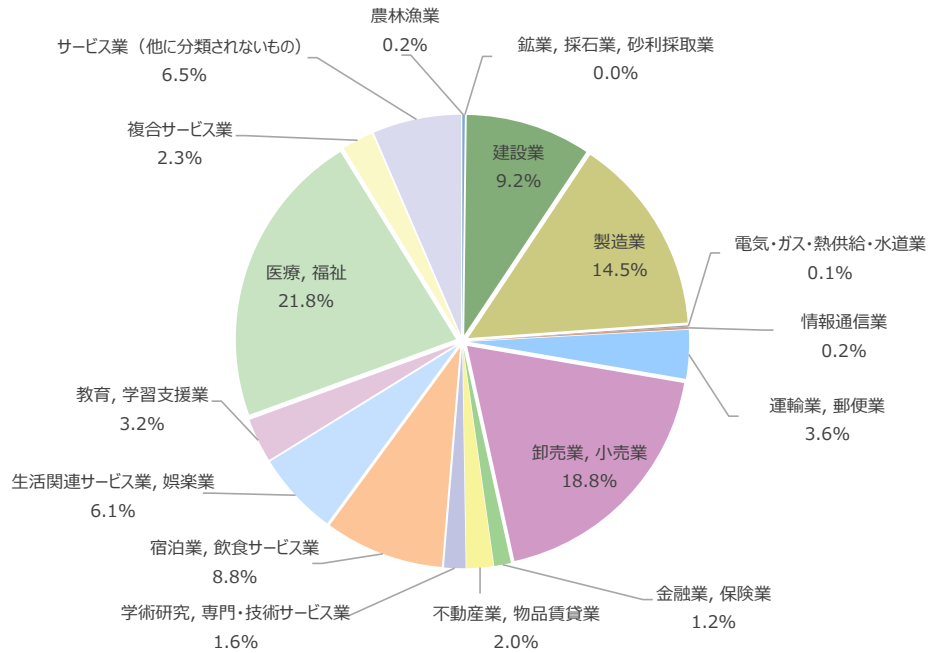


図 29 産業(大分類)別従業者数の割合
(令和3(2021)年6月1日時点)
出典:経済センサス-活動調査

交通

【自動車保有台数】

本市の自動車保有台数の約 85%を占める乗用車の保有台数は減少傾向にあり、自動車保有台数全体としても減少傾向にあります。

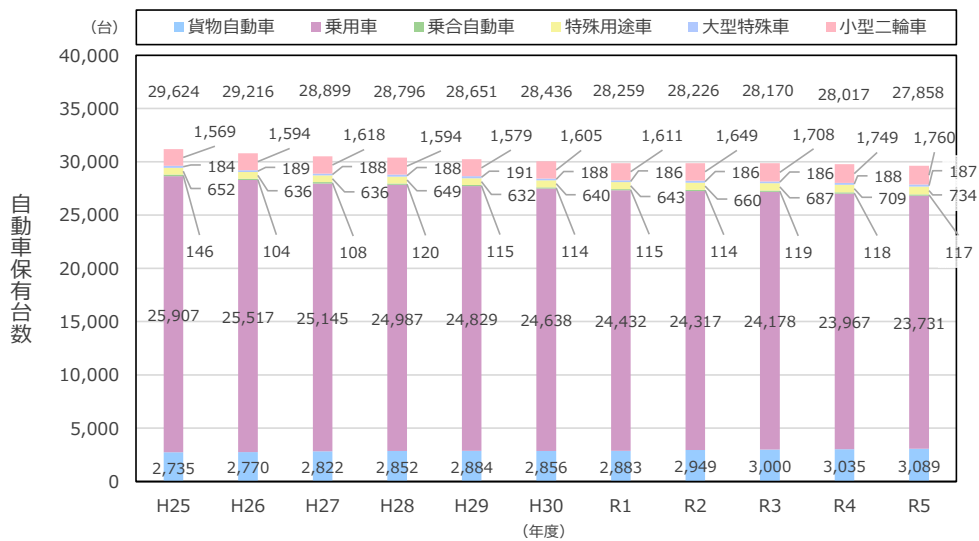


図 30 自動車保有台数の推移
出典:あきる野統計、東京都統計年鑑

【鉄道利用者数】

本市の鉄道利用者数は、減少傾向にあります。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で、大きく減少となりましたが、令和5(2023)年度には、令和元(2019)年度の水準まで回復の傾向にあります。

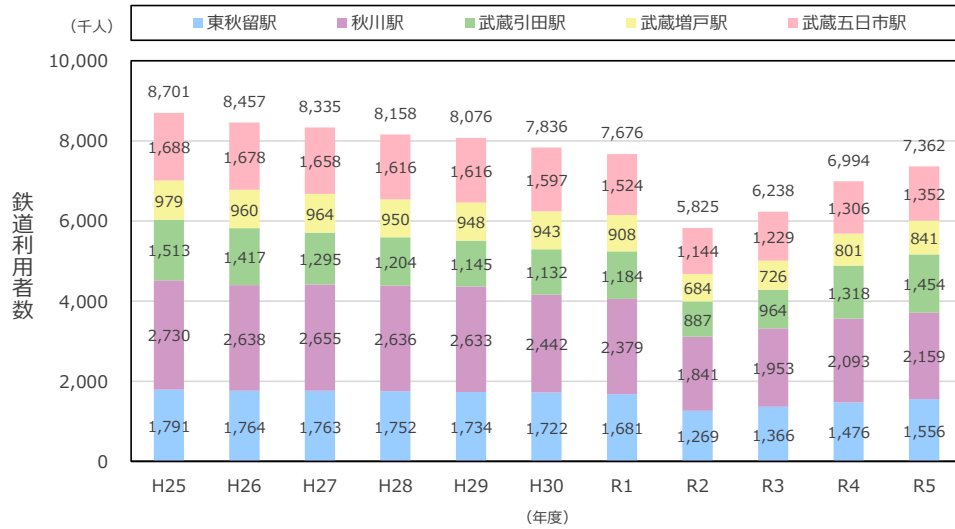


図 31 鉄道利用者数の推移
出典:あきる野統計、東京都統計年鑑

建築物

本市の住宅棟数は増加、事業所等のその他の建築物は減少傾向であり、全体としては増加傾向にあります。

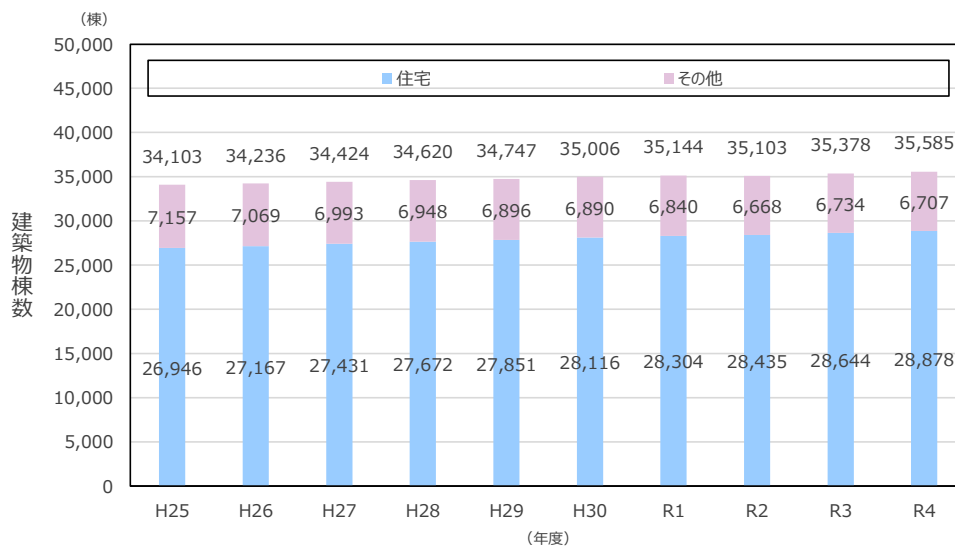


図 32 建築物棟数の推移
出典:あきる野統計

4. 温室効果ガス排出量の算定及び削減目標の設定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類のガスのうち、本市の排出量の約9割を占める二酸化炭素を本計画の対象としました。

(1) 温室効果ガス排出量の現況把握

現況の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の公表資料を用いて、本市の現状の二酸化炭素排出量を算定しました。「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は以下のとおりです。

表 1 市区町村別の二酸化炭素排出量の算定方法の概要

部門	電力・都市ガスの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業 水産業	農業は都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。
	建設業	都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■都市ガス：工業用供給量を計上する。 都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：業務用を計上する。 都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	自動車	—
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員を乗じることにより算出する。
その他	一般廃棄物	—
		特別区、多摩地域では、都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ地域においては、エネルギー消費原単位に活動量（自動車保有台数）を乗じる。貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
		廃棄物発生量を根拠に算出する。

出典：「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

対象期間

「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の削減目標の基準年度である平成 25(2013)年度から算定可能な直近年度である令和3(2021)年度までとしました。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

削減目標の設定方法

将来の二酸化炭素排出量【ステップ1】を推計し、ここから、国や都、本市の省エネ対策や移動手段の脱炭素化、吸収源対策等による削減見込み量【ステップ2】及び再生可能エネルギーの導入による削減見込み量【ステップ3】を減じることで算定しました。

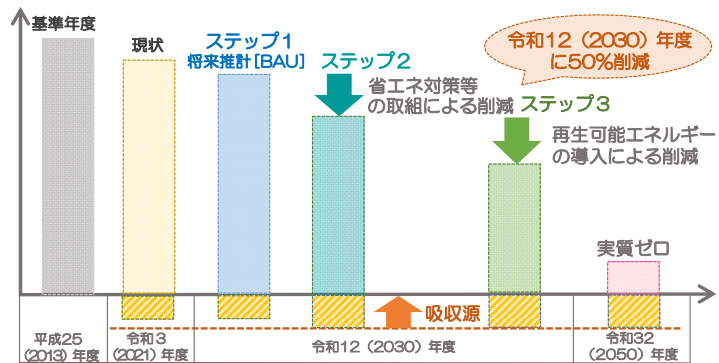


図 33 削減目標設定のイメージ

(3) 温室効果ガス排出量の将来推計(現状^{すうせい}趨勢(BAU))【ステップ1】

将来推計方法

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、下表に示す方法で部門別に将来の二酸化炭素排出量を推計しました。現状^{すうせい}趨勢(BAU)では、追加的な対策やエネルギー利用の効率化、電力排出係数の改善は考慮せず、活動量のみが変化することを想定しています。

将来推計の算定式

$$\begin{aligned} & \text{令和12(2030)～令和32(2050)年の排出量} \\ & = \text{令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量} \times \frac{\text{令和4(2022)～令和17(2035)年の活動量}}{\text{令和3(2021)年度の活動量}} \end{aligned}$$

将来推計結果

令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度における本市の二酸化炭素排出量はそれぞれ約268千t-CO₂、約248千t-CO₂となり、平成25(2013)年度からの増減比はそれぞれ▲19%、▲25%となる見込みです。

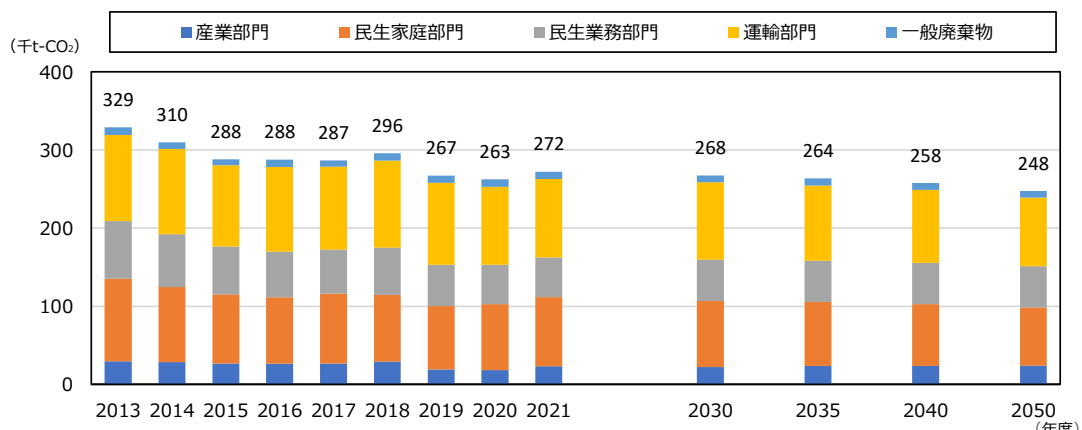


図 34 温室効果ガス排出量の将来推計結果

(4) 省エネ等の取組による削減見込み量の算定【ステップ2】

省エネ対策や移動手段の脱炭素化、吸収源対策等の削減見込み量は、本計画の取組による削減見込み量を積み上げることで推計しました。国の施策推進において、基礎自治体として、脱炭素型の地域づくりの推進や市民・事業者への情報提供と活動促進等の役割を担うことから、国全体の削減効果に対して、本市の条件を反映した削減見込み量を算出[※]しました。また、市民アンケート結果に基づく削減見込み量及び森林整備・緑化に基づく吸収量を反映しました。

※国が温室効果ガス削減目標の根拠として公表している「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠(令和3(2021)年10月)」に基づき、本市の条件を反映した削減見込み量を算出しました。

表 2 【ステップ2】における令和 12(2030)年度の削減見込み量

(t-CO₂)

部門	平成 25 (2013)年度 排出量	【ステップ2】 削減量	【ステップ1】+【ステップ2】		
			令和12 (2030)年度排 出量	削減量	平成 25 (2013)年度比 削減割合
産業部門	29,557	1,847	20,481	9,075	▲31%
民生家庭部門	105,776	16,613	67,939	37,837	▲36%
民生業務部門	73,811	5,481	47,347	26,464	▲36%
運輸部門	110,304	16,069	82,831	27,472	▲25%
エネルギー起源 CO ₂ 合計	319,447	40,011	218,599	100,849	▲32%
一般廃棄物	9,634	1,517	7,446	2,188	▲23%
吸収量		2,946	▲2,946	2,946	—
合計	329,082	44,474	223,100	105,982	▲32%

表 3 【ステップ2】における令和 17(2035)年度の削減見込み量

(t-CO₂)

部門	平成 25 (2013)年度 排出量	【ステップ2】 削減量	【ステップ1】+【ステップ2】		
			令和17 (2035)年度排 出量	削減量	平成 25 (2013)年度比 削減割合
産業部門	29,557	4,605	18,854	10,702	▲36%
民生家庭部門	105,776	24,789	57,119	48,656	▲46%
民生業務部門	73,811	7,292	45,536	28,275	▲38%
運輸部門	110,304	23,349	73,094	37,210	▲34%
エネルギー起源 CO ₂ 合計	319,447	60,035	194,603	124,844	▲39%
一般廃棄物	9,634	2,556	6,407	3,228	▲34%
吸収量		3,812	▲3,812	3,812	—
合計	329,082	66,403	197,198	131,884	▲40%

(5) 再生可能エネルギーの導入による削減見込み量の算定

温室効果ガス削減目標達成のための再生可能エネルギー導入量【ステップ3】

第3章に掲載の、温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年度に50%削減、令和17(2035)年度に60%削減するという目標を達成するために必要な、再生可能エネルギー導入量は下表のとおりです。また、この時の市内電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合を示します。

表4 温室効果ガス削減目標達成のための再生可能エネルギー導入量

項目	単位	令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
再エネ導入量	MWh	113,393	142,728
市内消費電力量に占める再エネ割合	%	35	49

上記の再生可能エネルギーを導入した場合の温室効果ガス削減見込み量を、【ステップ2】における排出量に基づいて各部門へ配分し、【ステップ3】の削減見込み量を整理しました。

表5 令和12(2030)年度におけるケースごとの削減見込み量

(t-CO₂)

部門	基準年度	令和12(2030)年度			
		削減見込み	【ステップ1】	【ステップ2】	【ステップ3】
産業部門	29,557	17,909	7,228	1,847	8,834
民生家庭部門	105,776	67,140	21,223	16,613	29,303
民生業務部門	73,811	46,886	20,983	5,481	20,422
運輸部門	110,304	27,472	11,403	16,069	—
一般廃棄物	9,634	2,188	671	1,517	—
吸収量		2,946	—	2,946	—
合計	329,082	164,541	61,508	44,474	58,559

表6 令和17(2035)年度におけるケースごとの削減見込み量

(t-CO₂)

部門	基準年度	令和17(2035)年度			
		削減見込み	【ステップ1】	【ステップ2】	【ステップ3】
産業部門	29,557	20,876	6,097	4,605	10,173
民生家庭部門	105,776	79,477	23,868	24,789	30,821
民生業務部門	73,811	52,846	20,983	7,292	24,571
運輸部門	110,304	37,210	13,861	23,349	—
一般廃棄物	9,634	3,228	671	2,556	—
吸収量		3,812	—	3,812	—
合計	329,082	197,449	65,480	66,403	65,565

表 7 令和 12(2030)年度及び令和 17(2035)年度における排出量及び削減割合

(t-CO₂)

部門	基準年度	令和 12(2030)年度		令和 17(2035)年度	
		排出量	基準年度比削減割合	排出量	基準年度比削減割合
産業部門	29,557	11,647	▲61%	8,681	▲71%
民生家庭部門	105,776	38,636	▲63%	26,298	▲75%
民生業務部門	73,811	26,926	▲64%	20,965	▲72%
運輸部門	110,304	82,831	▲25%	73,094	▲34%
一般廃棄物	9,634	7,446	▲23%	6,407	▲34%
吸収量		▲2,946	—	▲3,812	—
合計	329,082	164,541	▲50%	131,633	▲60%

再生可能エネルギー導入目標達成のための導入量

第3章に掲載の、令和 12(2030)年度に市内電力消費量の 50%を再生可能エネルギーで賄うという目標を達成するための、再生可能エネルギー導入量は下表のとおりです。

表 8 2030年度における再生可能エネルギー導入目標達成のための導入量

(MWh)

設置場所・取組主体	2021年度 再エネ設備導入実績	再エネ設備導入量 ^{※1}	再エネ調達量 ^{※2}
住宅	11,615	11,023	18,600
	2,400 戸(10%)	2,300 戸(9%)	4,700 戸(18%)
事業所等 ^{※3}	2,500	1,579	34,300
	100 事業所(4%)	60 事業所(2%)	—
土地 ^{※3}	1,323	788	—

※1住宅及び非住宅建物への設備導入量は、それぞれ4kW/戸(4.8MWh/年・戸)、20kW/事業所(26MWh/年・事業所)と想定し、市内の戸建住宅戸数及び事業所数に対する割合を表中に記載しています。

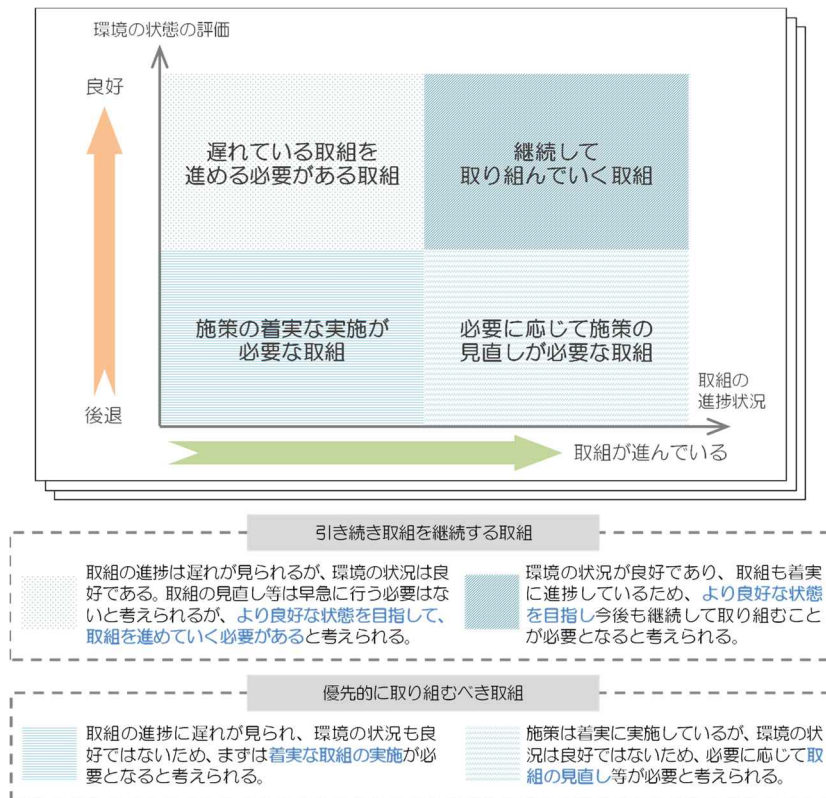
※2住宅及び非住宅建物の年間電力消費量は、それぞれ 4MWh/年・戸、40MWh/年・事業所と想定し、市内の戸建住宅戸数及び事業所数に対する割合を表中に記載しています。

※310kW 以上の導入実績(3,890kW)のうち、市内 FIT・FIP 制度の認定事業を参考に 1,000kW を土地系への導入、1,890kW を非住宅建物への導入と想定。(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト)

5. 第二次計画(改訂版)の評価

第二次計画の評価指標に対して、それぞれ点数化し、環境の状態(関連指標、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況)を縦軸に、取組の進捗状況(施策進捗状況)を横軸にとり、施策の柱ごとに、4つの象限における分布で評価しました。

関連指標、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況は、関連が深い施策の柱と紐づけて整理しました。



【評価指標の点数化】

施策進捗状況	計画における各施策の進捗を示すもの
	各施策の進捗状況を S~F(5段階)で評価し、以下の配分にて点数化 (S 予定以上に実施した:3点、A 予定どおりに実施した:1点、B 実施しているが、予定どおりに実施できなかった:-1点、 C 実施していない:-3点、F 事業が完了(終了)した:0点)
関連指標の達成状況	計画の目標達成の指標である関連指標の達成状況を示すもの 「第二次あきる野市環境基本計画改訂版」で定めるもの
	各関連指標の達成状況を A~Z(4段階)で評価し、以下の配分にて点数化 (A 目標値を達成している:3点、B 現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる:1点、 C 現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある:-2点、 Z 今年度は評価ができない:0点)
環境に対する満足度	市民や事業者の満足度を示すもの
	アンケート(問2)の環境に対する各設問の満足度に応じて配点し、選択肢ごとの回答割合を乗算 (大いに満足:3点、やや満足:1点、やや不満足:-1点、大いに不満足:-3点)
環境保全活動の実施状況	市民や事業者による環境保全活動の実施状況
	アンケート(問3)の環境保全活動に対する各設問の実施状況に応じて配点し、選択肢ごとの回答割合を乗算 (いつも取り組んでいる:3点、時々取り組んでいる:2点、今後、実施したい:1点、実施する予定なし:-3点)

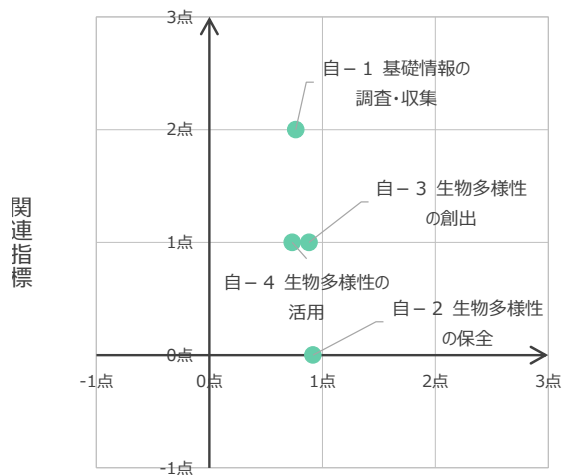
(1) 自然環境

自-1 基礎情報の調査・収集は、「生物多様性に関する講演会」が実施されなかったことにより施策の進捗が1点に満たないが、「生物多様性」「外来種」といった関連用語の認知度は向上しました。

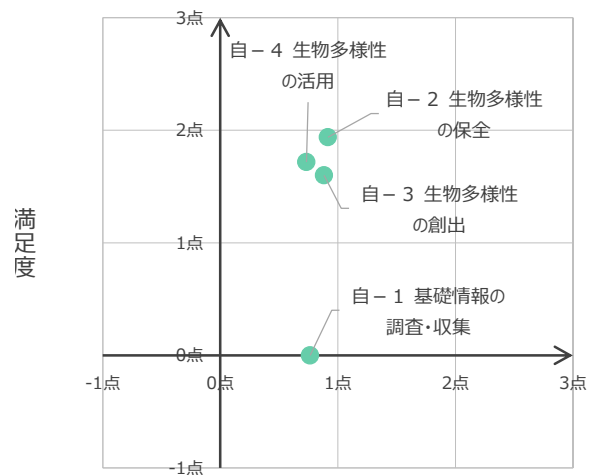
自-2 生物多様性の保全は、市民アンケートにおいて「生きものが身近にみられる」ことに対する満足度が9割を超えて高く、「林業体験等の保全活動」へ「今後、実施したい」と回答し参加意欲が高い市民が4割存在する一方で、同活動へ「実施する予定なし」と回答した割合も約5割を占めており、取組意義に対する理解促進と、様々な立場・状況において参加しやすい活動の検討が求められます。

自-3 生物多様性の創出は、「河川環境の向上についての検討」が予定どおり進んでおらず、施策の進捗が1点に満たない結果となりました。市民アンケートにおいて「子ども達が自然の中で遊べる場所がある」ことに対する満足度が約9割と高く、さらに「敷地内の緑化」に取り組む市民が7割と、身近なみどりの保全を通じた生物多様性の創出が図られています。

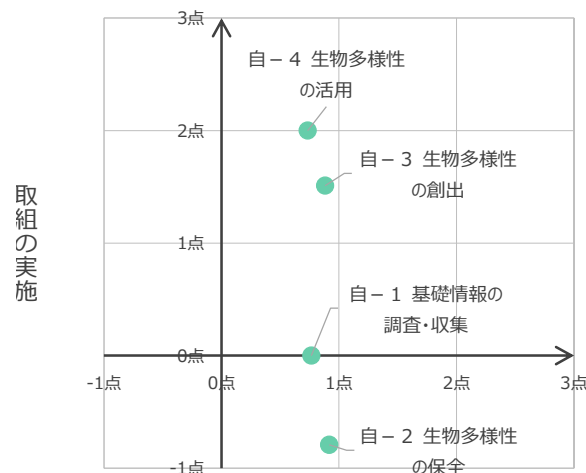
自-4 生物多様性の活用は、「地元産材の使用促進」「観光ボランティアガイドの育成」が予定通り進んでおらず、施策の進捗が1点に満たない結果となりました。市民アンケートにおいて「観光などによる自然環境への影響が出ていない」ことに対する満足度が約9割と高く、今後も産業と環境保全の両立を図ることが望まれます。また、「地産地消」について取り組む市民が8割と、豊かな自然の恵みを食で享受し、農業・水産業における活かして守る取組を実践しています。



施策の進捗



施策の進捗



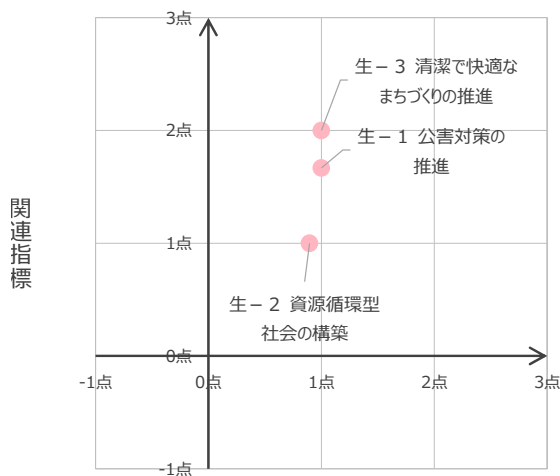
施策の進捗

(2) 生活環境

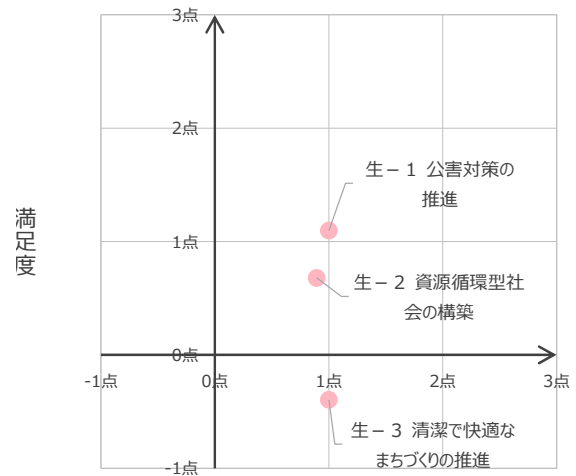
生-1 公害対策の推進は、大気や水質の環境基準を達成していることから、関連指標が高く、満足度も生活環境分野では比較的高くなっています。

生-2 資源循環型社会の構築は、市民によるごみ減量やリユースの取組が浸透してきており、取組の実施状況が高くなっています。施策の進捗は、新型コロナウイルス感染症により環境フェスティバルの開催を自粛したことにより1点に満たない結果となりました。

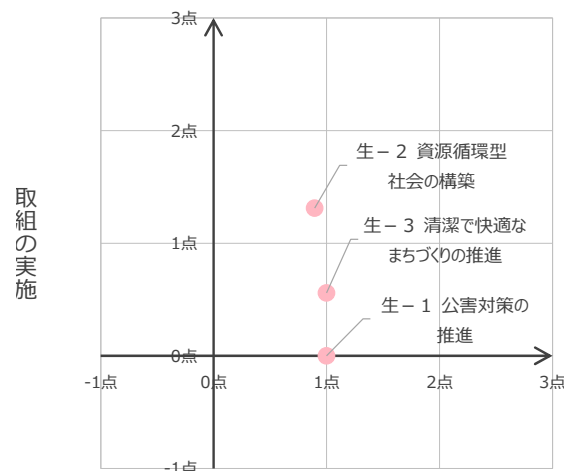
生-3 清潔で快適なまちづくりの推進は、市民アンケートにおいて「ごみのポイ捨て、落書きがなく、清潔な街の維持」「空き地や空き家の適正管理」に対して、「やや不満足・大いに不満足」が約63%で「大いに満足・やや満足」を上回り、マイナスとなりました。「道路・河川等の清掃活動」への参加状況については、35%が「今後、実施したい」と回答していることから、積極的な参加を促す情報発信を行い、市民との協働による取組を推進することが望まれます。



施策の進捗



施策の進捗



施策の進捗

(3) エネルギー環境

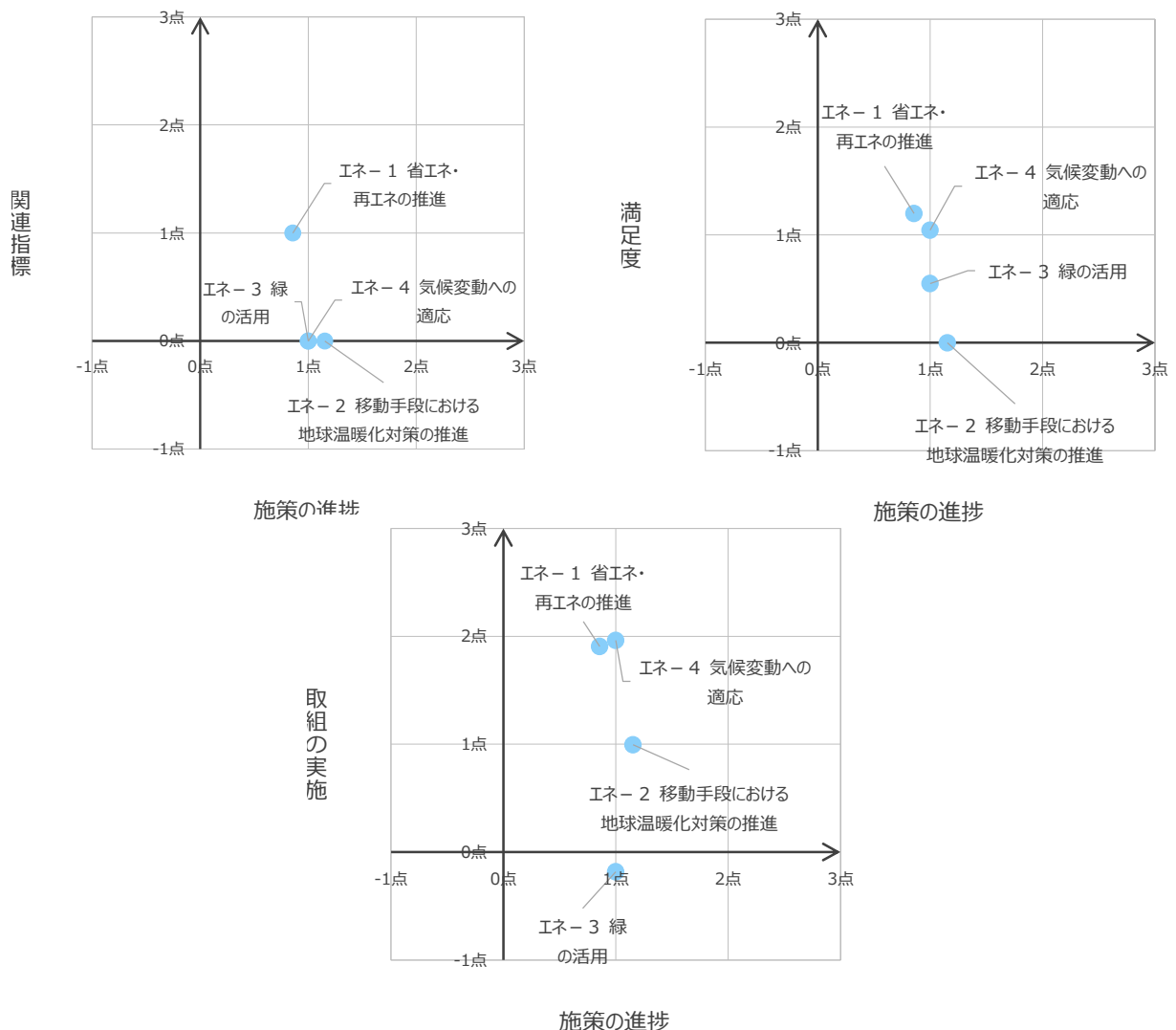
エネルギー環境分野は関連指標の設定が少ないことから、温室効果ガス排出量だけではなく、取組の進捗状況を把握・評価する指標の設定が必要です。

エネ-1 省エネ・再エネの推進は、環境フェスティバルの自粛により施策の進捗が1点に満たないが、市民アンケートにおいて「住宅の省エネ化や省エネ製品の普及が推進されている」に対する満足度は「大いに満足・やや満足」が88%と高く、取組状況はエネルギー環境分野において比較的に高くなっています。

エネ-2 移動手段における地球温暖化対策の推進は、「公共交通事業者との連携による公共交通機関の利便性向上」が予定以上の実施となっている一方で、公共交通の利用は「実施する予定なし」が26%であり、市民への普及・取組の浸透が求められます。

エネ-3 緑の活用は、「自然環境が良好な状態に保たれている」ことに対して満足度は低くないが、地場産材の活用については普及しておらず、地場産材の消費が地元の林業・森林整備を後押しし、吸収源対策や生物多様性の保全等の多面的に効果をもたらすことを発信する必要があります。

エネ-4 気候変動への適応は、自然災害への備えとして、市の取組への満足度が高く、市民の取組も浸透している一方で、「農作物への影響に措置」に対しては4割の市民が「やや不満足・大いに不満足」と感じています。

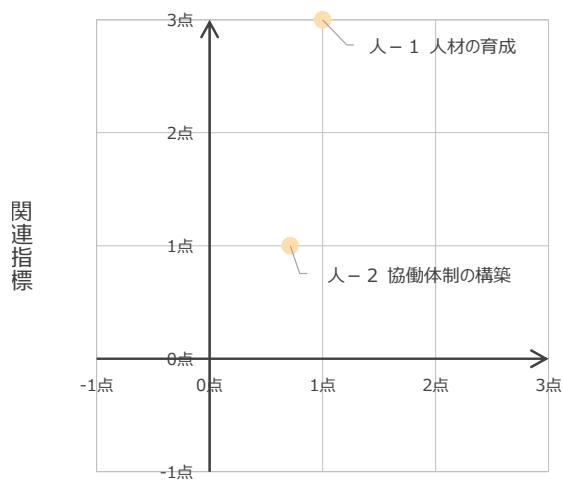


(4) 人の活動

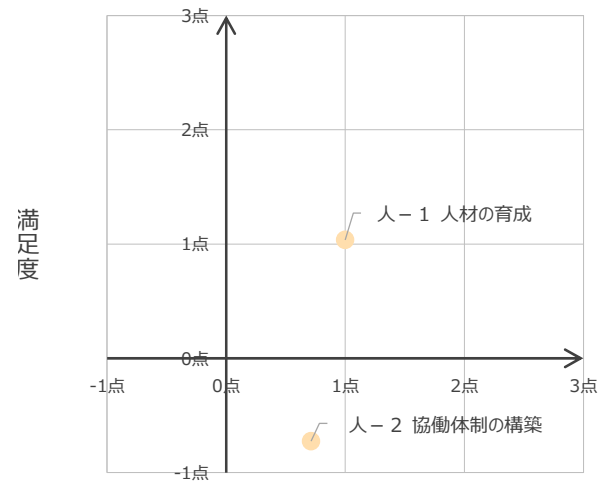
人-1 人材の育成は、「菅生地区における森づくりを通じた環境教育」を完了したほか、「リユースなどの普及啓発イベントの実施」が予定通りに実施できませんでした。一方で、関連指標である「小宮ふるさと自然体験学校・戸倉しろやまテラスの環境教育・体験学習施設の利用者数」が予定以上の成果を出しています。

人-2 協働体制の構築は、予定どおりに実施できなかった施策があり、施策の進捗が1点に満たないほか、市民アンケートにおいて「市民や市民団体による環境保全活動が活発である」に対する満足度は「大いに満足・やや満足」が「やや不満足・大いに不満足」を下回り、マイナスとなりました。

※取組の実施状況については実施した市民アンケート調査に該当する項目がないことから評価対象外



施策の進捗



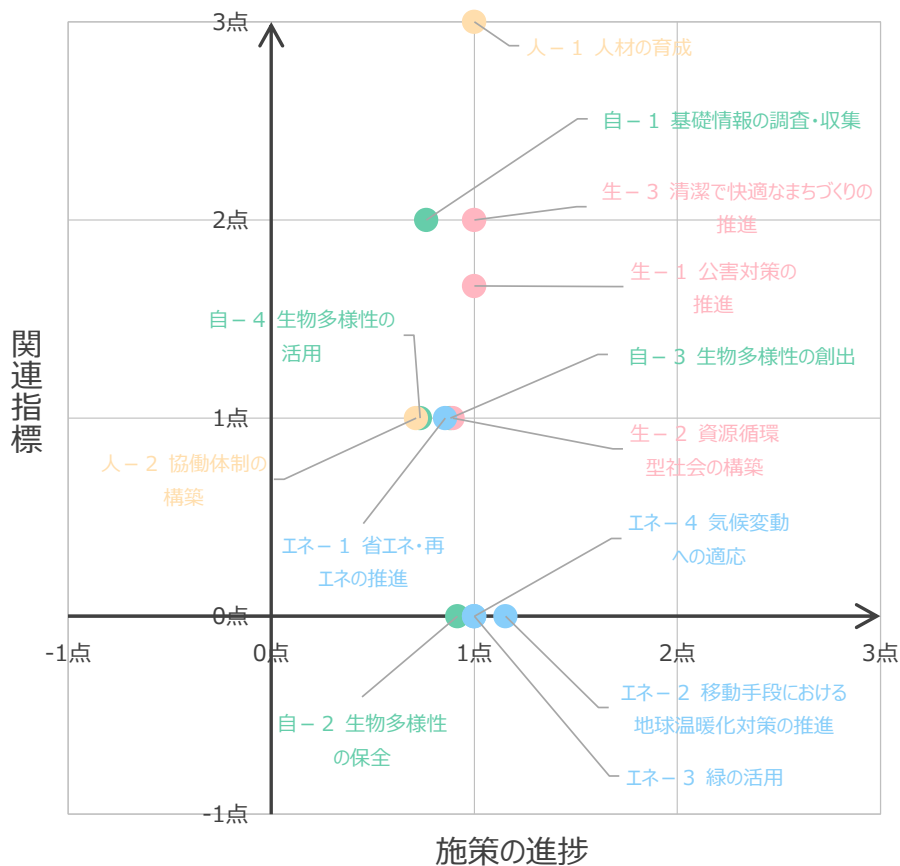
施策の進捗

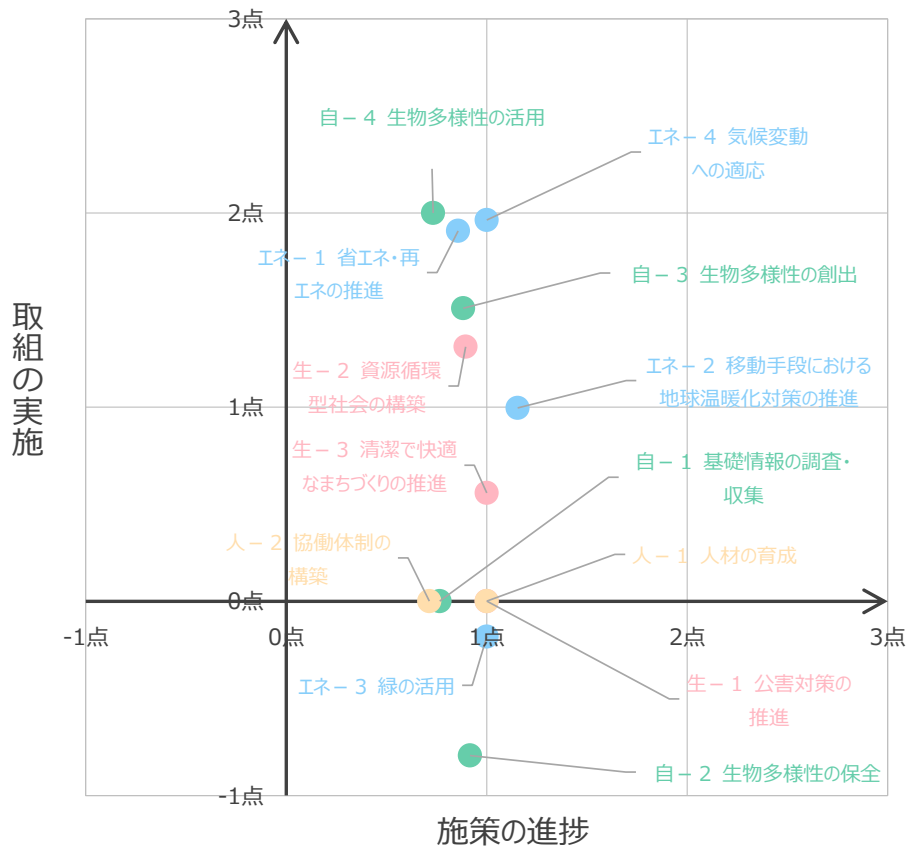
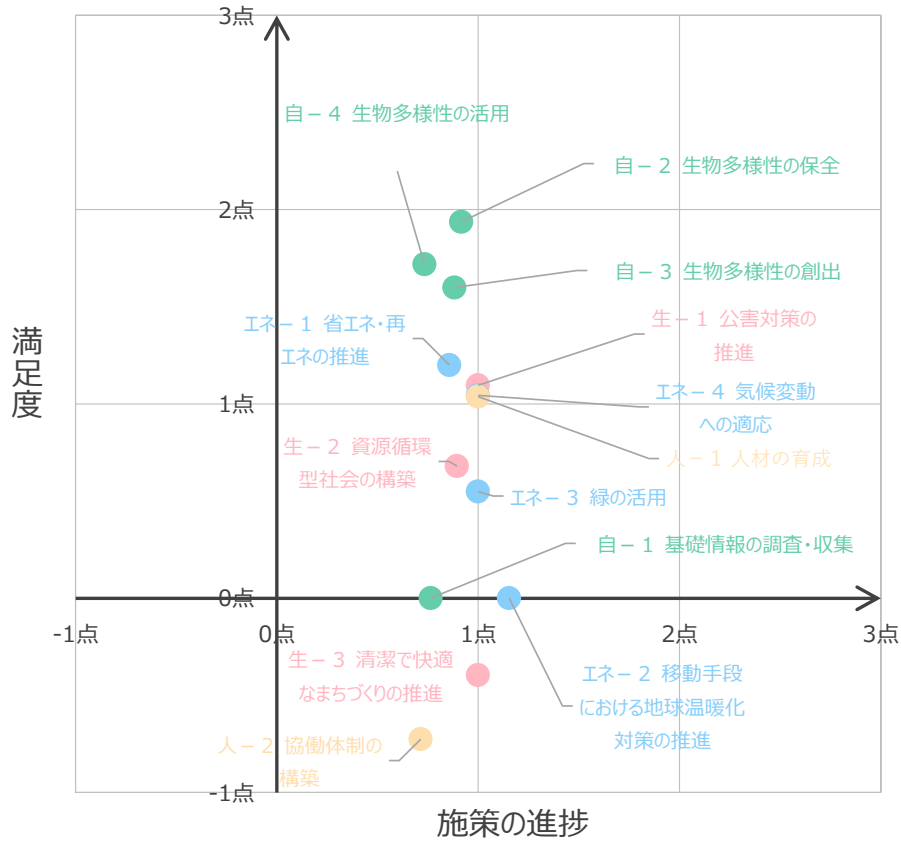
(5) まとめ

施策の実施状況に対する環境の状態(関連指標、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況)を評価することを目的に検討を実施しましたが、ほぼ全ての施策について「予定通りに実施した」状況であり、施策の柱ごとに、施策の進捗による明確な差異は見られませんでした。

また、全体的に関連指標の設定が少ないことから、施策の柱や施策方針ごとの環境状況や取組の進捗状況を把握・評価することができませんでした。次期計画においては施策の柱及び施策の方針を意識した関連指標の設定が必要です。

満足度については、自然環境分野の施策の柱に関する項目が比較的に高い満足度を得ており、今後も、本市の環境における良い点・強みとして、その保全・活用を通じてさらに質を向上し、全環境分野の改善をけん引することを目指します。





6. 環境に関するアンケート調査

(1) アンケート調査の概要

調査の目的

本調査は、第三次あきる野市環境基本計画の策定にあたり、市民、事業者を対象に環境保全及び地球温暖化対策に対する考え方や取組状況、行政に望む施策などを明らかにし、計画策定に各主体の視点を反映させるための基礎資料とすることを目的として行いました。

調査方法

市民	● 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に、郵送及びウェブアンケートを実施
事業者	● あきる野商工会会員事業者及びあきる野市農業委員会農業従事者から無作為抽出した市内事業所200社を対象に、郵送及びウェブアンケートを実施
子ども	● 市内の小学6年生及び中学2年生を対象に、タブレットを用いてウェブアンケートを実施

調査期間

市民・事業者 : 令和6(2024)年10月16日(水)～令和6(2024)年11月4日(月)
子ども : 令和7(2025)年1月10日(金)～令和7(2025)年1月29日(水)

調査対象及び回収結果

区分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
市民	2,000人	638人 (郵送:563 web:75)	31.9% (郵送:28.2% web:3.8%)
事業者	200社	65社 (郵送:53 web:12)	32.5% (郵送:26.5% web:6.0%)
子ども	1,332人 (小学6年生:629人 中学2年生:703人)	495人 (郵送:0 web:495)	37.2% (郵送:- web:37.2%)

調査の概要

【市民】

分類	設問番号	設問概要
1)基本事項について	-	回答者の属性
2)環境への意識や考えについて	1	関心のある環境問題
	2	市の環境に対する満足度及び重要度
3)市民の環境に関する行動や考えについて	3	環境に関する行動の取組状況
	4	環境保全の取組の実施における障害
	5-1	家庭での省エネ、新エネルギー設備の導入状況
	5-2	家庭での省エネ、新エネルギー設備導入意向の理由
	5-3	家庭での省エネ、新エネルギー設備導入における障害
	6	参加・実行したい取組や活動内容
4)環境に関する言葉やあきる野市の取組について	7	環境に関する言葉の認知度
	8	市が実施している取組に関する認知度について
5)あきる野市の将来の環境について	9	市民が望む将来のあきる野市の環境像
	10	市民の環境活動をより活発にするために市が実施すべき取組
6)市民のライフスタイルについて	11	市民のライフスタイルや日常生活の中で求める要素

【事業者】

分類	設問番号	設問概要
1) 貴事業所の概要について	-	回答者の属性
	1	関心のある環境問題
2) 環境への意識や考えについて	2	環境保全、地球温暖化対策に対する考え方
	3	国の削減目標の認知度
	4-1	事業所での削減目標の設定状況
3) 目標、取組状況について	4-2	環境マネジメントシステムの取組状況
	5	環境への取組の実施状況
	6-1	再生可能エネルギー等の設置状況
	6-2	発電電力の利用方法
	6-3	FIT 終了後の発電電力利用方法
	6-4	太陽光発電導入の障害となる事由
	6-5	自動車保有台数と環境に配慮した自動車(ハイブリッド車・電気自動車)保有台数
	7	PPA による太陽光発電の普及状況と、導入の障害となる事由
	8	事業者の環境保全、地球温暖化対策の実施における障害
	9	環境保全、地球温暖化対策に関して市に期待する取組
4) 市への要望について	10	事業者の環境配慮の促進に向けて、市に期待する取組

【子ども】

分類	設問番号	設問概要
1) あきる野市の環境について	1	市の好きなどころ
	2	子どもが望む将来のあきる野市の環境像
	3	関心のある環境問題
2) 環境に関する意識や行動について	4	地球温暖化による問題に関して困っている・不安に感じていること
	5	環境に関する行動の取組状況
3) 環境に関する言葉や学びについて	6	環境に関する言葉の認知度
	7	環境についての学び場

(2) 調査結果の概要

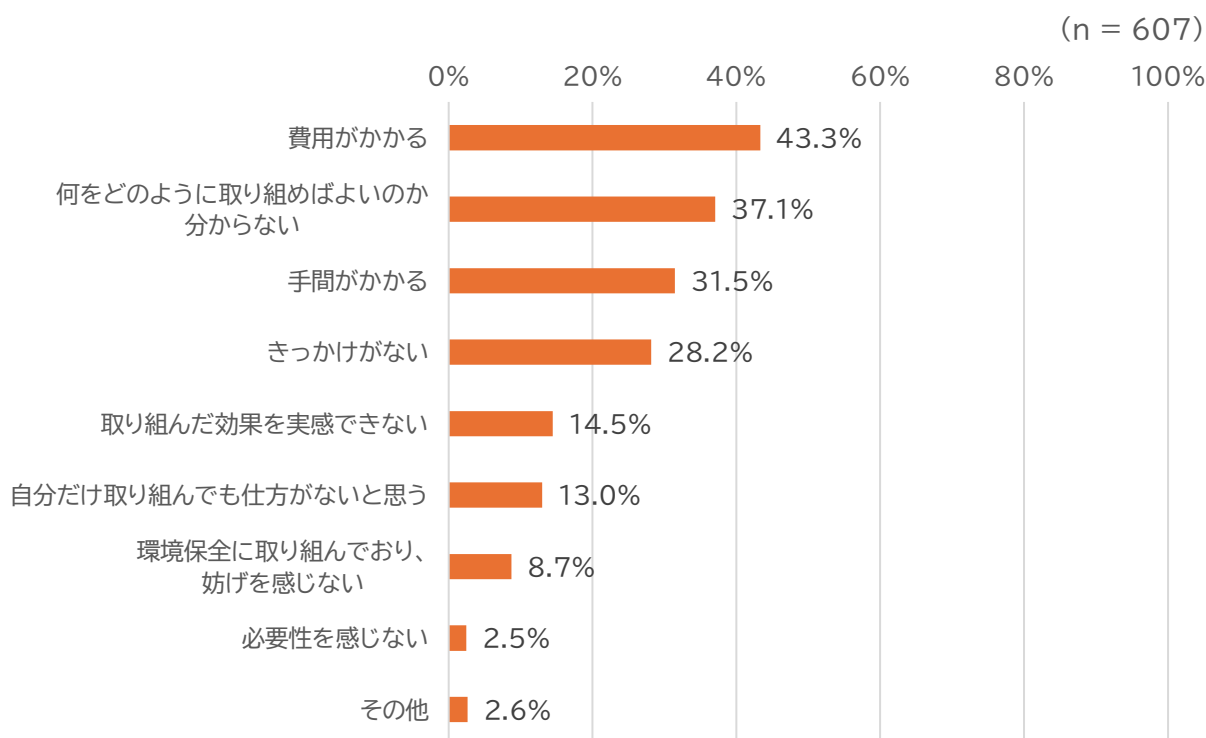
調査結果のうち、本計画の策定にあたって特に重要であると考えられる、市民や事業者、子どもの環境への意識や考えが明らかとなったものを下記に掲載します。

【市民】

問4 環境保全の取組のなかで、妨げと感じていることは何ですか。
あてはまるもの2つまでに○をつけてください。

【有効回答607人、無回答・無効31人】

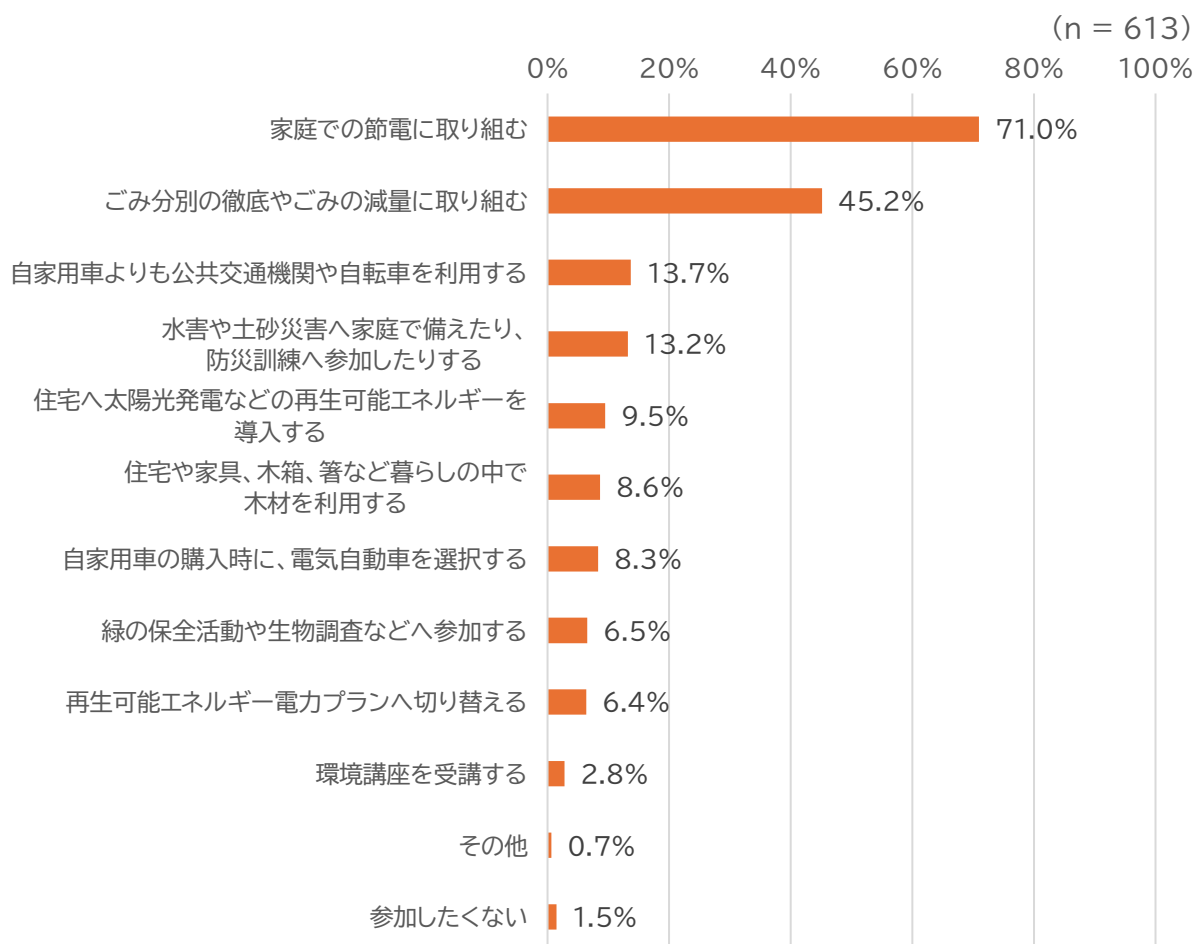
- 「費用がかかる」との回答が43.4%となりました。
- 環境保全の取組のなかで妨げと感じていることとして、「何をどのように取り組めばよいのか分からない」という回答が2番目に多くなっています。また、市民の約3割が「きっかけがない」と回答しています。
- 取組の内容だけでなく、具体的な取組方法や手順に関する情報提供や取組のきっかけとなるようなイベントの実施等が必要です。



問6 環境を良くするための取組や活動のうち、あなたが今後、参加・実行してみたいものはどれですか。また、すべてに参加したくない場合は、その理由を教えてください。
2つまでに○をつけてください。

【有効回答613人、無回答・無効25人】

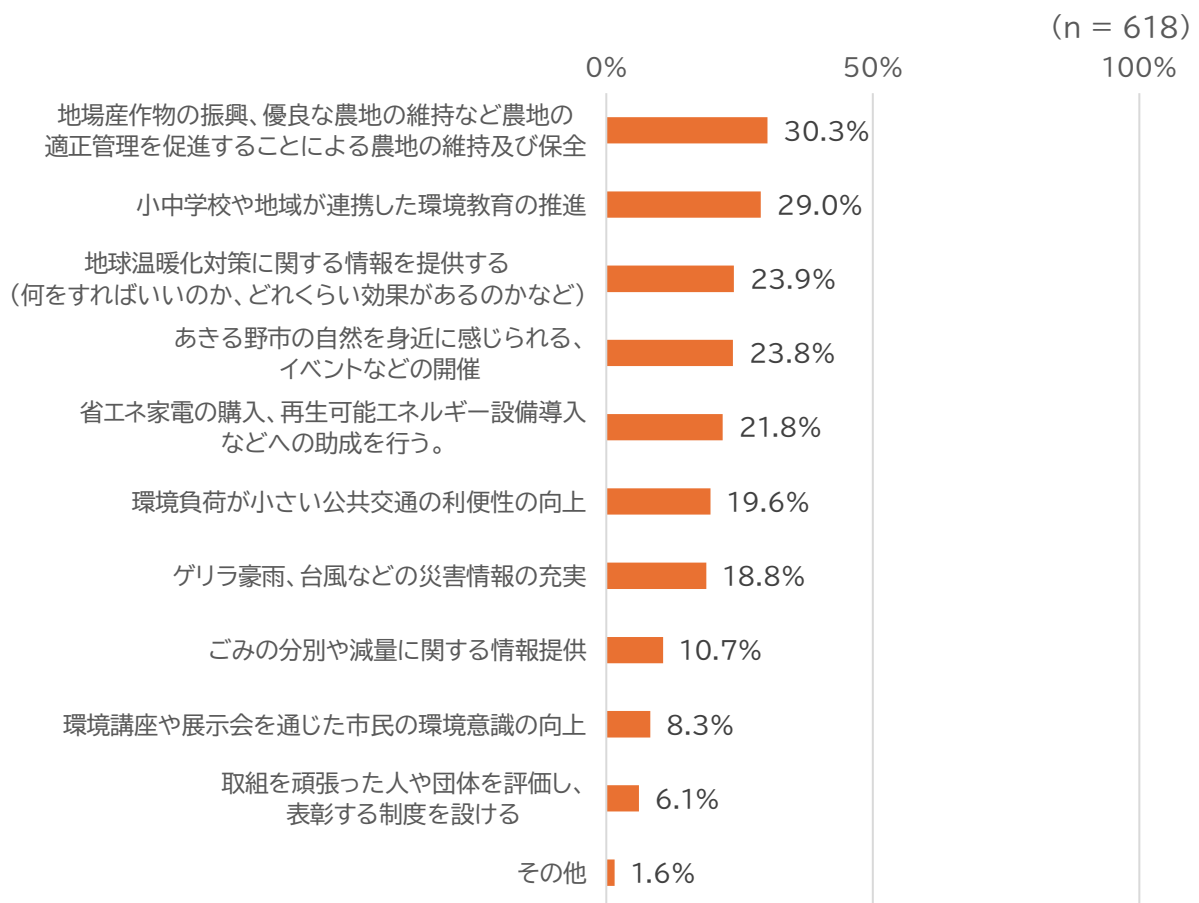
- 「家庭での節電に取り組む」の占める割合が 71.0%となり、次いで「ごみ分別の徹底やごみの減量に取り組む」が 45.2%となりました。
- 節電の取組の関心が高い反面、「再生可能エネルギー電力プランへの切り替え」や「住宅へ太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する」を実行したいという回答が少なくなっています。
- 安心して契約できる電力プランを含む、再生可能エネルギー導入に関する情報提供が有効であると考えられます。



問10 あきる野市において、市民が環境保全や地球温暖化対策の取組を積極的に行うようにするために、市はどのようなことを実施すべきだと思いますか。あなたの考えに近いもの2つまでに○をつけてください。

【有効回答618人、無回答・無効20人】

- 「地場産作物の振興、優良な農地の維持など農地の適正管理を促進することによる農地の維持及び保全」の占める割合(30.3%)が最も多いですが、いずれの選択肢も均衡しています。
- 「小中学校や地域が連携した環境教育の推進」や「地球温暖化対策に関する情報を提供する」が20%を超えており、一人ひとりの取組を促す施策が求められています。

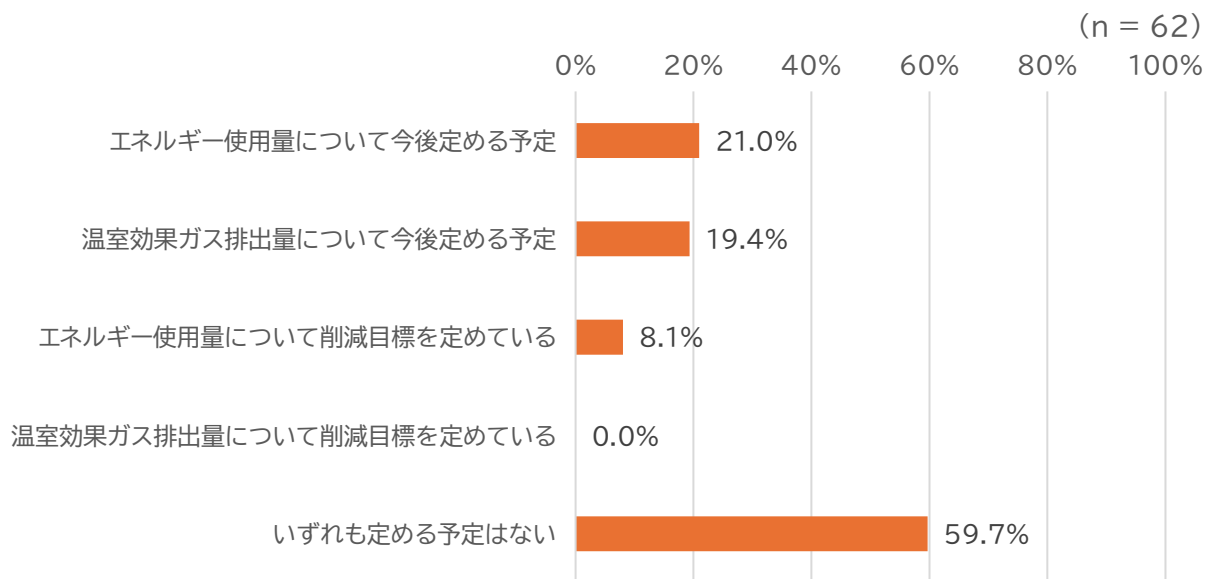


【事業者】

問4-1 貴事業所ではエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減目標を定めていますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

【有効回答62事業所、無回答・無効3事業所】

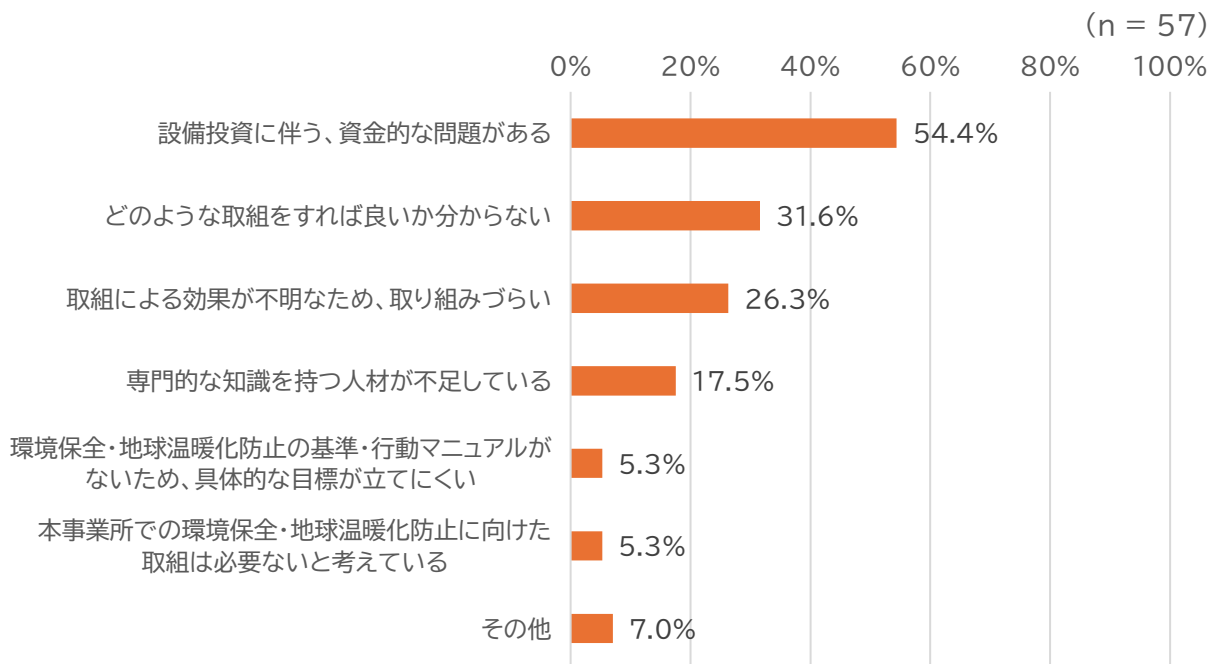
- 約6割が、エネルギー使用量や温室効果ガス削減目標を定めるは予定ないと回答しています。
- 事業者や市、市民が一体となって取組を推進していくために、共有の目標である国全体、事業所が属する各部門の削減目標を周知する必要があります。また、目標を設定し計画的に取組を進めるための技術的な支援が必要です。



問8 貴事業所で環境保全・地球温暖化防止に向けて取組を実施する上で妨げに感じていることは何ですか。あてはまるもの2つまでに○をつけてください。

【有効回答57事業所、無回答・無効8事業所】

- 取組実施の妨げと感じていることについて、「設備投資に伴う、資金的な問題がある」との回答が半数以上を占めています。
- 国や都の補助制度(ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業、中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業等)に関する情報提供が求められます。
- また、「どのような取組をすれば良いか分からない」「取組による効果が不明なため、取り組みづらい」という回答が多くなっています。
- 具体的な取組内容及び取組効果について情報提供していく必要があります。また、取組実施によるコスト削減効果や環境保全・地球温暖化防止に向けた取組の社会的要請が高まっており、今後取引先等からも取組実施を求められる可能性があること等、事業者にとっての取組意義を啓発していく必要があります。

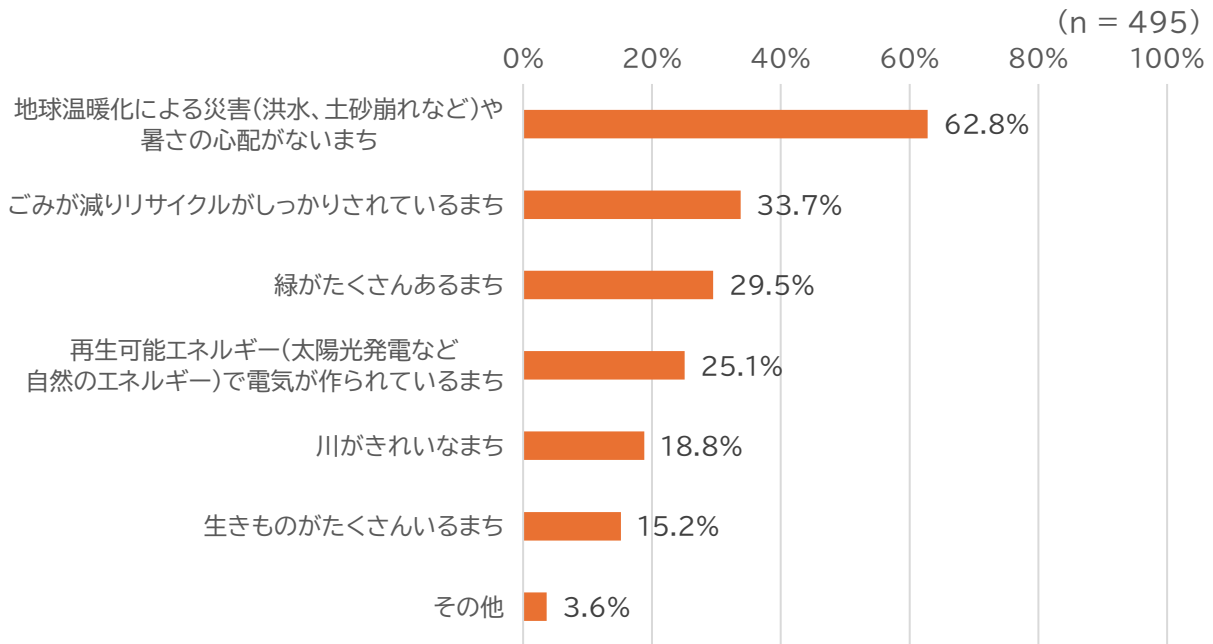


【子ども】

問2 あきる野市が将来どんなまちになってほしいと思いますか。
あてはまるものを2つまで選んでください。

【有効回答495人、無回答・無効0人】

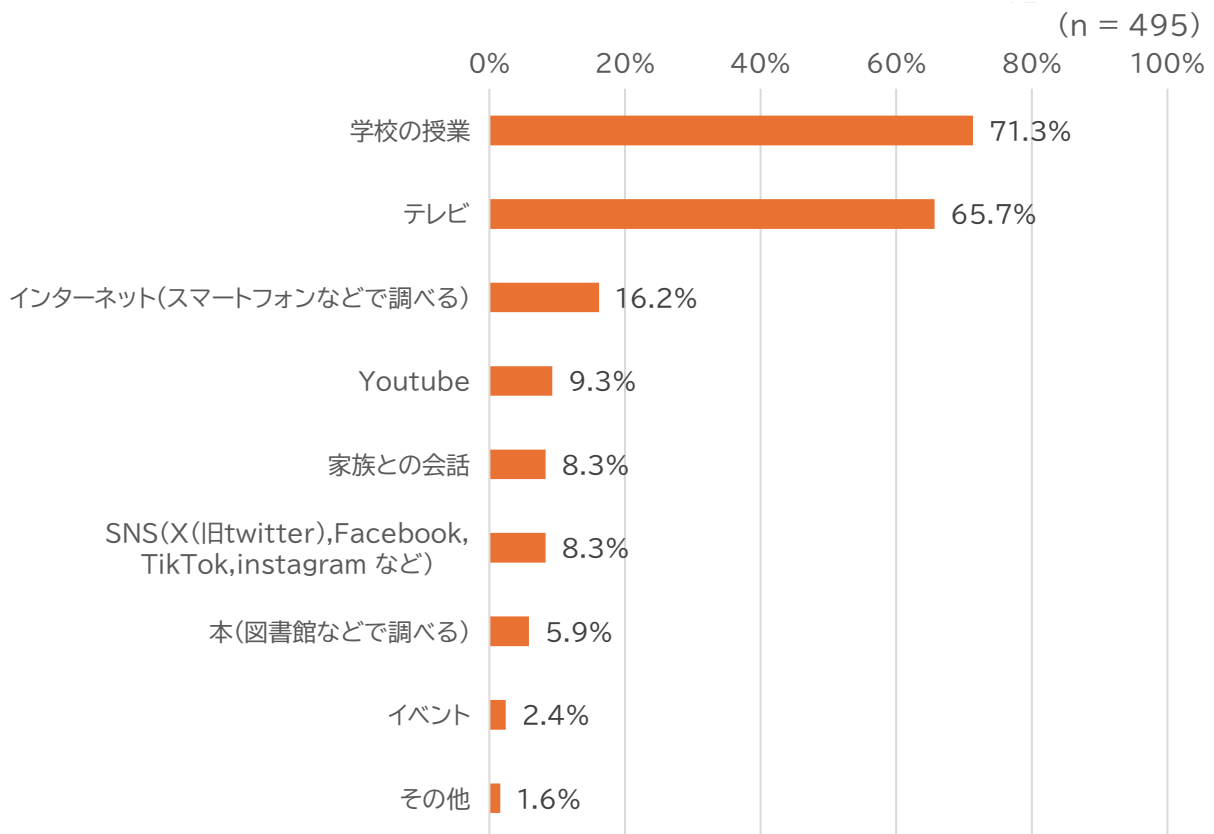
- 「地球温暖化による災害(洪水、土砂崩れなど)や暑さの心配がないまち」の回答が 62.8% となり、他の選択肢の2倍近くの回答となりました。
- 次世代においても、安心して暮らしを継続し続けるための環境保全が求められます。



問7 環境についてどこで学ぶことが多いか教えてください。
あてはまるものを2つまで選んでください。

【有効回答495人、無回答・無効0人】

- 環境について学ぶことが多い場所について「学校の授業」及び「テレビ」の回答が多く、「家族との会話」は8.3%に留まっています。
- 市としては、学校での環境教育の充実が求められます。また、学校で学んだことを家庭に持ち帰り、家族で話したり、行動に移したりするためのきっかけづくりへ展開できるような働きかけが必要です。



7. 市民ワークショップ

(1) 市民ワークショップの概要

目的

第三次あきる野市環境基本計画の策定に当たり、あきる野市の環境について市民の皆さんから広く意見を収集することを目的に、市民ワークショップを開催しました。

概要

地球温暖化対策、循環型社会、生物多様性の各テーマについて、第1回目ではあきる野市の特徴や課題への認識、第2回目では未来のあきる野市の環境像について、意見交換を行いました。

日程	回	主なテーマ・内容	
		意見交換	情報提供
令和6(2024)年 11月24日(日)	地球温暖化対策 【第1回】 13時～15時	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動、温暖化を実感すること ● 地球温暖化防止に向けて取組・実践していること、今後やりたいこと/省エネ、再エネなど 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の説明とこれまでの取組内容の紹介 ● 文献やデータから分かるあきる野市の環境の状況 ⇒意見交換のインプット情報として提供
	循環型社会 【第1回】 16時～18時	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会(ごみ減量、資源の有効活用)に向けた取組・実践していること、今後やりたいこと/3R、ごみの分別・改修、ポイ捨てなど ● 取り組んでくれない人へのアプローチ、皆が取り組むための仕組み・工夫 	
令和6(2024)年 12月21日(土)	生物多様性 【第1回】 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ● あきる野市の自然環境の好きなおところ・誇れるところ・気になること ● 自然環境を守るための取組・実践していること 	
	地球温暖化対策 【第2回】 14時～16時		
令和7(2025)年 1月25日(土)	循環型社会 【第2回】 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ● あきる野市が目指す環境の姿 ● その実現に向けて必要な取組、イチオシのアイデア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回の意見交換の振り返り ● 現行計画における環境像、上位関連計画で位置づけている理想像(方針)
	生物多様性 【第2回】 14時～16時		

(2) 市民ワークショップの実施結果

次ページに、市民ワークショップの実施結果(あきる野市が目指す環境の姿、その実現に向けて必要な取組に対する意見)をグラフィックレコーダで作成した内容を示します。

【地球温暖化対策】



グラフィックレコーダ(地球温暖化対策)

【循環型社会】



グラフィックレコーダ(循環型社会)

【生物多様性】



グラフィックレコーダ(生物多様性)

実施概要

【地球温暖化対策】

資料

①次第、②座席表、③説明資料、④ワークシート

第1回 意見概要

【テーマ①気候変動、温暖化を実感すること】

- 夏が暑すぎる、夜になっても谷風が吹かず涼しくならない。
- 紅葉の時期が遅くなるなど、季節感が変わってきている。
- トマトのヘタの日焼けが増えた、作物の収穫時期の変化や不作が発生している。
- 昔では考えられないほどの自然災害が頻繁におきている。

【テーマ②地球温暖化防止に向けて取組・実践していること、今後やりたいこと/省エネ、再エネなど】

<実践していること>

- 再生可能エネルギーの有効活用、再エネ電力プランの利用。
- 温室効果ガスを排出するガソリン車の使用を減らす、公共交通・自転車の利用。
- ごみを減らす、いらぬ物は買わない。

<今後やりたいこと、必要なこと>

- 大人が危機感を持つ、持たせる。
- 二酸化炭素を吸収する森林、里山の再生、環境保全型の農業の推進。
- 取組の実施に対して市内で使えるポイントを付与。

第2回 意見概要

【テーマ①あきる野市が目指す環境の姿】

- 市民参加型で自然保護や環境保全が進み、誰でも楽しめる遊歩道や登山道、川遊びなどの場所が提供されている。
- 環境意識が高く、エネルギー消費を抑制する取組、再生可能エネルギーの利用、地産地消などが行われている。
- 市の情報発信が活発で、市民参加型でゼロカーボンや田舎型の環境を守る努力が行われている。
- 里山の循環利用などを通じて地域の経済と環境の両立が図られ、住民の生活の質向上が目指されている。
- 市民の意識向上が地域改善に貢献し、住みやすい街作りが進められている。

【テーマ②その実現に向けて必要な取組、イチオシのアイデア】

- 市民が参加しやすくするために、企業と連携して予算の問題を解決。
- SNS を活用して、市の取組を広め、住民とのつながりを強化。
- 効率的な支援や参加しやすいシステムを整えて、より多くの市民が活動に参加しやすくする。
- 交通網を発展させて、自家用車の使用を減らす。JR との連携で自転車移動を推進。
- 大人向けの環境教育の機会を増やして、市民の環境意識を向上させる。
- 環境保全型農業の消費促進で、持続可能な農業を支援。
- あきる野市への移住を促進する特徴ある施策。

【循環型社会】

資料	① 次第、②座席表、③説明資料、④ワークシート
第1回 意見概要	<p>【テーマ①循環型社会(ごみ減量、資源の有効活用)に向けた取組・実践していること、今後やりたいこと】</p> <p><実践していること></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要なものだけを購入する。 ● フードドライブやフードバンク活動を通じて食品ロス削減を推進する。 ● 細かくごみを分別することでリサイクルの効率を高める。 <p><今後やりたいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業とタイアップをしてリサイクルしやすい製品を作る。 ● 災害にも強い循環型のインフラや社会を地域でつくる。 ● 里山資源(竹・ナラ・スギ・捕獲害獣・堆肥等)を有効利用。 ● 5Rの徹底(不要な物は買わない、フードロス削減)。 ● 不法投棄を防ぐためにはゴミ袋を無償化、ゴミ量を減らすためには高価にする。 <p>【テーマ②取り組んでくれない人へのアプローチ、皆が取り組むための仕組み・工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SNS での発信やポイント制、ゲーム形式により市民の参加を促進する。 ● やらない理由を聞いてみる、押しつけにしない。 ● 市民同士の繋がりを深め、コミュニティ活動を活発化させる。 ● リサイクル BOX やくるくるショップを増やし手軽に5Rに取り組む環境を整備。
第2回 意見概要	<p>【テーマ①あきる野市が目指す環境の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森や川を守り、地域資源を活用して持続可能な社会を目指す。循環型社会を実現し、災害に強いまちを作る。 ● 出産数を増やし、地域活性化を図る。人口流出を防ぐための価値提供。 ● せん定木や廃プラを資源として活用、分別回収強化。 ● 資源活用を促進し、地域内の雇用創出。 ● 環境担当を各課に配置し、環境意識を全職員に浸透させる。 ● 5R の実践を市民に浸透させ、無駄のない生活を推進。 <p>【テーマ②その実現に向けて必要な取組、イチオシのアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 継続的な循環システムを作り、住環境のマッチングや空き家活用を促進。 ● 堆肥作成に対してポイントシステムを導入し、地域資源を活用。 ● 省エネや再利用(廃材、間伐材など)の促進。 ● 年長者の知識・経験を次世代に継承、子どもの体験学習。 ● 体験で終わらせず、継続的に続けていくために、楽しい取組であることが重要。 ● NPO 法人循環あきる野を設立し、市民が主体、市がサポート役として取組実施。 ● 資源を集めて人々が交流できるリサイクル・リユースの場を創出。

【生物多様性】

資料	①次第、②座席表、③説明資料、④ワークシート
第1回 意見概要	<p>【テーマ①あきる野市の自然環境の好きなところ・誇れるところ、気になること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 溪流(秋川溪谷等)や川、里山、深山、自然林、谷戸、湧水、ジオ、など、様々な自然を身近に感じられる。 ● 自然と文化が結びついている。 ● 森林・竹林・里山の整備不足、開発等により自然環境が破壊。 ● 行政・住民・団体で行う協働事業がある。 ● 高齢化による森林・竹林・里山整備の担い手不足。 ● クマ・シカ・イノシシ等による影響が生じている。 <p>【テーマ②自然環境を守るための取組・実践していること、やりたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森や田等の管理、森林資源の利用、湧水の保全。 ● 多摩産材をはじめとした山の恵みの利活用。 ● 自然の恵みを実感する、野生動物の暮らしを知る。 ● 子どもがより自由に川で遊び、学べるようにする。 ● 地産地消のために、地元産品の給食での利用や、販売等。 ● 自然環境に配慮した商品等の購入、地産地消の推進。 ● 行政による制度づくり、整備事業の地域住民への周知。
第2回 意見概要	<p>【テーマ①あきる野市が目指す環境の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 里山維持管理で多様な自然と環境に優しい林業が行われている。 ● 市民活動と協力して環境保全。新たな循環型コミュニティ構築。 ● 環境がつながり、多様な生物が共存。水質保持。 ● 熊との共存と野生動物保護を意識。 ● 行政が積極的に環境活動に参加、教育とサポート。 ● 市民参加型の自然保護と環境づくり。生物多様性について話し合う場を提供。 ● 山、川、里がバランスよく整備され、自然体験が可能。 ● 地産地消、クリーンエネルギー、ゴミゼロ、森林資源活用。 <p>【テーマ②その実現に向けて必要な取組、イチオシのアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小峰ビジターセンターや企業との連携、エシカル消費や地産地消の推進。 ● 市民農園支援や地元食材活用、農業教育の強化。 ● 野生動物に関する教育や対策の普及。 ● 里山体験や自然体験イベントを増やし、環境教育を実施。 ● サポート役として地域の活動をつなげ、ボランティアや市民活動を支援。 ● 環境活動のシンポジウム、SNSを活用した情報共有。 ● 地域での生物調査や保護活動、外来種対策。 ● 学校での環境教育や体験活動を通じて多様性への理解を深める。

8. 環境像の検討と投票

(1) 市民検討委員会による環境像案

●案1について

『知ろう！行動しよう！みんなで守るあきる野の自然 みんなで防ぐ地球の危機』

【込めた想い】

あきる野市の自然を守ったり、地球の危機を防いだりするために、みんなで環境のことを知って、行動していこう！という想いを込めました。

また、あきる野市での暮らしと、気候変動などの地球全体の危機は結びついていて、私たち1人1人の行動によって、どちらもより良くしていけることを表しています。

●案2について

『未来まで続く色彩躍る故郷あきる野^{まち} ～みんなで守る美しく豊かな自然～』

【込めた想い】

あきる野の自然環境が織りなす色とりどりの四季や東西の特色ある景観、そして、多様な文化と様々な人々が活躍している様子を「色彩躍る」で表現しました。みんなで、あきる野市の魅力あふれる環境を未来まで守っていくんだ！という想いを込めました。

将来まであきる野市が、住んで良かった・来て良かったと思える故郷であり続けるため、この美しく豊かな自然をみんなで保全していくことが大切だということを表しています。

●案3について

『あなたが“まわす” あなたが“つなぐ” 自然と共生したあきる野の豊かな環境』

【込めた想い】

これまで引き継がれてきたあきる野市の自然環境や多様な資源、それらによって形成される生活や文化を守り、大切にしていくという想いを込めました。

すべての「あなた」とともに、あきる野市でこれからも暮らしていくために、あきる野市の環境を守るということを表しています。

(2) あきる野環境フェスティバルにおける投票及び展示の実施

市民に広く受け入れられ、共に目指す理想の姿として定着する環境像を設定するために、市民検討委員会において検討した環境像案への投票による意見収集を行いました。

また、市民の環境保全への関心や理解を深めるために、環境基本計画やこれまでの市の取組などに関する展示を行いました。

概要

【あきる野環境フェスティバル開催日時】

日時: 令和7(2025)年5月10日(土)

10:00~15:00

場所: 都立秋留台公園



展示内容

- 環境基本計画とは
- 環境像とは
- 環境像案の紹介
- 投票シート
- 市民ワークショップの開催報告
- あきる野市の環境と取組状況について

(3) 環境像投票結果

環境像の候補(3案)への、あきる野環境フェスティバルにおける投票結果は以下のとおりでした。案2が最も多く選ばれました。

		投票総数
環境像の候補		投票数
案1	知ろう！行動しよう！ みんなで守るあきる野の自然 みんなで防ぐ地球の危機	80
案2	未来まで続く色彩躍る故郷あきる野 ~みんなで守る美しく豊かな自然~	121
案3	あなたが“まわす” あなたが“つなぐ” あきる野の豊かな自然と共にある暮らし	109

また、あきる野環境フェスティバルに加えて、Webでの市民投票及び庁内投票の結果を下記に示します。第5回市民検討委員会における投票結果も合わせた投票数合計では、案2が最も多くなりました。

	Web 市民投票	庁内投票	環境フェスティバル	市民検討委員会(第5回)	投票数合計
案1	35	53	80	7	175
案2	80	81	121	2	284
案3	37	36	109	2	184
投票総数	152	170	310	11	643

9. 関連指標の考え方

第4章に掲載の関連指標について、指標の内容や実績値の把握方法を下記に示します。

(1) 自然環境分野

施策の柱1

関連指標	内容
生物調査の実施回数（回）	あきる野市自然環境調査部会及び森林レンジャーあきる野等による年間の調査実施回数
生物多様性という言葉の認知度（%）	市民アンケート調査結果に基づく認知度 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
外来種という言葉の認知度（%）	市民アンケート調査結果に基づく認知度 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
生物多様性に関する情報発信件数（件）	森林レンジャーあきる野新聞、森林レンジャーがゆく（広報掲載）などによる情報発信件数

施策の柱2

関連指標	内容
生息地等保全協定の締結件数（件）	あきる野市生物多様性保全条例における生息地等保全協定の締結件数
有害鳥獣による被害面積（a）	東京都が公表する「野生鳥獣による農作物被害状況調査結果」における市内における被害面積と被害額
有害鳥獣による被害額（千円）	
外来生物駆除活動の協力者数（人）	外来生物（アライグマ・ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、アメリカザリガニ、外来植物）駆除活動における協力者人数（外来生物駆除イベントの参加人数も含む）

施策の柱3

関連指標	内容
里地・里山における市民参加型活動の回数（回）	下記の取組における市民参加による里地・里山における整備の実施回数と箇所数
里地・里山における市民参加型活動の箇所数（箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ・菅生大沢整備 ・菅生大沢整備 ・昔道・尾根道整備 ・景観整備 ・ホタル保全
平井川の調査で確認された在来の水生生物の種数（種類）	あきる野市自然環境調査部会による調査結果
市内におけるみどり率（％）	緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、本市全体に占める割合 東京都が行う調査結果より把握
保存緑地(樹林地)の指定面積(m ²)	本市内の保存緑地(樹林地)の指定面積

施策の柱4

関連指標	内容
多摩産材(木材)の利用量（m ³ ）	公共事業における多摩産材の利用量
多摩産材(木材)の利用件数（件）	公共事業における多摩産材の利用件数
地産地消の実施率（％）	市民アンケート調査結果に基づく実施率 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
自然体験・学習イベントの開催回数（回）	下記の取組における実施回数及び参加人数
自然体験・学習イベントの参加人数（人）	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな子どものおさんぽ会 ・港区交流事業 ・外来種対策 ・森林レンジャーあきる野 ・小宮ふるさと自然体験学校 ・菅生子どもの森活動

(2) 生活環境・資源循環分野

施策の柱1

関連指標	内容
環境基準の達成率 (大気、水質など) (%)	本市内の調査地点における環境基準の達成率
生活排水処理率 (%)	計画処理区域内における水洗化や、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)処理がされている人口の割合 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100
水洗化率 (%)	計画処理区域内における公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設によってし尿が処理可能で、水洗しているトイレを利用している人口の割合 水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100

施策の柱2

関連指標	内容
市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量 (g/人日) 市民一人一日当たりの不燃ごみ排出量 (g/人日) 市民一人一日当たりの粗大ごみ排出量 (g/人日)	家庭系及び事業系一般廃棄物の年間排出量を年間日数及び人口で除した値 市民一人一日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 365 日(うるう年は 366 日)
資源化率 (%)	排出される廃棄物の総量に対し、資源として再利用された割合 資源化率 = (資源ごみからの資源化量 + 資源集団回収量 + 収集後資源化量) ÷ (総ごみ量 + 資源集団回収量)
ごみ処理によって回収可能となる資源化量 (t) ※可燃ごみ残さや粗大ごみ破碎処理により回収可能となる鉄、非鉄類の重量	焼却施設及び資源化施設以外の施設から回収した資源化量

施策の柱3

関連指標	内容
一斉清掃の参加率（％）	人口に対する一斉清掃延べ参加人数の割合
ボランティア袋の各施設での年間配布数（組） ※一斉清掃配布分を除く	公共施設におけるボランティア袋の年間配布数
SNS、一斉メール等で清掃活動を紹介した回数（回）	市からの情報発信回数

(3) 気候変動対策分野

施策の柱1

関連指標	内容
本市の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	本市域内全体から排出される二酸化炭素量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
市の事務事業における二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	公共施設や市の事務事業に伴って排出される二酸化炭素量
家庭部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	本市域内全体から排出される二酸化炭素量のうち、家庭、製造業等の産業、オフィス等の民生業務における排出量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
産業部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	
民生業務部門の二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	

施策の柱2

関連指標	内容
市内の太陽光発電設備導入量（累計）（MWh）	本市内において導入された太陽光発電設備導入量（FIT・FIP 制度を活用した導入量） 環境省が公表する「自治体排出量カルテ」より把握
公共施設における実質再エネ電力の導入率（％）	公共施設の電力使用量に占める実質再エネ電力の割合

施策の柱3

関連指標	内容
運輸部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する「多摩地域の温室効果ガス排出量」より把握
JR 五日市線の1日当たりの利用者数 (人/日)	JR 五日市線の本市内の乗降者数
路線バスの1日当たりの利用者数 (人/日)	路線バスの本市内の乗降者数
るのバスの1日当たりの利用者数 (人/日)	市が運営する、るのバスの乗降者数
デマンド型交通の1日当たりの利用者数 (人/日)	市が運営する、デマンド型交通の乗降者数
公用車の次世代自動車導入率 (%)	公用車全台数に対する次世代自動車の割合

施策の柱4

関連指標	内容
グリーンカーテンの実施率 (%)	市民アンケート調査結果に基づく実施率 5年に1度の頻度でアンケートを実施して把握
森林整備(主伐・間伐)面積 (ha)	市内において主伐・間伐等の整備を行った森林面積

施策の柱5

関連指標	内容
クーリングシェルター登録施設数 (累計) (施設)	クーリングシェルター(涼み処)へ登録した公共施設及び民間施設数
熱中症救急搬送者数 (人)	東京都消防庁が公表する区市町村別熱中症搬送人員より把握

(4) 人の分野活動

施策の柱1

関連指標	内容
小中学校における環境教育の実施回数（回）	下記の取組における環境教育の実施回数 ・食品ロスに関する出前授業 ・小宮ふるさと自然体験学校での自然体験授業 ・森林レンジャーあきる野による環境教育講座
新規就農者数(累計)（人）	本市における新規就農者数
環境フェスティバルの来場者数(推計)（人）	当日の計数によって把握

施策の柱2

関連指標	内容
あきる野の農と生態系を守り隊の新規登録者数(累計)（人）	あきる野の農と生態系を守り隊への累計登録者数
企業の森整備面積（ha）	本市において企業が主体となって整備した森林面積

10. 用語解説

あ行

エコドライブ

省エネルギー及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。自動車等の駐・停車中にエンジンを止めるアイドリング・ストップをはじめ、周囲の交通状況を乱さない速度での走行、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エシカル消費(エシカルしょうひ)

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。地産地消やエコ商品の選択、買物のときに必要なものを必要な分だけ購入すること、レジ袋の代わりにマイバッグの使用などがあげられる。

汚濁負荷量(おたくふかりょう)

陸域から河川等に流れ込む有機物や窒素、リン等の汚濁物質のこと。汚濁物質の濃度と排水量を掛け合わせることで計算される。

尾根道(おねみち)

山の頂上と頂上を結ぶ、細長く連なる高い地形である尾根に沿って整備された、登山道や散策路のこと。

温室効果ガス(おんしつこうかガス)

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

か行

カーボンオフセット

日常生活や経済活動における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスを、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせる考え方のこと。

崖線(がいせん)

河川の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。

外来生物(がいらいせいぶつ)

もともとその地域にいなかった生きもので、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。生きものは、観賞、食用などの目的で意図的に運ばれたり、荷物や乗り物に付着して非意図的に運ばれることがあり、それらの生きものが、人の手から離れ、野生化することにより、外来生物として扱われる。

合併処理浄化槽(がっぺいしよりじょうかそう)

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

環境基準(かんきょうきじゅん)

「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。

環境倫理(かんきょうりんり)

人のあらゆる行動が、自然環境や世界の人々、将来世代に及ぼす影響をよく考えた行動選択を行うこと。

休耕地(きゅうこうち)

農家の高齢化や後継者不足等により、一定期間農作物の栽培を行っていない農地のこと。

クーリングシェルター

改正気候変動適応法に基づき、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、一般に開放される暑さをしのげる場所のこと。本市では、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、市民が誰でも気軽に暑さをしのぎ、一時的に休憩できる場所(涼み処)として開放している。

小売電気事業者(こうりでんきじぎょうしゃ)

発電所などから仕入れた電気を、一般家庭やビル、工場などに販売する事業を営むために、経済産業大臣の登録を受けた事業者のこと。平成 28(2016)年の電力の小売自由化により、一般家庭においても地域ごとに決められていた電力会社以外に、様々な小売電気事業者のプランを比較して、電力を購入することができるようになった。

さ行

再生可能エネルギー(さいせいかのうエネルギー)

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」と定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがあげられる。再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーと異なり、枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

在来種(ざいらいしゅ)

もともとその地域に生息・生育している生きもののこと。

里地・里山(さとち・さとやま)

自然と都市の間に位置し、集落とその周辺の雑木林や農地、ため池などで構成される地域のこと。特有の生きものの生息・生育環境や、良好な景観等の観点から重要な地域である。

資源化率(しげんかりつ)

排出される廃棄物の総量に対し、資源として再利用された割合

資源化率＝

(資源ごみからの資源化量＋
資源集団回収量＋収集後資源化量)÷
(総ごみ量＋集団回収量)

次世代自動車(じせだいじどうしゃ)

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがあげられる。

シビックプライド

都市や地域に対する市民が持つ誇りや愛着のこと。

循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。

食育(しょくいく)

生涯を通じた健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承や発展、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。

食害(しょくがい)

害虫や野生動物などが農作物や樹木などを食べることによる被害のこと。

人獣共通感染症

(じんじゅうきょうつうかんせんしょう)

動物からヒトへ、ヒトから動物へうつる感染症のこと。病原体はウイルス、細菌、寄生虫と多岐にわたる。

水源かん養機能(すいげんかんようきのう)

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留し(保水機能)、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。広義では、これに森林の土壌による水質浄化作用(水質をきれいにする)も含む。

水質汚濁(すいしつおだく)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、有害物質による魚介類や人への被害などがあげられ、「水質汚濁防止法」等に基づき、規制が行われている。

水洗化率(すいせんかりつ)

公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設によってし尿が処理可能で、水洗しているトイレを利用している人口の割合

水洗化率＝

$$\frac{(\text{水洗化} \cdot \text{生活雑排水処理人口} + \text{水洗化} \cdot \text{生活雑排水未処理人口})}{\text{計画処理区域内人口}} \times 100$$

生活排水処理率(せいかつはいすいしよりりつ)

水洗化や、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)処理がされている人口の割合

生活排水処理率＝

$$\frac{\text{水洗化} \cdot \text{生活雑排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \times 100$$

生態系(せいたいけい)

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生きものとその生活に関与する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間(系)のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。

生物多様性(せいぶつたようせい)

森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長もしくは地方自治体として公表した地方自治体

た行

大気汚染(たいきおせん)

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙(硫黄酸化物、ばいじんなど)、一般粉じん(鉱物などの堆積場から飛散)、特定粉じん(アスベスト)、特定物質(ベンゼンなど)について、規制が行われている。

脱炭素経営(だつたんそけいえい)

気候変動対策を単なるコスト増加やCSR活動の一環として行うものではなく、自社の経営上の重要な課題であり、経営リスクの低減や成長のチャンスと捉えて取り組むこと。

地産地消(ちさんちしょう)

地域で生産されたものをその地域で消費すること。農林水産省では、これに加え、「農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」としている。

は行

パーク・アンド・ライド

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部などに駐車場を整備し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのこと。市街地における、交通渋滞の緩和、交通大気汚染回避等の効果がある。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

付加体(ふかたい)

海洋プレートが大陸の下に沈み込むときに、その堆積物が海洋プレートから剥がれて大陸の淵に加わったもののこと。

保存緑地(ほぞんりょくち)

市内の緑の保全を図るため、「緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の4種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。

ま行

みどりのネットワーク

緑地や公園などの生きものが生息・生育する空間が適切に配置され、生態系として有機的につながるネットワークのこと。生きものが生息・生育する拠点となる自然環境から、周辺に点在する大小さまざまな自然環境へ行き来することでつながりが生まれ、地域全体の生物多様性を高めることができる。

木質バイオマス(もくしつバイオマス)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するもののこと。エネルギー源として用いるため、木質バイオマスを燃焼させることなどにより、二酸化炭素が発生する。しかしながら、木質バイオマスは成長過程で光合成により二酸化炭素を消費しているため、石油などの化石燃料と異なり、実質的には二酸化炭素を増やさないとされている。

モニタリング

自然環境の状況などについて、継続的又は定期的に調査を実施すること。公害規制などで用いられる場合は、「監視」の意味で用いられる。

や行

有害化学物質(ゆうがいかがかくぶっしつ)

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質のこと。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などで取扱いが規制されている。

有害鳥獣(ゆうがいちょうじゅう)

農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える野生鳥獣のこと。東京都では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどに加え、アライグマ、ハクビシンについても外来生物として有害鳥獣の捕獲対象とされている。

有害鳥獣対策(ゆうがいちょうじゅうたいさく)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲等が行われる。

遊休農地(ゆうきゅうのうち)

長期にわたる不作付け地などのこと。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。

要請限度(ようせいげんど)

自動車騒音の一定の限度のこと。市長は、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、東京都公安委員会に対し、道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請することができる。

ら行

レッドリスト

絶滅の恐れのある野生生物の一覧のこと。絶滅の危険性の高さに応じて、カテゴリー分けがなされる。

わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラスチック製品のこと。例として、プラスチック製のスプーンやストロー、歯ブラシ、商品包装などが挙げられる。

数・英

PDCA サイクル

PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

裏表紙(仮)

QR